

中学校学習指導要領解説 道徳編

平成 20 年 7 月

文 部 科 学 省

目 次

第1章 総説	1
第1節 道德教育改訂の要点	1
1 改訂の経緯	1
2 道德教育改訂の趣旨	3
3 道德教育改訂の要点	7
4 昭和33年からの改訂の歩み	11
第2節 道德教育の基本的な在り方	15
1 道德の意義	15
2 道德性の発達と道德教育	16
3 生徒を取り巻く社会の変化と道德教育	21
第2章 道德の目標	24
第1節 道德教育と道德の時間	24
第2節 道德教育の目標	25
第3節 道德の時間の目標	30
第4節 道德教育推進上の基本的配慮事項	33
第3章 道德の内容	36
第1節 内容の基本的性格	36
1 内容のとらえ方	36
2 内容構成の考え方	36
3 内容の取扱い方	38
第2節 内容項目の指導の観点	40
1 主として自分自身に関する事	40
2 主として他の人とのかかわりに関する事	45
3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関する事	51
4 主として集団や社会とのかかわりに関する事	54

第4章 道徳の指導計画	64
第1節 指導計画作成の方針と推進体制の確立	64
1 校長の方針の明確化	64
2 道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備	65
第2節 道徳教育の全体計画	67
1 全体計画の意義	67
2 全体計画の内容	68
3 全体計画作成上の創意工夫と留意点	69
第3節 道徳の時間の年間指導計画	72
1 年間指導計画の意義	72
2 年間指導計画の内容	73
3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点	74
第4節 学級における指導計画	77
1 学級における指導計画の意義	77
2 学級における指導計画の内容	77
3 学級における指導計画作成や活用上の創意工夫と留意点	78
第5節 指導内容の重点化における配慮と工夫	79
第5章 道徳の時間の指導	82
第1節 指導の基本方針	82
第2節 学習指導案の内容とその作成	85
1 学習指導案の内容	85
2 学習指導案作成の主な手順	86
3 学習指導案作成上の創意工夫	87
第3節 学習指導の多様な展開	88
1 学習指導過程の創意工夫	88
2 多様な学習指導の構想	90
3 指導方法の創意工夫	92
第4節 道徳の時間の指導における配慮とその充実	95
1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実	95
2 体験活動を生かすなどの指導の充実	96
3 魅力的な教材の開発や活用	98
4 表現し考えを深める指導の工夫	100
5 情報モラルの問題に留意した指導	102

第6章	教育活動全体を通じて行う指導	104
第1節	指導の基本方針	104
第2節	各教科，総合的な学習の時間及び特別活動における指導	107
1	各教科における指導	108
2	総合的な学習の時間における指導	111
3	特別活動における指導	113
第3節	その他の教育活動における指導	116
1	日常的な生活の場面における指導	116
2	人間関係の充実	117
3	教室や校舎・校庭等の環境の整備	118
第7章	家庭や地域社会との連携	120
第1節	家庭や地域社会における道徳教育とその役割	121
1	家庭における道徳教育	121
2	地域社会における道徳教育	121
第2節	家庭や地域社会との連携による道徳教育	123
1	家庭や地域社会との協力体制	123
2	多様な連携の創意工夫	125
第8章	生徒理解に基づく道徳教育の評価	129
第1節	道徳教育における評価の意義	129
第2節	道徳性の理解と評価	131
1	評価の基本的態度	131
2	評価の観点と方法	131
3	評価の創意工夫と留意点	133

第1章 総説

第1節 道徳教育改訂の要点

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
 - ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
 - ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
- が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、①については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。中学校学習指導要領は、平成21年4月1日から移行措置として数学、理科等を中心に内容を前倒しして実施するとともに、平成24年4月1日から全面実施することとしている。

2 道徳教育改訂の趣旨

(1) 改善の基本的な観点

今回の学習指導要領の改訂における道徳教育の改善についての基本的な観点は次のとおりである。

ア 改正教育基本法等の趣旨と道徳教育

改正教育基本法においては、その第1条において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的を規定し、第2条においては、その目的を実現するための目標を示した。そこでは、今後の教育において重視すべき理念として、従来から規定されている個人の価値の尊重、正義、責任などに加え、新たに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、生命や自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが規定された。

教育基本法の改正を受けた学校教育法の一部改正でも、義務教育の目標として、第21条において上記と同様の趣旨が明記された。学校で行う道徳教育は、これらの趣旨の実現に向けて取り組まれるものでなくてはならない。

イ 「生きる力」の理念の共有と道徳教育

「生きる力」をはぐくむことは、今回の学習指導要領においても引き継がれる。「生きる力」とは、変化の激しい社会において、人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるようになるために必要な、人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素としている。

子どもたちに必要とされる豊かな人間性とは、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にする心であるにとらえられる。このような心の育成を図るのが心の教育であり、その基盤としての道徳教育なのである。

次代を担う子ども自らが学ぶ意思や意欲をもち、未来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、自己責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何をなし得るかを大切に考える豊かな心をはぐくむことが重要である。その視点からも、道徳教育の充実は重要な課題である。

ウ これからの学校の役割と道徳教育

学校は、子どもたちの豊かな人格を形成していくとともに、国家・社会の形成者として必要な資質を培う場である。そのためには、子どもが友達や大人たちの中でかけがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わうことのできる学校にしていかななくてはならない。また、そのような学校は、子どもにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場であり、興味・関心のあることにじっくり取り組めるゆとりがあり、安心して自分の力を発揮できるような場であることが求められる。更に、そのための基盤として、子どもたちの望ましい人間関係や教師との信頼関係がはぐくまれていくことが重要である。

しかし、現在、子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることなど、子どもたちの心と体の状況にかかわる課題は少なくない。また、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ないことや、学習や将来の生活に対して無気力であったり不安を感じたりしている子どもの増加等も指摘されている。その中で、現実から逃避し、今の自分さえよければという自己の考えに閉じこもりがちなる子どもの問題も指摘されている。子どもたちが、他者、社会、自然・環境との豊かなかかわりの中で生きるという実感や達成感を深めてこそ健全な自信がはぐくまれる。そのためにも、学校の集団生活の場としての機能を十分に生かし、道徳教育の一層の充実を図らなければならない。

エ 学校段階における重点の明確化と道徳教育

道徳教育はすべての学校段階において一貫して取り組むべきものであり、幼稚園、小・中・高等学校の学校段階や小学校の低・中・高学年の各学年段階ごとにその重点を明確にし、より効果的な指導が行われるようにする必要がある。その際、

- ・幼稚園においては規範意識の芽生えを培うこと、
- ・小学校においては生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実すること、
- ・中学校においては思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実すること、
- ・高等学校においては社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実すること、

にそれぞれ配慮する必要がある。

とりわけ、基本的な生活習慣や人間としてしてはならないことなど社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、そ

れらを基盤として、法やルールの意義やそれらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることなどが重要な課題となっている。

(2) 改善の基本方針

平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、このような観点を踏まえ、道德教育の充実・改善のための基本方針について、次のように示されている。

- 道德教育については、その課題を踏まえ、小・中・高等学校の道德教育を通じ、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自立し、健全な自尊感情をもち、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかわり、社会の一員としてその発展に貢献することができる力を育成するために、その基盤となる道德性を養うことを重視する。

また、発達の段階や社会とのかかわりの広がりなどの子どもたちの実態や指導上の課題を踏まえ、学校や学年の段階ごとに、道德教育で取り組むべき重点を明確にする。

- 道德の時間における子どもの受け止めは、小学校と中学校では相当に異なっていることから、幼児期や高等学校段階での改善を視野に入れつつ、より効果的な教育を行うために、小学校と中学校の指導の重点や特色を明確にする。

高等学校においては、道德の時間は設定されていないが、社会の急激な変化に伴い、人間関係の希薄化、規範意識の低下が見られる中で、高等学校でも、知識等を教授するにとどまらず、その段階に応じて道德性を養い、人間としての成長を図る教育の充実を進める。

- 学校全体で取り組む道德教育の実質的な充実を図る視点から、道德教育の推進体制等の充実を図る。

また、子どもの道德性の育成に資する体験活動を一層推進するとともに、学校と家庭や地域社会が共に取り組む体制や実践活動の充実を図る。

(3) 改善の具体的事項

更に、これらの基本方針を受け、改善の具体的事項が下記の10項目にわたって示されている。

- (7) 道德教育の指導内容について、子どもの自立心や自律性、生命を尊重する心の育成をいずれの段階においても共通する重点として押さえるとともに、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度などを育成するといった観点から、学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。特に人間関係や集団の一員としての役割や責任などを実践を通して学ぶ特別活動をはじめとして各教科等がそれぞれの特質を踏まえ担うものについても明確にする。

また、道徳教育の内容項目について、学校や学年の接続や系統性を踏まえて、分かりやすくする。

- (イ) 小学校における道徳の時間においては、自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から、低学年では、幼児教育との接続に配慮し、例えば、基本的な生活習慣や善悪の判断、きまりを守るなど、日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。

また、中学年では、例えば、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりにも配慮した指導を重視する。

さらに高学年では、中学校段階との接続も視野に入れ、他者との人間関係や社会とのかかわりに一層目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし、夢や希望をもって生きることの指導を重視する。特に高学年段階から同じテーマを複数の時間にわたって指導するなど、指導上の工夫を促進する。

- (ウ) 中学校における道徳の時間においては、思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。その際、法やきまり、社会とのかかわりなどに目を向ける、人物から生き方や人生訓を学んだり自分のテーマをもって考え討論したりするなど、多様な学習を促進する。

また、中学校は教科担任制であり、複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、学年や学校において協力し合う指導体制による展開を重視する。

- (エ) 高等学校においては、高等学校のすべての教育活動を通じて道徳教育が効果的に実践されるようにするため、学校としての指導の重点や方針を明確にし、道徳教育の全体計画の作成を必須化するとともに、各教科や特別活動、総合的な学習の時間がそれぞれの特質を踏まえて担うものについて明確にする。

また、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、生徒が人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論し考えたりしてその自覚を一層深めるようにする観点から、中核的な指導場面となる「倫理」や「現代社会」(公民科)、「ホームルーム活動」(特別活動)などについて内容の改善を図る。

- (オ) 特に小学校高学年や中学校の段階で、法やきまり、人間関係、生き方など社会的自立に関する学習において、より効果的な指導を行うため、道徳の時間及び各教科

- 等それぞれで担うものや相互の関連を踏まえ、役割演技など具体的な場面を通じた表現活動を生かすといった指導方法や教材等について工夫することが必要である。
- (カ) 道徳的価値観の形成を図る観点から、書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断等を表現する機会を充実し、自らの道徳的な成長を実感できるようにする。
 - (キ) 社会における情報化が急速に進展する中、インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。
 - (ク) 学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から、道徳教育主担当者を中心とした体制づくり、実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成、小・中学校における授業公開の促進を図る。
 - (ケ) 子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動として、例えば、幼児等と触れ合う体験、生命の尊さを感じる体験、小学校における自然の中での集団宿泊活動、中学校における職場体験活動、高等学校における奉仕体験活動などを推進する。
 - (コ) 道徳教育にとっても家庭や地域社会の果たす役割は重要であり、様々な学校教育活動について学校、家庭、地域が相互に結び付きを深める中で、道徳教育については、例えば、生活習慣や礼儀、マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるようにその促進を図ることが重要である。

3 道徳教育改訂の要点

これらの改善の基本方針等を踏まえて、次のような改善を行った。

(1) 「第1章 総則」の第1の2について

道徳教育の教育課程編成における方針として、道徳の時間の役割を「道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」とし、「^{かなめ}要」という表現を用いて道徳の時間の道徳教育における中核的な役割や性格を明確にした。また、「生徒の発達の段階を考慮して」と示し、学校や学年の段階に応じ、発達の課題に即した適切な指導を進める必要性について示した。

道徳教育の目標については、従来の目標に加えて、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」、「公共の精神を尊び」、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」を加えた。これらは、改正教育基本法における教育の目標や学校教育法の一部改正で新たに規定された義務教育の目標を踏ま

えたものである。

また、学校教育全体で道德教育を進めるに当たっては、「道德的価値に基づいた」と「職場体験活動」を新たに加え、中学校段階における道德教育の特質として道德的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深めることを一層明確にするとともに、特に社会において自立的に生きるために必要とされる力を育てる職場体験活動などの豊かな体験や道德的実践を充実させ、道德の時間と関連をもたせることによって生徒の内面に根ざした道德性の育成に配慮することを示した。更に、中学校段階において取り組むべき重点を明確にし、より効果的な指導が行われるように、「特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない」を新たに加えた。

(2) 「第3章 道德」について

ア 「目標」

学校教育全体で取り組む道德教育の^{かなめ}要としての道德の時間の役割と重要性を踏まえつつ、中学校段階における特質を一層明確にするため、「道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」と改善を図った。このことは道德の時間が、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道德的心情や判断力、実践意欲と態度などの道德性の育成と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってそれらを補充、深化、統合するものであることを示すとともに、人間としての生き方が単に行為の善悪や方法を求めるだけのものではなく、道德的価値に裏打ちされた人間としての生き方についての自覚を深め、よりよく生きるための道德的実践力を育成するものであることを一層明確にした。

イ 「内容」

内容については、その項目を示す前段の冒頭に「道德の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、次のとおりとする」と示した。これは、以下に示す内容項目のすべてが、道德の時間の内容として計画的、発展的に取り上げるべきものであり、教育活動全体でも、各教科等の特質に応じて指導するものであることを示している。このことは、それぞれの教育活動で行われる道德性育成の指導が、道德の時間において補充、深化、統合されると同時に、道德の時間で行った指導が学校の教育活動全体に波及し、生かされていくという関係があることも示している。

また、内容については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従来どおりとしつつ、以下のような改善を図った。

(ア) 2の視点について、2-(5)「謙虚に他に学ぶ広い心をもつ」を「寛容の心

をもち謙虚に他に学ぶ」とした。これは、小学校との内容の関連性と中学校における発達の段階を踏まえ、互いのもつ異なる個性を見つけ、違うものを違うと認める寛容の心をもって、他に対して謙虚に学ぶことをより一層強調したものである。また、これまでの2-(2)「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ」の文言から「感謝」を取り出し、新たに2-(6)「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる」として二つの内容項目に分け、全体の項目数を24項目とした。これまで「感謝」にかかる内容は、主として他の人から受けた思いやりに対する人間としての心の在り方であることから、「思いやり」にかかる内容と表裏一体のものとして合わせて一つの内容としてきたが、小学校における内容との接続や系統性を踏まえるとともに、自己を他の人とのかかわりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を一層充実する観点からこのような改善を図ったものである。

(イ) 3の視点について、3-(2)「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」を3-(1)に、3-(1)「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める」を3-(2)にとその配列を入れ替えた。これは、小学校との接続や系統性を踏まえつつ、3の視点の中で生命を尊重する心の育成を最初に位置付けたものである。

(ウ) 4の視点について、4-(2)「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」を4-(1)に、4-(3)「公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める」を4-(2)に、4-(4)「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」を4-(3)とした。また、4-(1)「自己が所属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める」を4-(4)として、以下の配列はこれまでと同様とした。これは、小学校との接続や系統性を踏まえつつ、法やきまりを守る態度等の育成にかかわる内容を最初に位置付けたものである。

ウ 「指導計画の作成と内容の取扱い」

指導計画の作成と内容の取扱いについては、特に次のような改善を図っている。

(ア) 1の道徳教育の指導計画の作成においては、「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に」

と示した。これは、全教師で作成する道徳教育の諸計画について、校長の方針を明確にし、学校として取り組む重点や特色を明確にする必要があることを示すとともに、道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付け、学校として一体的な推進体制をつくることの重要性を示したものである。

1の(1)の道徳教育の全体計画の作成に関しては、教育活動全体の関連を生かした指導の充実とともに、計画そのものに具体性をもたせ、より活用しやすいものとするために、各教科等の道徳性の育成に関して、主な指導の「内容及び時期」を含めた計画を作成する必要があることを示した。

1の(2)の道徳の時間の年間指導計画の作成に関しては、「第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げることを示した。このことは、道徳の内容項目について、どの内容も明確に各学年ごとに計画に位置付け、見通しのある適切な指導をすべきことを意味している。もとより、そこにおいて各内容項目の指導が確実に行われることを前提として、更に生徒や学校の実態に応じて特に必要と思われる内容項目に関して3年間を見通してどのように重点的な指導を計画的、発展的に行うかを検討し、各学校において充実した創意工夫ある指導が展開されることを求めていることに変わりはない。

1の(3)においては、今日の問題状況や生徒の実態等に即した指導がより一層充実し展開できるよう、「生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること」を示した。指導内容の重点化にかかわっては、特に「自他の生命を尊重」することや、「法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画」することを新たに配慮すべきこととして示した。また、思春期にある生徒の発達の段階を考慮し、「悩みや葛藤^{かつとう}等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解」等の課題を積極的に取り上げ、「道徳的価値に基づいた」人間としての生き方についての考えを深めることを改めて配慮すべきこととして示した。

(イ) 2について、趣旨はそのままとしている。なお、第2に示す道徳の内容について、「各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする」と示す趣旨をより明確にするため、学習指導要領の「第2章 各教科」及び「第4章 総合的な学習の時間」、「第5章 特別活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」においても、その趣旨を新たに規定した。

(ウ) 3に示す道徳の時間の指導に関しては、次のような改善を行っている。

3の(1)では、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導において「道徳教育推進教師を中心とした」指導体制を充実することとし、各学年や学級で進める道徳の時間の指導について、学校としての計画に基づいて見通しを

もって実施し、相互に情報交換したり、学び合ったりして一層の効果を高めること等の重要性を示した。特に、教科担任制がとられている中学校段階においては、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりの一層の推進が求められる。

3の(2)では、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力を育成するという観点から、「職場体験活動」を加え、「職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと」とした。

3の(3)では、教材の開発や活用に関して、「先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材」と具体的に例示し、多様な教材を生かした創意工夫ある指導を行うことを一層重視した。

3の(4)では、「自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること」と示し、全教育活動で充実する言語活動に関するものとして、道徳的価値観の形成を図る観点から、自己の心情や判断等を表現する機会を充実して、自らの成長を実感できるようにすることを重視した。

3の(5)では、「生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること」と示し、情報化の影の部分への対応を重視した。

(エ) 4においては、学校と家庭、地域社会とが共通理解を深め、相互の連携を生かした一体的な道徳教育が行われるよう、「道徳の時間の授業を公開」することに配慮する必要性について示した。

4 昭和33年からの改訂の歩み

今回の道徳教育の改訂は、昭和33年の学習指導要領の改訂において、道徳が教育課程に位置付けられて以来5回目になる。今回の改訂においても、道徳教育に関する基本的な考え方は変わっていない。

(1) 昭和33年の改訂

まず、「総則」の「第3 道徳教育」において、「学校における道徳教育は、本来、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする」ことや、「道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基く」こと、更に、道徳の時間においては「道徳的実践力の向上を図る」ことを明記している。

「第3章 第1節 道徳」の「目標」では、「総則」の道徳教育の目標の部分を再掲し、「進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成すること」と示している。

「内容」では、日常生活の基本的な行動様式、道徳的な判断力と心情・豊かな個性と創造的な生活態度、民主的な社会および国家の成員として必要な道徳性の三つの柱に分け、合わせて21の内容項目を示している。これらの内容項目は主文とこれを説明する文によって構成されている。

「指導計画作成および指導上の留意事項」においては、指導計画作成についての基本的な考え方、指導計画活用の在り方、指導に当たっての留意事項について記述している。

(2) 昭和44年の改訂

「総則」においては、道徳教育の目標を教育全般の目標と区別するために、「進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする」に改められた。また、道徳の時間についての記述は、「第3章 道徳」の「目標」に移している。

「第3章 道徳」の「目標」では、前段に「総則」の部分が再掲されているが、後段では道徳の時間の性格と役割を目標において明確にするとともに、中学校段階に即するものとするため改められた。すなわち、「道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通して、これを補充し、深化し、統合して、人間性についての理解を深めるとともに、道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度における自律性の確立と実践意欲の向上を図るものとする」と明記した。

「内容」については、三つの柱を削除し、内容項目の精選と再構成を行い13項目に改めるとともに、各項目に二つずつの観点を設け指導に当たっての着眼点として示した。

「指導計画の作成と内容の取り扱い」では、内容を指導するに当たって、重点的な指導や関連的指導及び生徒の生活経験や関心、実際生活との関連で読み物資料等を適宜用いることを示している。

(3) 昭和52年の改訂

「総則」においては、道德教育の目標の部分^を第3章「道德」の「目標」に移して示すこととし、新たに「教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深める」こと、「家庭や地域社会との連携を図りながら」、「道徳的実践の指導を徹底する」ことなどを加えている。

また、「第3章 道德」の「目標」では、従前の目標のうち、「人間性についての理解を深めるとともに」及び、「道徳的態度における自律性の確立」のうち、「における自律性の確立」が記述として削除され、「道徳的態度と実践意欲の向上を図ることによって、人間の生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする」に改められた。

「内容」においては、従来の13項目を基本にしながら、新たに16項目に再構成し、各項目の指導に当たって配慮すべき事項が、括弧書きとして示された。

「指導計画の作成と内容の取扱い」では、小・中学校の内容の統一が図られ、また新たに「家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るように配慮する」ことを加えている。

(4) 平成元年の改訂

「総則」においては、新たに「生徒が人間としての生き方についての自覚を深めること」、「豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」ことが加えられた。またこれまでは、「基本的行動様式」と示していたものが、「基本的な生活習慣」に改められるとともに、「望ましい人間関係の育成」が加えられた。

「第3章 道德」の「目標」については、従来の人間尊重の精神に「生命に対する畏敬の念」が付け加えられ、さらに日本人の前に「主体性のある」が加えられ「主体性のある日本人」となった。また、道德の時間の目標にあった道徳的判断力、道徳的心情、道徳的態度と実践意欲の順序を改め、「道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的実践意欲と態度の向上を図る」とし、「人間の生き方についての自覚」が「人間としての生き方についての自覚」と改められた。

「内容」については、小学校・中学校共通に新たに四つの視点、1 主として自分自身に関すること、2 主として他の人とのかかわりに関すること、3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること、4 主として集団や社会とのかかわりに関すること、によって分類整理するとともに、小学校との関連や内容の一貫性を考慮して22項目に再構成された。なお、従来の括弧書きは削除された。

「指導計画の作成と内容の取扱い」においては、「道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする」ことが明示された。また、指導において、「すべての内容項目が人間としての生き方についての自覚とかかわるように留意す

る」こと、生徒が興味や関心をもつ教材の開発や「個に応じた指導を工夫」して「内面に根ざした道徳性」の育成が図られるよう配慮する必要があること、学級や学校の環境の整備、生徒の道徳性の実態の把握とそれを指導に生かすように努める必要があることなどが新たに加えられて示された。

(5) 平成10年の改訂

学校の教育活動全体で行う道徳教育の趣旨を明確にし、それを充実する観点から、道徳教育の目標を「第1章 総則」に掲げるとともに、従来の趣旨に加えて、「豊かな心」と「未来を拓く^{ひら}」が新たに加えられた。また、道徳教育の推進に当たって、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験や道徳的实践を充実させ、生徒の内面に根ざした道徳性の育成に一層努めることが示された。

「第3章 道徳」の「目標」については、「道徳的な心情や判断力、実践意欲と態度」の記述を全体目標の部分に移行させるとともに、道徳の時間の目標に「道徳的価値」の自覚を深めることを加えることによって、道徳の時間が道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方についての自覚を深め、よりよく生きるための道徳的实践力を育成するものであることが明確にされた。

「内容」については、小学校との関連や内容の一貫性を考慮しつつ、規範意識の低下等の今日指摘されている問題や生徒及び指導の実態等から、法やきまりの重要性を理解してそれを守るとともに、自他の権利を尊重し、互いの義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努めることについての指導が一層充実するよう、4の視点の項目数が一つ増えて23項目に再構成された。

「指導計画の作成と内容の取扱い」においては、「校長をはじめ全教師が協力して道徳教育を展開する」こととともに、道徳の時間においては、「各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導」を行うよう工夫することなどが明示された。また、道徳の時間の指導においては、「校長や教頭の参加、他の教師との協力的な指導」、「ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かすなど多様な指導の工夫」や「魅力的な教材の開発や活用」などによって、これまで以上に充実した生徒の心に響く道徳の時間の指導の展開が求められることとなった。更に、道徳教育を進めるに当たって、「学級や学校の環境を整える」ことに、「人間関係」を整えることが加えられるとともに、家庭や地域社会との相互の連携を図ることに關して、「授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど」具体的な連携の視点が加えられた。

第2節 道德教育の基本的な在り方

道德教育の改訂の趣旨について理解するために、まず、これからの道德教育の基本的な在り方について押さえておく必要がある。学校における道德教育の意義は、次のようにとらえることができる。

1 道德の意義

人間は、だれもが人間として生きる資質をもって生まれてくる。その資質は、人間社会における様々なかかわりや自己との対話を通して開花し、固有の人格が形成される。その過程において、人間は様々な夢を描き、希望をもち、また、悩み、苦しみ、人間としての在り方や生き方を自らに問い掛ける。この問い掛けを繰り返すことによって、人格もまた磨かれていくとすることができる。人間は、本来、人間としてよりよく生きたいという願いをもっている。この願いの実現を目指して生きようとするところに道德が成り立つ。

道德教育とは、人間が本来もっているこのような願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道德性を養う教育活動である。教育基本法第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されているように、教育は人格の完成を目的としている。道德教育はこの人格の形成の基本にかかわるものである。

人格の形成は、人が自己を主体的に形成することによって行われる。道德が「自律」や「自由」を前提にしているのは、もともと道德的行為が自らの意志によって決定された、責任のある行為を意味しているからである。人間は、とかく、本能や衝動によって押し流されやすく、自律的な行為をすることがむずかしいことも確かである。しかし、自己を律し節度をもつとき、はじめてより高い目標に向かって、忍耐強く進むことができ、そこに人間としての誇りが生まれる。

道德は、また、人と人との関係の中での望ましい生き方を意味している。例えば、礼儀、感謝、思いやりなどは、互いに人格を尊重しようとすることから生まれる望ましい生き方の現れである。人はこうした心の^{きずな}絆を深め、人間愛の精神に支えられて強く生きることができるし、人格の形成を図ることができるのである。

更に道德は、具体的に、人間社会の中で人間らしく生きようとする生き方という意味をもっている。人は、家族、学校、地域社会、国家、国際社会などの社会集団の中で、何らかの役割を果たしながら生きている。そして、法やきまりの意義を理解し、

権利・義務や責任の自覚を通して互いに社会連帯の意識を高め、進んで公共の福祉に努めようとするのである。

人は人間関係の中ばかりでなく、自然の中でも生きている。自然の恩恵なしには、人は一日たりとも生き続けることはできない。同時に、人は自らの有限性を知れば知るほど、謙虚な心を持ち、人間の力を超えたものへの思いを深く抱くであろう。このように道徳は、人間と自然や崇高なものとのかかわりをも含んでいるのである。

このように道徳は、自分自身に関する面、他の人や社会集団にかかわる面、あるいは自然や崇高なものとかかわる面をあわせもっている。そして、それぞれの面において、人間らしいよさを求め、人格の形成を図っていくところに道徳の意味があるのである。

人格の形成に終わりはなく、絶えず成長していこうとするところに、人間の特質がある。特に、中学生の時期には、一般に自らの人生についての関心が高くなり、自分の人生をよりよく生きたいという内からの願いが強くなる。一人一人の生徒の中に、よりよい人生を求めて懸命に努力している姿を認め、その生徒の願いに、まっすぐ目を向けることから道徳教育は始まるのである。

道徳教育は、「人生いかに生きるべきか」という生き方の問題と言いかえることができる。したがって、道徳教育においては、生徒のよりよく生きようとする願いにこたえるために、生徒と教師が共に考え、共に探求していくことが前提となる。

2 道徳性の発達と道徳教育

(1) 道徳性のとらえ方

道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。

すべての生命のつながりを自覚し、すべての人間や生命あるものを尊重し、大切にしようとする心に根ざして、向上心や思いやり、公德心などの道徳的価値が形成されていく。

こうしてはぐくまれた道徳性は、個人の生き方のみならず、人間のあらゆる文化的活動や社会生活を根底で支えている。

初めて出会う人々とも仲よく交流したり、異なった文化や習慣を受け入れたりして、人々が協力してよりよい社会を創っていくことができるのは、道徳性をもっているからである。道徳性は、人間が人間として共によりよく生きていく上で最も大切にしな

ければならないものである。

(2) 道徳性の発達

道徳性は、生まれたときから身に付けているものではない。人間は、道徳性の萌芽をもって生まれてくる。人間社会における様々な体験を通して学び、開花させ、固有のものを形成していくのである。道徳性の発達には、様々な要素がかかっているが、特に次の点に留意する必要がある。

ア よりよく生きる力を引き出すこと

第1は、よりよく生きようとする力を諸能力の発達に合わせて自らが引き出していくことである。そのためには、自らの中によりよく生きようとする力があることに気付き、それを伸ばしていこうとする意欲をはぐくむ必要がある。

よりよく生きる力の自覚は、幼児期から可能である。すなわち、快、不快の感情が認識できれば、それを基準にして、行ってよいことと悪いことに気付く。快の感情をもたらす行為ができるのは、よりよく生きようとする力があるからである。成長するにつれ、理性や内省する力などが加わり、内面的・共感的な道徳的心情を発達させ、自らよりよく生きる力を伸ばしていくことができる。

イ かかわりを豊かにすること

第2は、体験等の広がりに合わせて豊かなかかわりを発展させていくことである。道徳性は、人間社会における様々なかかわりを通して発達する。例えば人間は、成長とともに人間的な触れ合いの輪を広げていく。そうした人間関係の広がりの中で、大切にし尊重する人々が次第に拡大し、自分の好き嫌いや身内や仲間であるかないかといった意識を超えて、多くの人々へと触れ合いの輪が広がり、すべての人へ、そして生命あるすべてのものへと広がっていく過程を道徳性の発達ととらえることができる。

道徳性を発展させる主なかかわりは、自分自身、他の人、自然や崇高なもの及び集団や社会が考えられる。日常生活において、それらとのかかわりを豊かにもてる体験を充実させることによって、道徳性が発達する。

ウ 道徳的価値の自覚を深めること

第3は、認識能力や心情等の発達に合わせて道徳的価値の自覚を深められるようにしていくことである。道徳性の発達には、基本的には他律から自律への方角をとる。それは、判断能力から見れば、結果を重視する見方から動機をも重視する見方へ、主観的な見方から客観性を重視した見方へ、一面的な見方から多面的な見方へ、などの発達が指摘できる。このような道徳性の発達は、自分自身を見つめる能力、相手のことを考える能力や相手のことを思う能力、更には、感性や情操の発達、社会的な経験や実行能力、社会的な期待や役割の自覚などとも大いに関係する。

人間は、友達や周りの人々に親切にしなければならないと分かっているにもかかわらず、心が動かないこともあるし、それを態度化し、行動に移せないこともある。また、人間を尊重するといっても、意見や感情などの対立がある場合にどうするのかといった問題も出てくる。こうした個々の具体的な状況に即して内面的な葛藤^{かつとう}や感動などを体験し、道徳的価値の自覚を深めていくことによって道徳性が発達する。

したがって、道徳性の発達には、人間らしさを表す道徳的価値にかかわって道徳的心情や判断力、実践意欲と態度などをはぐくみ、それらが一人一人の内面に自己の生き方の指針として統合されていくような働き掛けを必要とする。

(3) 中学校段階における道徳性の育成

道徳性の発達を、以上のような方向でとらえるとすれば、それは、親や教師も含むすべての人間の、生涯にわたる課題と受け止めるべきであろう。その意味で、生徒の前に立つ教師は、決して完成された人間であることを求められているのではなく、人間として、生徒と共に、よりよい生き方を求める姿勢こそ大切なのである。

また、中学生の時期における道徳性の発達は、大きな可能性を秘めており、その後の発達の基礎となるという意味で、その発達を促すことは、極めて重要である。いいかえれば、中学生の心の内には、人間の生き方への関心が大きくなり、自分の人生をよりよく生きたいという内からの願いが強くなってくる。その願いを温かく受け止め、大きく前進させることを、特に大切にすることが必要である。

いうまでもなく、心身ともに発達の著しい中学生には、道徳性の発達という観点からも、一人一人極めて大きな違いが見られる。特に価値観の多様化した現代社会に生きる生徒たちは、多様な事に関心を抱き、ものごとの受け止め方や考え方も多様である。したがって、道徳教育においては、次のような中学生の心身の発達上の特徴を理解し、生徒一人一人の実態を踏まえて、生徒と教師が共に考え、共に探求していくことが大切である。

ア 自己の探求、理想の追求と自律の尊重

道徳性の発達の出発点は、自分自身であり、自己を大切にすることである。しかし中学生は、身体的にも大きな変化を経験し、その自己像は大きく揺れ動く。それまで、程度の差はあるものの周囲の期待にそって「良い子」として振る舞ってきた子どもたちも、中学生のころから、様々な葛藤^{かつとう}や経験の中で、自分を見つめ、自分の生き方を模索するようになる。感情や衝動の赴くままに行動し、自分の弱さに自己嫌悪を感じることもあるであろうし、逆に、理想や本来の自分の姿を追い求め、大きく前進しようとすることもある。中学生は、そのような大きく、激しい心の揺れを経験しながら、自己を確立していく大切な時期にある。一人一人の生徒の姿を、表面的な言動だけで決め付けることなく、自己確立へ向けての模索の姿として、広い視野で見守ることが大切である。

このような中学生の自己探求の過程において大きな役割を果たすのは、かれらの夢や理想である。中学生の時期にどのような夢を膨らませ、どのような理想を描くかということが、その後の人生に大きな意味をもつことを理解し、生徒一人一人が、自分の夢や理想をしっかりと見つめ、その実現に近づけるように励ますことが大切となる。

また、中学生の自己探求と自己確立の過程は、他律から自律への過程でもある。道徳教育の基本は、一人一人の人間の尊重であり、個性の尊重である。教師は、一方的に教え込むのではなく、そうしたことの重要性を生徒に向かって強調し、学校のあらゆる教育活動における生徒への働きかけの中で、具体化することが重要なのである。生徒は、自分が一個の人間として尊重され、信頼されるという経験をとおして、自分に自信をもち、責任ある人間としての思考や行動を発達させていくからである。

イ 人間関係の広がり と 親密化

中学生の人間関係は、かなりの広がりをもってくる。それまで、大きな影響をもっていた親や教師の存在は、相対的に小さくなり、クラスや学校の様々な集まりを通じてできた仲間集団が、中学生にとって大きな影響を与えるようになる。親や教師に対しては、反発したり、批判的となっても、仲間集団の言葉や評価は、強く意識せざるを得ないことがある。

こうして拡大された仲間集団は、中学生の自己形成にも大きな影響を及ぼす。なぜなら、自己の探求は、決して他の人々から隔離されたところで行われるものではなく、必ず、他者の在り方や他者とのかかわり方が、そこに重要な役割を果たすからである。自分に対する仲間の態度や評価が、中学生の自己概念に大きな影響を及ぼし、自己嫌悪のもとになったり、自信や自尊心の高揚につながったりする。また、他の人々に対する自分の態度や行動が、積極的に自己概念を形づくっていくのである。

こうした点で、学校における人間関係は、中学生の道徳性の発達に極めて大きな意味をもつ。一人ではどうすることもできないほど大きな影響力をもった仲間集団の中で、自己を失うことなく、調和的な関係を保つことは、中学生にとって大きな課題である。また、仲間集団以外にも、様々なかかわりをもつ人々が、同じ学校という集団の中で生活している。それは、まさに、生徒がその後に属するであろう様々な集団の縮図ともいえるものである。学校生活のあらゆる機会をと

らえて、一人一人の生徒が、他の生徒へのかかわり方や態度を、自分の生き方として見つめるように促すことは、極めて重要である。そして、生徒同士の間で生まれる信頼と友情は、生徒の人間的な成長にとって何ものにもかえがたいものである。教師との関係も含め学校における生徒の人間関係は、道徳教育の最も重要な基盤である。教師は、生徒の人間関係の広がりや親密化について、道徳性の発達を促す観点からあたたかく見守っていく必要がある。

ウ 社会の一員としての自覚のめばえ

会ったことも、話したこともない多くの人々からなる社会というものの存在を認識することは、高度な知的能力を必要とする。ましてや、その社会の一員としての自分の役割や責任を考えることは、顔見知りの人間に対して思いやりをもち、親切にふるまうといったことに比べ、はるかに難しいことである。

しかし、知的発達の著しい中学生にとって、社会的な視点を持ち、社会の一員としての生き方を考えることは、必ずしも不可能ではない。少なくとも、そうした問題を知的に理解し、主体的に受け止める基礎は、十分にあるといえる。そこで、道徳性の発達の観点を踏まえて、個人と社会との関係についての理解を深めることが重要となる。すなわち、個人が社会からいかに大きな影響を受け、また、個人の在り方がいかに社会に影響を及ぼすかという個人と社会との密接な関係を理解することが、中学生に社会の一員としての自覚をはぐくむ基礎となる。現代社会の様々な問題も、ただそれを知識として教えるのではなく、常に、生徒たちの生き方にどうかかわるかという観点からとりあげる時には、すでにそれは、道徳教育の重要な一翼を担っているのである。

人間の生活は、知識基盤社会やグローバル化の時代の到来により、社会的な相互依存関係をますます深めている。生徒が、個人と社会との関係について適切な理解をもつことが、後に民主的な社会や国家の発展、他国の尊重、国際社会の平和と発展や環境の保全への貢献などの基礎となるのである。

エ 自然や人間の力を超えたものへの謙虚な態度の涵養

現代社会における著しい科学技術の進歩や、物質的な豊かさは、かえって人々から感謝の心や人間としての謙虚さを失わせてしまったことが指摘されている。中学生の意識や行動も、少なからずその影響を受けているはずである。

しかし、一方で中学生は、具体的な事柄に関して首尾一貫した思考が可能であるばかりでなく、目に見えない抽象的な事柄についてもかなり深い思索ができる

ようになってくる。したがって、眼前の事柄をただ表面的にとらえるだけでなく、その人間にとっての深い意味を感得することも決して不可能なことではない。特に、中学生の時期においては、適切な指導があれば、現在の一つ一つの生命が、それ以前の無数の生命の懸命な継承の結果であることや、自分の生命がいかに多くの存在に支えられており、また大自然がいかに美しく、偉大で、その前で、人間の力がいかに小さなものであるか、といったことを感受性豊かに受け止めることができる。そして、それは、生徒の中に感謝の心や謙虚さ、あるいは人間の力を超えたものへの畏敬の念などをはぐくむことにつながると考えられる。中学生の時期にこうした人間としての生き方の根底にかかわる態度をはぐくむことは、道德教育の重要な課題といえることができる。ただ、このような態度や生き方が生徒の心に根を下ろし、はぐくまれていくためには、生徒が知的な理解を深めるだけでは必ずしも十分ではないのであって、生徒たちが、教師など周囲の人々の具体的な行動や生き方に接することが重要な契機となる。その意味で、日々生徒に接している親や教師など大人の生き方そのものが大きな意味をもつのである。

3 生徒を取り巻く社会の変化と道德教育

このような生徒の道德性の発達には、また、生徒を取り巻く社会の影響を大きく受ける。現代の社会は、科学技術の進歩・発展が人間の生活に多大の恩恵をもたらす一方で、それを活用する人間の側の問題から様々な影響も出てきているといわれる。特に今日の変動の激しい社会においては、生徒の自然な道德性の発達を阻害している現象も多く指摘される。学校における道德教育は、それらへの対応をいかに行うかが大きな課題になる。特に考慮しなければならないこととして、次のような事柄が挙げられる。

(1) 社会全体のモラルの低下への対処

まず、生徒が感化され影響を強く受ける社会全体のモラルが低下していることである。生徒の道德性の育成に、大きな影響を与えている社会的風潮として次のようなものが挙げられる。

- ① 社会全体や他人のことを考えず、専ら個人の利害損得を優先させる。
- ② 他者への責任転嫁など、責任感が欠如している。
- ③ 物や金銭等の物質的な価値や快楽が優先される。
- ④ 夢や目標に向けた努力、特に社会をよりよくしていこうとする真摯な努力が軽視される。

⑤ じっくりと取り組むことなどのゆとりの大切さを忘れ、目先の利便性や効率性を重視する。

このような社会的風潮は、社会全体の規範意識を低下させ、それが生徒の豊かな心の成長にも影を落とし、生徒が本来もっている人間としてよりよく生きようとする力をも弱めさせかねない状況にある。これらの問題を直視し、その改善に努めるとともに、子どもが多様な人々との豊かなかかわりの中で健全な心をはぐくまれるように努める必要がある。

(2) 家庭や地域の教育力の低下への対処

第2は、家庭や地域社会が今日に至るまでに果たしてきた教育機能を著しく弱めていることである。このことは、上記の社会的風潮の変化と密接にかかわっている。

すなわち、基本的なしつけや人間としてしてはならないことについての指導や善悪の判断、そして思いやりや譲り合いの精神などは、本来家庭や地域ではぐくまれてきた。しかし、大人には、自信をもってそれらを子どもに伝え教えることを躊躇^{ちゆうちよ}する傾向も見られる。今日の家庭においては、少子化、核家族化が進み、兄弟姉妹間の切磋琢磨の機会の減少、親による過保護の傾向、我が子への過度な期待などが、子どもの基本的な生活習慣の確立、自制心や規範意識の醸成、生活の自立や社会的自立に向けての成長などを阻む要因にもなっている。また、産業構造の変化や都市化などにより地域に根ざした共同体も弱体化の方向へと加速し、子どもを社会の一員として見守り、育てる力が弱まっている。

家庭や地域社会の現状を踏まえつつ、社会全体で子どもの成長を見守り、心を豊かにはぐくんでいく必要がある。

(3) 社会体験、自然体験の不足への対処

第3は、生徒の社会体験や自然体験、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場が著しく不足していることである。情報通信の発達やライフスタイルの変化などの社会の変化に伴って、そのような直接体験が著しく減少しつつある。

現代社会は物が豊富にあり、工業製品などが生活のあらゆる面に浸透し、個人主義的風潮が強まっている。生徒の道徳性は、豊かなかかわりを通してはぐくまれるが、そのかかわりに極端な偏りがあるといわれる。また、人工的・機械的なものとのかかわりを深めても道徳性はなかなかはぐくまれにくいという特性がある。豊かな道徳性の育成には、直接、人と人とが触れ合うことや自然や生き物とのかかわりを深めたり、職場体験活動やボランティア活動などの社会体験を充実させたりすることが不可欠で

ある。学校や地域社会などにおいては、このような価値ある体験の機会を意図的につくっていくことが期待されている。

(4) 社会の変化に伴う様々な課題への対処

第4は、少子高齢化、情報化、国際化などの社会の変化が急速に進んでいることである。

例えば、少子化の進行により人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で超高齢社会を迎えている。また、インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが更に進む一方で、その影の部分への対応も課題となっている。更には、グローバル化が一層進む中で、異文化との共生がより強く求められるようになる。このほか、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の複雑化、深刻化、産業構造や雇用環境の変化といった社会状況への対応も必要である。

我が国の社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、人々の意識や社会の様々なシステムにおいて、社会・経済的な持続可能性とともに、人として他と調和して共に生きることの喜びや、そのために必要とされる倫理なども含めた価値を重視していくことが求められている。

これからの学校における道徳教育は、こうした課題を視野に入れ、生徒が夢や希望をもって未来を拓き、一人一人の中に人間としてよりよく生きようとする力が育成されるよう、一層の充実が図られなければならない。

第2章 道徳の目標

第1節 道徳教育と道徳の時間

(中学校学習指導要領「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の
2 前段)

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達^{かなめ}の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

学校における道徳教育は、豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

道徳教育は、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われなくてはならない。その中で、道徳の時間は、後述するように各活動における道徳教育の^{かなめ}「要」として、それを補充し、深化し、統合する役割を果たす。いわば、扇の^{かなめ}要のように道徳教育の要所を押さえて中心で留めるような役割をもつといえる。したがって、各教育活動での道徳教育がその特質に応じて効果的に推進され、相互に関連が図られるとともに、道徳の時間において、各教育活動での道徳教育が調和的に生かされ、道徳の時間としての特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることによって、生徒の道徳性は一層豊かにはぐくまれていく。

また、学校における道徳教育は、幼児期の指導から小学校、中学校へと、各学校段階における幼児児童生徒が見せる成長発達の様子やそれぞれの段階の実態等を考慮して、適切に指導を進めなくてはならない。その中で、中学校の時期においては、3年間の発達^{かなめ}の段階を考慮するとともに、幼児期及び小学校における発達^{かなめ}の段階を踏まえ、高等学校等の発達^{かなめ}の段階への成長の見通しをもって、中学校の段階にふさわしい指導の目標を明確にし、指導内容や指導方法を生かして、計画的に進めることが必要である。

第2節 道徳教育の目標

〔第1章 総則〕の〔第1 教育課程編制の一般方針〕の2 中段)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

〔第3章 道徳〕の〔第1 目標〕 前段)

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳教育の目標については、学習指導要領「第1章 総則」の第1の2の中段部分にその理念を具体的に示し、それを受けて「第3章 道徳」の「第1 目標」で、道徳性の諸様相を示している。これらに示された道徳教育の目標は、学校における全体的な道徳教育の目標である。各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などの指導を通じて行う道徳教育も、道徳教育の要^{かなめ}としての道徳の時間の指導も、常にこの目標を目指して行われる。

学校における道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。いうまでもなく、教育基本法や学校教育法は、日本国憲法に掲げられた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する国民の育成を目指す我が国の教育の在り方を示したものである。そのことを実現するのが道徳教育であり、そのために特に重視しなければならないことが目標として示されている。

道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道徳性を養うこと」と規定し、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることを明示している。

(1) 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念とが併記されているのは、人間尊重の精神が生命に対する畏敬の念に根ざすことによって、より深まりと広がりをもってとらえられるからである。

人間尊重の精神は、道徳教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。

このように、生徒の内面に形成されていく自己及び他者の人格に対する認識を普遍的な人間愛の精神へと高めると同時に、それを具体的な人間関係の中で、日々の実践的態度として伸ばし、それによって人格の内面的充実を図るという趣旨に基づいて、広く「人間尊重の精神」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、人間の存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。

また、ここでいう生命は、人間のみではなく、すべての生命を含んでいる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。そして更に、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方の自覚を深めていくことができる。子どもの自殺やいじめにかかわる問題、環境の問題などを考えるとき、このことが一層重要になる。

(2) 豊かな心をはぐくむ

道徳教育は、生徒一人一人が人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、それらを家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことができるようにしなければならない。そのためには、例えば、他人を思いやる心や社会貢献の精神、生命を大切にし人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心、自立心や責任感など、日常生活において豊かな心をはぐくむ必要がある。道徳教育においては、それらを通して人間として生きてい

く上で必要な道徳的価値を主体的に身に付け、固有の人格を形成していくことができるようにすることが大切である。

(3) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

道徳教育の目標には、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ることが掲げられている。

個性豊かな新しい文化を生み出すには、古いものを改めていくことも大切であるが、先人の残した有形無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを継承し発展させることが必要である。先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、自らを向上させていくことによって、よりよく生きたいという人間の個人的、社会的な願いを、より広い世代の共感を伴って実現することができる。

また、これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、鋭い国際感覚をもち、広い国際的視野に立ちながらも、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。すなわち、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させる態度を育成するとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、そこにしっかりと根を下ろし、世界と日本とのかかわりについて考え、日本人としての自覚をもって、新しい文化の創造と社会の発展に貢献しうる能力や態度が養われなければならない。

(4) 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間の育成も、道徳教育の重要な目標である。人間は個としての尊厳を有するとともに、集団や社会を形成する社会的存在でもある。それぞれの個を生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を図ろうとする公共の精神が必要である。

また、民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現によって達成することができる。これらが、法によって規定され保障されることによつてのみ維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の道徳的自覚によつてはじめて達成されるものである。

したがって、道徳教育においては、法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間の道徳的な生き方を問題にするという点に留意する必要がある。

(5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

教育基本法の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことは、日本国憲法において定められた国民の決意である。

平和は、人間の心の内に確立すべき道徳的課題でもある。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あるゆる時と場所において自他協同の場を実現していく努力こそ、民主的で平和的な社会及び国家を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、環境保全に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、自然や生命に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらし、人類の福祉の向上や環境の保全に貢献することになる。

(6) 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

道徳教育は、人間として自らの人生をどう生きるかを一人一人に問い掛けるものである。そのことを通して、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。そして、社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において自らの役割と責任を果たすことができる日本人となることが求められる。

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的にしかも誠実に実行し、その結果について責任をとることができる人間である。このことは、人間としての在り方の根本にかかわるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、日本人としての自覚をもって新しい文化の創造と民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

(7) その基盤としての道徳性を養う

道徳教育は、以上のような資質を支える基盤となる道徳性を養うことを目標としている。

「第3章 道徳」の「目標」では、そのことを「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う」と示している。道徳性は、既に述べたように、様々な側面からとらえることができるが、学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などを養うことを求めている。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるともいえる。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間

としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的心情や道徳的判断力を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えということができる。

また、この他に、道徳的習慣などがある。道徳的習慣は、長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方であり、その最も基本となるものが基本的な生活習慣と呼ばれている。これがやがて、第二の天性とも言われるものとなる。道徳性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要である。

これらの道徳性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。そして、道徳的行為が生徒自身の内面から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

第3節 道徳の時間の目標

〔第3章 道徳〕の「第1 目標」 後段

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

道徳の時間の目標は、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の目標をそのまま受け継いでいる。そして、更に、道徳の時間以外における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、それらを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づく人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成することが目標として挙げられている。

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動では、それぞれの目標に基づいて教育活動が営まれている。これら各教科等で行われる道徳教育は、それぞれの特質に応じた計画によってなされるものであり、道徳的価値の全体にわたって行われるものではない。このことに留意し、道徳教育の要^{かなめ}である道徳の時間の目標と特質をとらえることが大切である。

(1) 計画的、発展的に指導する

道徳の時間の大きな特徴は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連を明確にし、生徒の発達段階に即しながら、「第3章 道徳」の「第2 内容」に示された基本的な道徳的価値の全体にわたって計画的、発展的に指導するところにある。そのためには、学校が、地域や学校の実態及び生徒の発達段階や特性を考慮し、教師の創意工夫を加えて、「第2 内容」のすべてについて確実に指導することができる見通しのある計画をもつ必要がある。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を補充、深化、統合する

「第1章 総則」に示されているとおり、道徳の時間は、各教科や総合的な学習の時間及び特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要^{かなめ}の時間としての役割を担っている。すなわち、各教育活動において行われる道徳教育を、全体にわたって調和的に補充、深化、統合する時間である。

生徒は、学校の諸活動の中で多様な道徳的価値について感じたり考えたりする。しかしながら、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等は、それぞれに固有の目標

をもっている。それを期待どおりに達成するかどうかという観点から計画的指導を行うわけであるから、それらの指導の中に合わせ含まれる道徳教育が、道徳教育としてはとかく断片的であったり徹底を欠いたりするのは避けられないことでもある。また、単に個々の教科等に着眼した場合に断片的で徹底を欠くばかりでなく、これらを全体として展望しても、必ずしもそれだけでは、十分な成果をあげることができないのもやむをえない。したがって、その断片的な不十分さを補充し、掘り下げを欠いた不十分さを深化して、それらの指導を統合する道徳の時間がどうしても必要になってくる。

このことを生徒の立場から見ると、道徳の時間は、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などで学習した道徳的諸価値を、全体にわたって人間としての在り方や生き方という視点からとらえなおし、自分のものとして発展させていこうとする時間ということになる。

(3) 道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める

道徳的価値の自覚については、発達段階に応じて多様に考えられるが、例えば、次の三つの事柄を押さえておくことが考えられる。一つは、道徳的価値についての理解である。道徳的価値が人間らしさを表すものであるため、同時に人間理解や他者理解を深めていくようにする。二つは、自分とのかかわりで道徳的価値がとらえられることである。そのことにあわせて自己理解を深めていくようにする。三つは、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われることである。その中で自己や社会の未来に夢や希望がもてるようにする。このような道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方についての自覚を深めることが肝要である。

中学生の時期は、人生にかかわるいろいろな問題についての関心が高くなり、人生の意味をどこに求め、いかにによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索し始める時期である。人間にとって最大の関心は、人生の意味をどこに求め、いかにによりよく生きるかということにあり、道徳はこのことに直接かかわるものである。人間は、自らの生きる意味や自己の存在価値にかかわることについては、全人格をかけて取り組むものである。生徒自身の、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることとかわかって指導されてこそ、真に道徳的実践力の育成が可能となる。

また、人間としての生き方についての自覚は、人間とは何かということについての探求とともに深められるものである。生き方についての探求は、人間とは何かという問いから始まると言ってもよい。人間についての深い理解なしに、生き方についての

深い自覚が生まれるはずはないのである。

道徳の時間においては、これらのことが、生徒の実態に応じて、意欲的になされるように様々な指導方法を工夫していく必要がある。

(4) 道徳的実践力を育成する

道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の生徒が道徳的価値を自覚し、人間としての生き方について深く考え、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。それは、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度を包括するものである。

本来、道徳的実践は、内面的な道徳的実践力が基盤になければならない。道徳的実践力が育つことによって、より確かな道徳的実践ができるのであり、そのような道徳的実践を繰り返すことによって、道徳的実践力も強められるのである。道徳教育は、道徳的実践力と道徳的実践の指導が相互に響き合って、生徒一人一人の道徳性を高めていくものでなければならない。

したがって、道徳的実践力を育てることを目的とする道徳の時間においては、その特質を十分に理解して、教師の一方的な押し付けや単なる生活経験の話合いなどに終始することのないように特に留意し、それにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高める工夫をすることが大切である。道徳的実践力は、徐々に、しかも、着実に養われることによって、潜在的、持続的な作用を行為や人格に及ぼすものであるだけに、長期的展望と綿密な計画に基づいた丹念な指導がなされなければならない。

第4節 道徳教育推進上の基本的配慮事項

〔「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の2 後段〕

道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

学習指導要領「第1章 総則」第1の2の後段においては、道徳教育を推進するに当たっての基本的な配慮事項について示している。

中学校における道徳の指導は、小学校及び高等学校との関連を十分考慮して行う必要がある。小学校では人間としてよりよく生きるための心構えや行動の仕方を様々な体験や学習を通して学び、基礎的な道徳性を身に付ける指導が行われてきた。そして、それらは「人間としての生き方についての自覚」を重視した中学校における指導につながり、更に「人間としての在り方生き方に関する教育」の充実を図ることを目指した高等学校へと受け継がれていく。

各学校においては、これらのことを踏まえ、生徒の実態を十分考慮して、何をどのように指導すればよいのか、という指導の基本的配慮事項を確認しておく必要がある。

(1) 教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深める

教育は、教師と生徒との人格の触れ合いがその前提となる。特に道徳の指導においては、教師は道徳的に完成した人格者として生徒に臨むのではなく、生徒と共によりよい人生を求めて努力するという基本姿勢をもって指導に当たることが大切である。生徒を心から理解し、生徒と共によりよく生きようとすることによって、生徒と心が通い合うのであって、人格の完成を目指して努力している教師の姿は生徒の共感を呼ぶであろう。このような教師が生徒に対してもつ温かいまなざしと、生徒が教師の生き方に寄せる敬愛と信頼とが、教師と生徒との好ましい人間関係を醸成し、それによって道徳の指導も実を結ぶのである。

思春期にある生徒は、自分の人生や友達関係など様々な悩みや心の揺れ、葛藤^{かっとう}等をもっている。教師がこれらの実態を把握して、生徒と共に考え、悩み、感動を共有し

ていくという姿勢の下に指導を行えば、生徒も心を開き積極的に学習に取り組むことができる。

また、生徒は、友達とのかかわり合いによって人間としての生き方への自覚を促されることも多く、人間的な触れ合いや相互の協力、励まし合いなどによって精神的に成長する。生徒相互に信頼と敬愛による人間関係が成立するならば、生徒一人一人の心は安定し、積極的によりよい人生を求めて生きる努力を促すと同時に日常生活における道徳的実践も促進される。教師と生徒、生徒相互の人間関係を深めることこそ肝要と言える。

(2) 道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深められるようにする

中学校における道徳教育では、生徒が発達の段階に即して道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深められるようにすることが大切である。例えば、生徒は人生にかかわる様々な問題についての関心の高まりとともに、日々の生活の中で自ら振り返り、自らの生きる意味や自己の存在価値を問い、これからの自分に夢や希望をもち、人間としてよりよい生き方を主体的に模索し、実現していこうとする。そのために、道徳の時間を中心として、人間とは何かということや人間としての生き方について探求する機会を充実していくことが望まれる。

(3) 家庭や地域社会との連携を深める

道徳の指導は、学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれの役割を果たし、それらの一貫した方針が保たれることによって、その成果をあげることができる。特に日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係、社会生活上のルールなどの規範意識にかかわる道徳的実践の指導は、家庭や地域社会に負うところが多い。したがって、学校は家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携・協力を図る必要がある。

その際、しつけや従来やしきたりに従って行動することを生徒に求める指導に偏ることなく、生徒が日常かかわり合う人間関係の中で、どのようにして自らを律しながら他の人との調和のとれた行動ができるか、また一人よがりでない共生による暮らしやすい社会をつくるためにどのように行動したらよいかなどの指導についても協力を得、連携を図ることが大切である。

この意味においても、道徳の指導は単に学校で行うだけでその成果が期待できるものではない。家庭や地域社会の理解と協力を得て、三者の緊密な連携を図ることによって、生徒の道徳性は向上し、道徳的実践もより一層促進されることとなる。

(4) 豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成を図る

道徳の指導においては、最終的には道徳的実践のできる生徒の育成が目標となる。しかし、それは一方的な押し付けによるものではなく、生徒が自主的、自律的に行うものでなければならない。このような道徳的実践を可能にするためには実践の基盤になる道徳的価値の自覚とこれを実践につなげる内面的な能力としての道徳的実践力を身に付けなければならない。

体験には道徳的価値を志向したものと、体験を通して道徳的価値の自覚が図られるものがあるが、いずれにおいても内面に根ざした道徳性の育成に大きな役割を果たすものと言える。道徳の指導を進めるに当たっては、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることを心がける必要がある。

なお、学校における道徳教育の目標は、道徳性の育成であるが、生徒の内面に培われた道徳性は日常生活において道徳的実践として具現化することが求められる。

(5) 生徒の心の理解を深め、実態に応じた指導を工夫する

道徳は、個人の自覚と主体的実践にかかわるものである。したがって、その指導は、教師の側からの一方的な道徳的価値の注入や押し付けではなく、自律的に考え、行動することのできる主体的な生徒の育成を目指さなければならない。すなわち生徒自身の生き方への関心に基づいて、よりよい生き方を主体的に実現していく指導が大切である。

人はだれでも、よりよく生きたいと願っている。道徳の指導は道徳的価値の実現を目指すものであるが、道徳的価値は生徒の外側から与えられるものではなく、生徒自身がよりよく生きようとするときの手掛かり、あるいは指針として主体的に求められる。道徳性は、生徒の自らの生き方への関心に基づいて内側から育てられるものである。したがって、一人一人の生徒が人間としてよりよく生きようとする願いや生徒の気持ち、課題意識や悩み、心の揺れなどを共感的に理解して、実態に応じた指導を行うよう工夫する必要がある。

第3章 道徳の内容

第1節 内容の基本的性格

〔第3章 道徳〕の〔第2 内容〕 冒頭

道徳の時間を要^{かなめ}として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

道徳の内容について、学習指導要領第3章の第2では、上記のように示した上で、各内容項目を示している。

1 内容のとらえ方

学習指導要領「第3章 道徳」の「第2 内容」は、教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会をとらえ、多様な方法によって進められる学習を通して、生徒自らが調和的な道徳性をはぐくむためのものである。それらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育を補充、深化、統合する^{かなめ}要としての道徳の時間はもとより、全教育活動において、指導されなければならない。

ここに挙げられている内容項目は、中学校の3年間に生徒が自覚を深め自分のものとして身に付け発展させていく必要がある道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。それらの内容項目は、生徒自らが道徳性を発展させるための窓口とでもいえるべきものである。したがって、各内容項目を生徒の実態を基に把握し、指導上の課題を生徒の側から具体的にとらえ、生徒自身が道徳的価値の自覚を深め発展させていくことができるよう、実態に即した指導をしていくことが大切である。すなわち、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

2 内容構成の考え方

(1) 四つの視点

「第2 内容」は、道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を四つの視点に分けて示している。

道徳の内容は、生徒の道徳性を次の四つの視点からとらえ、その視点から内容項目を分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしている。

- 1 主として自分自身に関すること
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること
- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

人々は様々なかかわりの中で生存し、そのかかわりにおいて様々な側面から道徳性を発現させ、身に付け、人格を形成する。

1の視点は、自己の在り方を自分自身とのかかわりにおいてとらえ、望ましい自己の形成を図ることに关するものである。

2の視点は、自己を他の人とのかかわりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図ることに关するものである。

3の視点は、自己を自然や美しいもの、崇高なものとのかかわりにおいてとらえ、人間としての自覚を深めることに关するものである。

4の視点は、自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会とのかかわりの中でとらえ、国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち、平和的で文化的な社会及び国家の成員として必要な道徳性の育成を図ることに关するものである。

この四つの視点は、相互に深い関連をもっている。自律的な人間であるためには、1の視点の内容が基盤となって、他の三つの視点の内容にかかわり、再び1の視点に戻ることが必要になる。また、2の視点の内容が基盤となって4の視点の内容に発展する。更に、1及び2の視点から自己の在り方を深く自覚すると、3の視点がより重要になる。そして、3の視点から4の視点の内容をとらえることにより、その理解は一層深められる。

したがって、このような関連を考慮しながら、四つの視点に含まれるすべての内容項目について適切に指導しなければならないのである。

(2) 生徒の発達的特質に応じた内容構成の重点化

中学生の時期は、小学生の時期よりも心身両面にわたる発達が著しく、他者との連帯を求めると同時に主体的な自我の確立を求め、自己の生き方についての関心が高まる時期であり、やがて人生観や世界観ないし価値観を摸索し確立する基礎を培う高校生活等につながっていく。中学校の道徳の内容項目は、このような中学生の発達的特

質を考慮し、自ら考え行動する主体の育成を目指した効果的な指導を行う観点から、重点的に示したものである。なお、一人一人の生徒は必ずしも均衡のとれた発達をしているわけではないので、生徒を指導するに当たっては画一的な方法をとることなく、生徒一人一人を考慮し、多面的に深く理解するように配慮しなければならない。

3 内容の取扱い方

第2に示す内容項目は、関連的、発展的にとらえ、計画作成や指導に際して重点的な扱いを工夫してこそ、その効果を高めることができる。

(1) 関連的、発展的な取扱いの工夫

ア 関連性をもたせる

指導内容を構成する際のよりどころは、基本的には24の項目であるが、必ずしも各項目を一つずつ主題として設定しなければならないというのではない。内容項目を熟知した上で、各学校の実状、特に生徒の実態に即して、生徒の人間的な成長をどのように図り、どのように道徳性を育成するかという観点から、幾つかの内容を関連付けて指導することが考えられる。

その際、関連性を踏まえた配慮と工夫が求められる。少なくとも、適切なねらいを設定して主題を構成し、焦点が不明確な指導にならないようにする必要がある。

イ 発展性を考慮する

道徳の時間の一時間一時間は単発的なものではなく、年間を通して発展的に指導されなくてはならない。特に、必要な内容項目を重点的にあるいは繰り返して取り上げる場合には、それまでの指導を踏まえて、一層深められるような配慮と工夫が求められる。

また、同じ内容項目を指導する際には、前年の指導を本年や次年の指導の中に発展させることも大切である。

(2) 各学校における重点的指導の工夫

各学校においては、生徒や学校の実態、学校の特色などを考慮し、重点的指導を工夫する必要がある。重点的指導とは、重点化されている内容項目の指導において、学校で更に重点的に指導したい内容項目をその中から選び、多様な指導を工夫することによって、内容項目全体の指導を一層効果的に行うことである。

この重点的指導については、以下に示すように、学校の教育活動全体で重点化を図るものと、道徳の時間の指導の中で重点化を図るものなどが考えられるが、これらは十分な関連が図られていなくてはならない。

なお、指導計画を作成する際に配慮したい内容の重点化については、第4章で述べることとする。

ア 学校の教育活動全体における指導

重点的指導は、学校全体で取り組む必要がある。そのためには、道徳教育の全体計画の作成において、校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して生徒や学校の実態、生徒や保護者の意見等を把握し、学校全体における道徳教育の重点目標を決めていくことが必要になる。また、それを具体的に指導していくための方針を各教育活動の特質を考慮して明確にしたり、各学年の重点目標を設定したりすることなども求められる。これらを通して、より計画的な重点的指導を推進することができるようになる。

イ 道徳の時間における指導

道徳の時間においては、各内容項目について3学年間を見通した重点的指導を工夫することが大切である。そのためには、道徳の時間の年間指導計画の作成において、内容項目全体の指導を考慮しながら、重点的に指導しようとする内容項目についての扱いを工夫しなければならない。例えば、その内容項目に関する指導について年間の授業時数を多く取り、各教科等での指導との関連を図りながら一定の期間をおいて繰り返し取り上げたり、一つの内容項目を何回かに分けて指導したり、幾つかの内容項目を関連付けて指導したりすることができる工夫などが考えられる。このような工夫を通して、より生徒の実態に応じた適切な指導を行う必要がある。

第2節 内容項目の指導の観点

「第2 内容」に示されている内容項目は、そのすべてが道徳の時間及びそれを^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育における学習の基本となるものである。小学校における内容項目の発展性や系統性を踏まえ、中学校においては生徒の発達段階などを全体にわたって理解し、生徒の学習を充実させていく必要がある。その際、内容についてのとらえや、学級や生徒の実態等に応じて指導をする際に特に留意すべき事項等について以下に示した。

1 主として自分自身に関すること

(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。

望ましい生活習慣を身に付けることは、心身の健康を増進し、気力と活力に満ちあふれた充実した人生を送る上で欠くことのできないものである。また、心身を鍛え、調和のある生活をするには人格形成にも深くかかわる。しかし、現代社会においては環境や生活様式の変化も大きく、若者の欲望や衝動を刺激するものも少なくない。したがって、生活のあらゆる場において節度を守り節制に心掛け、心身の調和のある生活の実現に努めることは、自己の人生を豊かにし、意義ある生き方につながることを理解できるようにする必要がある。

中学生の時期は、心身ともに著しい発達をみせ、活力にあふれ意欲的に活動できる。しかし、心と体の発達が必ずしも均衡しているわけではないので、軽はずみな行動によって健康を損なってしまったり、時間や物の価値を軽視してその活用を誤ったりするなど、衝動にかられた行動に陥ることもある。また、これまで身に付けてきた基本的な生活習慣に対して、外面的には反発や抵抗を示すこともある。

指導に当たっては、行動の仕方や物事の処理の問題としてとらえるだけでは十分ではない。心身の健康の増進、生涯にわたって学ぼうとする意欲や習慣、時間や物を大切にすることなど、望ましい生活習慣を身に付けることが、充実した人生を送る上で欠くことのできないものであることを、生徒自らが自覚できるようにすることが大切である。そのためには、きまりある生活を通して自らの生き方を正し、節度を守り節制に心掛け調和のある生活の実現に努めることが、自分自身の将来を豊かにするものであることを自覚できるようにすることがなによりも重要である。

(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。

人間としてよりよく生きるには、目標や希望をもつことが大切である。「目標」には、必ずしも生涯をかけて達成するといった遠大なものだけでなく、身近で日常的な努力によって達成できるものもある。日常生活の中のほんの小さな目標であっても、それが達成されたときには満足感を覚え、自信と勇気が起こるものである。このような達成感は、自己の可能性を伸ばし、人生を切り拓いていく原動力となり、次のより高い目標に向かって努力する意欲を引き起こすことにもなる。このことを積み重ねる中で、人生の理想や目標を達成しようとする強い意志が養われ、生きることへの希望もはぐくまれてくる。

中学生の時期は、自分の好むことや価値を認めたものに対しては意欲的に取り組む態度が育ってくる。また、希望と勇気をもって生きる崇高な生き方に憧憬をもつ年代でもある。しかし、障害や困難に直面すると簡単に挫折し物事をあきらめてしまうこともあり、理想どおりにいかない現実に悩み苦しむこともある。更に、変化の激しい社会であることから、中学生にとっては目標を立てにくい状況にもあるといえる。

指導に当たっては、具体的な生活の中で目標を達成した経験を振り返らせたり、日常的な努力で達成できる目標をもたせたりすることが大切である。そして、達成できたときの成就感や満足感を繰り返し味わわせることを通して、希望と勇気が生まれてくることを自覚するよう指導することが重要である。また、生涯をかけての理想や目標をもつことが、日々の生活を充実することにつながることに気付かせることも大切である。そのためには、広い視野に立って、ものごとを正しく判断し、目標を実現するための諸条件を検討しながら希望と勇気をもって実行するとともに、困難に屈しないでねばり強く最後まで着実にやり抜く強い意志と態度を育てるように指導することが必要である。

(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。

自ら考え、判断し、実行し、自己の行為の結果に責任をもつことが道徳の基本である。したがって、深く考えずに付和雷同したり、責任を他人に転嫁したりするのではなく、自らの規範意識を高め、自らを律することができなければならない。どのような小さな行為でも、それは自分で考え、自分の意志で決定したものであるとの自覚に至れば、人間はそれに対して責任をもつようになり、生涯において何かをなすときも、それを誠実に実行するようになる。そこに、道徳的自覚に支えられた自律的な生き方が生まれ、自らの責任によって生きる自信が育ち、一個の人間としての誇りがもてるようになるのである。

中学生の時期は、自我に目覚め、自主的に考え、行動することができるようになる。しかし、一方では自由の意味をはき違えて奔放な生活を送ったり、周囲の思惑を気にして他人の言動に左右されてしまったりすることも少なくない。また、自分自身にかかわる行為が自分や他人にどのような結果をもたらすかということ进行深入考えることができない面も見られる。

指導に当たっては、自己の尊厳に気付き、何が正しく、何が誤りであるかを自ら判断して望ましい行動がとれるようにすることが大切である。そのためには、悪を悪としてはっきりとらえ、それを毅然としてしりぞけ善を行おうとする良心の大切さに気付くようにしなければならない。良い行為とは、自分にとっても他人にとっても良い行為である。この意味で、自分の行為の動機の純粹さにとどまらず、その行為が及ぼす結果についても深く考えられるようにすることが必要である。自由を放縦と誤解してはならず、自分や社会に対して常に誠実でなければならないことを自覚し、人間としての誇りをもった、責任ある行動がとれるように指導することが大切である。

(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。

いかなる時代に生きても、人は自己の人生を切り拓いていく積極性と力強さをもつことが大切である。真理とは、だれも否定することのできない普遍的で妥当性のある物事の筋道、道理を指し、真実とはうそや偽りのないことである。共に人間らしい誠実な生き方がかかわってくると考えられる。そして、理想は、この真理や真実を探求した結果、自分の人生をかけて実現すべき価値を見いだしたときに強く意識されるものである。よりよく生きる力は、こうした積極的な生き方を追い求める中で培われるものである。

中学生の時期は、人間としての生き方や社会のしくみなどについての関心が高まってきて、自分の将来に向かって理想を求める傾向が強くなっていく。そこには、自分の人生をよりよく生きたいという内からの願いがある。しかし、その描く理想は必ずしも自分の置かれている現実についての十分な認識に立っているものではなく、自分を過大視したり、安易に現実に妥協したり、集団の中に埋没して主体性を失ったりして、ときには絶望したりすることもある。現実と遊離した理想を性急に求めるあまり、その夢が破れたときは人生のむなしさを感じてしまうことも多い。

指導に当たっては、学ぶことや人間や社会の在り方について、分からないことを謙虚に受け止めて探求し続け、真理や真実を求めつつ、生きることについての意味を見だし、目標をもち、よりよく生きようとする積極的な態度を育てることが重要である。そのためには、的確な判断力をもって現実を見つめたり、将来に向かって理想を実現していくことの大切さについて、自己の生き方とのかかわりをもって考えられるようにすることが肝要である。そして、絶えず高い理想を求め、志をもって明るく生き生きと生きることが、人生に意欲をわかせる、自分の生涯を豊かにすることにつながることを自覚できるようにすることが必要である。

(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

「汝^{なんじ}自身を知れ」「吾^{われ}日に三たび省みる」という言葉があるように、これまでや現在の自分、そして将来こう在りたいという自分を静かに見つめ直すことは、自己の向上を願って生きていく上で重要なことである。また、一人一人の人間は姿や形が違いうように、人それぞれには必ずその人固有のよさがある。その個性を生かし伸ばしていくことは、人間の生涯をかけての課題でもある。充実した生き方は、そうした自分の人生への前向きな取組を繰り返す中で、おのずと体得される。

中学生の時期は、自己理解が深まり、自分なりの在り方や生き方についての関心が高まってくる。「人生いかに生きるべきか」といった命題にも真剣に取り組むようになる。このことは「よりよく生きたい」という願いの裏返しであり、価値ある人生の実現に向けて限りない模索をしていることを表している。一方で、自分の姿を自らの基準に照らして考えたり、他人との比較においてとらえたりするために、その至らなさに一人思い悩むことも少なくない。そして、他人と同じように扱われることを嫌ったり、反対に他人と異なることへの不安から個性を伸ばそうとすることに消極的になったりすることもある。

指導に当たっては、自己の欠点や短所の追求のみに偏ることなく、かけがえのない自己をまずは肯定的にとらえるとともに（自己受容）、自己の優れている面などの発見に努め（自己理解）、自己との対話を深めつつ、更に伸ばしていくようにすることが大切である。また、自分のよさは自分では分からないことが多いので、生徒相互の信頼関係を基盤として互いに指摘し合い、高め合う人間関係をつくっていくように指導することが重要となってくる。その意味でも、優れた古典や先人の生き方との感動的な出会いを広げる中で、充実した人間としての生き方についての自覚を深め、自分自身のよさや個性を見いだしていくことができるようにすることが大切である。

2 主として他の人とのかかわりに関すること

(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。

礼儀の基本は、相手を一個の人格として認め、相手に対して敬愛する気持ちを具体的に示すことであり、心と形が一体となってはじめてその価値が認められる。したがって、敬愛の気持ちを伝えるためには、相互に承認された一定の形が必要になり、具体的には言葉遣い、態度や動作として表現される。これは人間関係や社会生活を円滑にするために創り出された優れた文化の一つといえることができる。しかし、どれほど形ができていたとしても人間尊重の精神がなければ礼は通じない。また、相手を思う気持ちがあったとしても、時と場にあふさわしくない言動は人々の間では受け入れられないであろう。

中学生の時期は、礼儀の大切さについてある程度理解し、言葉遣いや行動の仕方もある程度身に付きつつあるものの、まだ十分習慣化しているとはいえない。また、この時期は、一般的な傾向として、従来からのしきたりや形に反発する傾向が強くなったり、照れる気持ちやその場の状況に左右されたりすることによって望ましい行動ができなくなることも見受けられる。

そこで、指導に当たっては、日常生活において、時と場に応じた適切な言動を体験的に学習するとともに、形の根底に流れるその意義を深く理解できるようにすることが大切である。また、逆に、心情面を整えることによって形として外に表すことができるようになることもある。このことを十分に踏まえて、時と場に応じた適切な言葉遣いや行動がとれるよう、特に内面的な指導を重視する必要がある。なお、礼儀は時代や社会によって変わる相対的な面をもっている一方で、伝統として受け継がれるものもある。例えば日本には伝統的な礼儀作法があるように、外国にもそれぞれの国に応じた礼儀作法がある。国際化の進展に伴い外国の人々に接する機会が多くなった今日、外国の礼儀についても理解を深め、外国の人々に気持ちよく接することができるように指導することが大切である。いずれにしても、相手を人間として尊重する精神の現れであることに変わりはない。

(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。

他の人とのかかわりの中で、温かい人間愛の精神を深め、これを身に付けることは人間としてきわめて大切なことである。人間愛の精神は、互いの存在を、強さも弱さも持ち合わせた生身の人間として、丸ごと肯定的に受け止めようとする思いが普遍化されたものである。それは人間を尊重する精神、生命に対する畏敬の念に基づく人間理解を基盤として、他の人に対する思いやりの心を通して具現化される。思いやりの心は、自分が他に能動的に接するときに必要な心の在り方である。すなわち、他の人の立場を尊重しながら、親切にし、いたわり、励ます生き方として現れる。それはまた、黙って温かく見守るといった表に現れない場合もある。したがって、思いやりの心の根底には、人間尊重の精神に基づく人間に対する深い理解と共感がなければならず、このように考えれば、思いやりの心は、単なるあわれみと混同されるべきものではないことが分かる。他者の思いやりに触れ、それを素直に受け止めたとき、人は自ずと感謝の念を抱くようになる。そして、自分が現在あるのは、多くの人々によって支えられてきたからであることを自覚するようになる。

中学生の時期には、人間愛に基づく他の人とのかかわりをもつことの大切さを理解できるようになってくる。しかし、人間的な交わりの場が急速に少なくなりつつある社会環境と合わせて、温かい人間愛に恵まれないと感じて、人はとかく利己的、自己中心的になりやすく、他を省みない行動に走る場合がある。

そこで、指導に当たっては、単に思いやりの大切さに気付かせるだけでなく、根本において自分も他の人も、ともにかけがえのない人間であるということをしっかり自覚できるようにすることが大切である。そのためには、助け合いながら何かを達成していくような機会を多く生かし、互いに支え合う経験を積みながら、思いやりの心と態度がはぐくまれていくよう工夫する必要がある。

(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。

真の友情は、相互に変わらない信頼があって成り立つものであり、相手に対する敬愛の念がその根底にある。それは、相手の人間的な成長を願い、互いに励まし合い、高め合い、協力を惜しまないという関係である。しかし、青年前期においては、感情の起伏が激しく、ともするとささいなことから感情の行き違いが生じ、せっかくの友達関係が台無しになることもある。このような時期に、真の友情や友情の尊さについて理解を深め、これを契機に友情を一層確かなものにするよう、指導することが大切である。

中学生の時期は、互いに心を許し合える友達を真剣に求めるようになる。また、親や教師に多くのことをゆだねてきた児童期から脱し、独立しようとする発達の段階にある。それゆえ、世代の違いによるものの考え方や価値観の違いを強く意識するようになり、同世代によき理解者を求めたり、心の底から打ち明けて話せる友達を得たいと願ったりする気持ちが高まってくる。しかし、そのため、ときには相手に無批判に同調したり、自分が傷つくことを恐れるあまり、最初から一定の距離をとった関係しかもたない者も出てくる。

そこで、指導に当たっては、その場だけの関心や自分に都合のいい相手とだけの狭い範囲にとどまることなく、更に視点を広げ、積極的に生涯にわたる尊敬と信頼に支えられた友情を育てるよう配慮することが大切である。

学級や学年を超えた活動を通し、豊かな人間関係を促進しながら、相手の表面的な言動だけでなく、内面的なよさに目を向け、相手の成長を心から願って互いに励まし合い、忠告し合える信頼関係を育てるよう心掛ける。そして、友達のよさを発見し、信頼を基盤として成り立つ友情が人間としての生き方の自覚を深める上でいかに尊いものであるかを実感させる必要がある。たとえ、感情の行き違いや考え方の食い違いから人間関係のきしみなどが生じたとしても、互いの人格を尊敬する視点から克服することで、より一層深い友情が構築されることにも気付くように指導していくことが肝要である。

(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。

今日、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現が求められている。互いに異性についての正しい理解を深めることは、互いに相手のよさを認め合うということである。独立した一個の人格としてその尊厳を重んじ、人間としての成長と幸せを願うという点において、男女間における相互の在り方は基本的に同性間におけるものと変わるところがない。人間の社会が男性と女性とによって成り立ち、家庭においても職場においても互いに協力することによって望ましい社会生活が営まれるわけであるが、それは独立した人間それぞれの個性が尊重され、互いに生かされ合うことによって可能となる。したがって、男女間における関係は、それが友情に基づく場合でも、恋愛感情に基づく場合でも、いかなる場合も相手に対する理解を深め、信頼と敬愛の念をはぐくみ、互いに向上していくものでなければならない。

中学生の時期は、一般に異性に対する関心は強くなるが、生徒の心身の発達には個人差が大きく、学年が上がるにつれ、異性に対する感情や考え方にも大きな差異が見られる。また、異性に対する関心やあこがれは様々な形で現れる。意識的に異性を避けたり、また逆に異性の関心を誘うような態度をとったりすることもある。あるいは、様々なメディア等を通してもたらされる興味本位のゆがんだ情報や間違った性知識を無批判に受け入れ、様々な問題行動に至ることもある。

指導に当たっては、異性に対する関心が高まることは、自然な成長の流れであることを踏まえつつ、真剣に異性のもつ見方や考え方を知るように心掛けることが必要であり、それを基に自分の異性に対する姿勢を見直すきっかけとなるように指導する必要がある。相手のものの見方や考え方に対する理解が深まることによって、自己の成長を実感できるものとなるだろう。社会の状況は、青少年の成長に必ずしも好ましい状況にはない。学校においては、異性の特性や違いをきちんと受け止め、相手の人格を尊ぶ姿勢を育成することが重要である。更に、保健体育科における性に関する指導等との関連を生かした指導の工夫が望まれる。

(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶ。

個性とは、一人一人の人間がもつ固有の他ととりかえることのできない独自性である。そして、それは、その人の一部分ではなく、人格の総体であり、その人からかけ離れたものではない。人間は、たいていの物事についてその全体を知り尽くすことは難しく、自分なりの角度や視点から物事を見ることが多い。そこで、大切なことは、互いが相手の存在の独自性を認め、相手の考えや立場を尊重することである。個性は他と異なるため、開かれた心で他に対して謙虚に学んでいくことが、よりよい人間としての成長を促すために大切なことである。また、個性は、決して自分一人で伸びるものではなく、他に認められながら伸びるものである。互いのもつ異なる個性を見つけ、違うものを違うと認め、ときには許す私心のない寛容の心、偏狭なものの見方や考え方のない広い心を育てることが求められる。

中学生の時期は、ものの見方、考え方に違いが現れてくるとともに、個性がはっきりしてくる。そのために、自分の考えや立場に固執したりする傾向が強くなり、友人間に意見の対立や摩擦が生じることも少なくない。その一方で、同調過剰の傾向も生じやすく、いじめのような社会問題に発展することもある。また、この時期は、反抗期にもあたり、独自性が出てくるために、そのプロセスとして、わがままを言ったり、寛容さと謙虚さに欠けるというようなこともあることを忘れてはならない。

指導に当たっては、個性とは何かについて正しく理解するとともに、自らの意志に背いて他に同調するのではなく、多様な個性を認め、それぞれの差異を尊重するという態度を育てることが大切である。その際、現実から逃避したり、今の自分さえよければよいといった「閉じた個」ではなく、自己と対話を重ね自分自身を深めつつ、他者とともに生きるという自制を伴った「開かれた個」が大切であることを理解できるような指導の工夫が必要になる。このような指導を通して、個性の尊重や寛容の心を持ち謙虚に他に学ぶことが人間としての成長に役立つことを理解できるようにすることが大切である。

(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。

人間は、互いに助け合い、協力し合って生きている。この互いの助け合いや協力を根底で支えているのは、互いの感謝の心である。その意味で、感謝の心は、潤いのある人間関係を築く上で欠かすことのできない大切なものである。感謝の心は、他の人が自分のことを大切に思ってくれていることに触れ、相手の行為をいわば心の贈り物としてありがたいと感じたときに起こる人間の自然な感情である。

中学生の時期は、自立心の強まりとともに、日々の生活の中で自己を支えてくれている多くの人の善意や支えに気付く一方で、感謝の気持ちを素直に伝えることの難しさも感じている。例えば、自分が困ったときや悩んでいたときに助言してもらったり、具体的に支援してもらった場合には、すぐに感謝の気持ちを伝えることができるが、自分の存在に深くかかわることになると言葉や行動としてうまく感謝の気持ちを表現できないこともある。

指導に当たっては、まず、多くの人々の善意や支えにより、日々の生活が成り立ち、現在の自分があることを踏まえ、それに対する感動や喜びが自ずと感謝の心となって表出されるものであることについての理解を深めることが必要である。そして、自分の心の中にある感謝の気持ちを素直に表現し、それが相手の心に届くことによって潤いのある人間関係が築かれるものであることを自覚させることが大切である。他者の親愛なる善意に対して感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心が、今自分が他者に対して何をもって応答することができるのかを考えさせ、結果として自己と他者との心の絆^{きずな}をより強くするものとなる。なお、感謝の心は、他の人とのかかわりに始まり、多くの社会の人々への感謝、さらには自然の恵みへの感謝と次第に広がっていくものである。したがって、4の視点や3の視点との関連を図りつつ指導する必要がある。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

生命は、かけがえのない大切なものであって、決して軽々しく扱われてはならない。生命を尊ぶことは、かけがえのない生命をいとおしみ、自らもまた多くの生命によって生かされていることに素直にこたえようとする心の現れといえる。

自他の生命を尊ぶためには、まず自己の生命の尊厳、尊さを深く考えることである。生きていることの有り難さに深く思いを寄せることは、必ずや自己以外の生命をも同様に大切にせずだという予想と期待があるからである。また、ここでは、主として人間の生命について考えるが、人間以外のすべての生命の尊さについても価値を置きながら考えなければならない。

近年、生徒の生活様式も変化し、自然や人間とのかかわりの希薄さから、生命あるものとの接触が少なくなり生命の尊さについて考える機会を失いつつある。また、中学生の時期は、比較的健康的に毎日が過ごせる場合が多いためか自己の生命に対する有り難みを感じている生徒は決して多いとは言えない。身近な人の死に接したり、人間の生命の有限さやかけがえのなさに心を揺り動かされたりする経験をもつことも少なくなっている。そのためか、生命軽視の軽はずみな行動につながり、社会的な問題となることもある。

指導に当たっては、人間の生命のみならず身近な動植物をはじめ生きとし生けるものの生命の尊厳に気付かせ、生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念をもつよう指導することが重要な課題となる。例えば、自分が今ここにいることの不思議、生命にいつか終わりがあること、生命はずっとつながっていることなどを手掛かりに考えさせることができる。自らの生命の大切さを深く自覚させるとともに、他の生命を尊重する態度を身に付けさせることが大切である。さらに、2の視点や4の視点との関連のもとで、人間の生命は、人間関係の中で保たれるという側面があることも考えさせることが求められる。一人一人の生活、居場所が保障されることで、人間は、その生命を全うできることも忘れてはならない。

(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

人は、自然の美しさに触れ、自然と親しむことにより自らの人生を豊かにしてきた面が強い。自然を愛護するということは、人間が自然の主となって保護し愛するというのではなく、自然の生命を感じ取り、自然との心のつながりを見いだして共に生きようとする自然への対し方である。

畏敬とは、「敬う」という意味での尊敬、尊重と、「畏れる」という意味での畏怖という面とが含まれている。自然とのかかわりを深く認識すれば、人間は様々な意味で有限なものであり、自然の中で生かされていることを自覚することができる。この自覚とともに、人間の力を超えたものを素直に感じとる心が深まり、これに対する畏敬の念が芽生えてくるであろう。また、この人間は有限なものであるという自覚は、自他の生命の大切さや尊さ、人間として生きることのすばらしさの自覚につながり、とかく独善的になりやすい人間の心を反省させ、生きとし生けるものに対する感謝と尊敬の心を生み出していくものである。

中学生の時期は、豊かな感受性が育ってくるとともに、自然や人間の力を超えたものに対して、美しさや神秘さを感じ、自然の中で癒される自己に気付くようにもなる。このような時期に、美的な情操を深め、感動する心を育てることは、豊かな心を育て、人間としての成長をより確かなものにつなげる。

指導に当たっては、自然や、優れた芸術作品等美しいものとの出会いを振り返り、そこでの感動や畏怖の念、不思議に思ったこと等の体験を生かして、人間と自然、あるいは美しいものとのかかわりを多面的・多角的にとらえることが大切である。また、自然を愛し、護ることといった環境の保全を通して、有限な人間の力を超えたものを謙虚に受け止める心を育てることが求められる。

(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることに喜びを見いだすように努める。

ありのままの人間は、決して完全なものではない。人間は、総体として弱さを持っているが、それを乗り越え次に向かって行くところに素晴らしさがある。ときとして様々な誘惑に負け、易きに流れることもあるが、だれもがもつ良心によって悩み、苦しみ、良心の責めと戦いながら、^{かしく}呵責に耐えきれない自分の存在を深く意識するようになる。そして、人間として生きることへの喜びや人間の行為の美しさに気付いたとき、人間は強く、また、気高い存在になりうるのである。また、ここで言う人間としての生きる喜びとは、自己満足ではなく、人からほめられたり、認められたりするという喜び、人間としての誇りや深い人間愛、崇高な人生を目指し、同じ人間として共に生きていくことへの深い喜びである。

中学生の時期は、人間が内に弱さや醜さをもつと同時に、強さや気高さを併せてもっていることを理解することができるようになってくる。しかし、なかなか自分に自信がもてないでいるだけに、劣等感にさいなまれたり、人をねたみ、恨み、うらやましく思ったりすることもある。また、一方では、崇高な人生を送りたいという人間のもつ気高さを追い求める心もある。したがって、自分を含め、人はだれでも人間らしいよさをもっていることを認めるとともに、決して人間に絶望することなく、だれに対してもその人間としてのよさを見いだしていく態度を育てることが大切である。

指導に当たっては、まず自分だけが弱いのではないということ、人間がもつ強さや気高さを十分に理解できるようにすることが大切である。また、いたずらに、弱さや醜さだけを強調したり、弱い自分と気高さの対比に終わったりすることなく、自分を奮い立たせることで目指す生き方、誇りある生き方に近付けるということに目を向けられるようにすることが大切である。このような指導を通して、内なる自分に恥じない、誇りある生き方、夢や希望など喜びのある生き方を見いだすことにつながる。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

社会があれば何らかのきまりがあり、法とはこの社会におけるきまりの一つである。この社会生活に秩序を与え、摩擦を最小限にするために、人間の知恵が生み出したものが法やきまりであることや、社会の秩序と規律を守ることによって、個人の自由が保障されるということを理解することは大切である。また、社会生活の秩序と規律を維持するためには、一人一人が他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、自らに課せられた義務を確実に果たそうとする態度を育成することが重要である。権利ばかりを主張して、義務を遂行しなければ社会は維持できない。

中学生になると、社会の仕組みもある程度理解できるようになってくるし、社会の中で人間としての生き方についての自覚も深まってくるので、法やきまりについてその意義を一層理解することができるようになる。確かな義務感と潔い正義感を身に付け、日々力強く生活している生徒も少なくない。しかし一方では、法やきまりに従えばそれでよしと考えたり、法やきまりは自分たちを拘束するものとして反発したりする生徒もいないわけではない。更に、自分の権利は強く主張するものの、自分の果たさなければならない義務をなおざりにする生徒も見かける。

指導に当たっては、法やきまりは自分たちの生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについての自覚を促すことが求められる。法やきまりについての意義を十分にわきまえた上で、社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲を育てる指導が重要である。また、権利と義務との関係を、「私」と「公」とのかかわりや、社会における自分の立場、自分の利害得失に固執せずに社会をよりよくしようとする気持ちなどから考えるように指導することが求められる。つまり、社会生活の中で守るべき正義として法やきまりを大事にする心が、日々の実践に結び付いたとき、秩序と規律のある社会が実現されるということを生徒に理解させる指導の工夫が必要である。

(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。

公德心は、社会生活の中で守るべき正しい道としての公德を大切にすることである。この公德を大切にすることが、一人一人の日常生活の中で具体的に生かされることで、住みよい社会が実現できる。また、社会生活においては、一人一人が共に手を携え、協力しだれもが安心して生活できる社会をつくっていかうとする社会連帯の自覚は欠かすことができない。この社会のすべての人々が、自分も他人もともどもによりよく生きようとしていることを自覚することから、互いに助け合い励まし合うという社会連帯の自覚も出てくる。社会全体に目を向けるとき、個人の向上と社会の発展とが、矛盾しないような在り方が求められ、よりよい社会の実現に向けた個々の努力が日々積み重ねられることが必要となる。

中学生になると、体の不自由な人へのいたわりある行動や社会福祉施設などのボランティア活動に共に取り組むなどよりよい社会の実現を求める気持ちが強くなっていく。その反面、社会における人間関係の希薄化が生み出した他に対する配慮を欠く風潮の影響からか、公の場で、意識するかしないかにかかわらず自己中心的な言動をとってしまうことも少なくない。また、既成のものに対する反発が出てくる年代ではあるが、本来自己中心的で自分勝手な言動を良くないと思う心が内面には十分あり、だれもが望むよりよい社会の実現については大人より純粋に考えることもできる。

指導に当たっては、生徒一人一人に自分も社会の一員であるという自覚を深めるようにして、互いに積極的に協力し合おうという意欲を育てるように工夫することが大切である。また、よりよい社会を実現するためには、社会生活を営む上で必要とされる約束やきまりを重んじ、また、社会生活において互いに迷惑をかけることのないような行動の仕方を身に付けるとともに、自他への配慮と深い思いやりを大切にし、進んで社会とかかわり積極的な生き方を模索しようとする態度を育てる必要がある。

(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

正義を重んじるとということは、正しいと信ずることを自ら積極的に実践できるよう努めることであり、公正、公平にするとは、私心にとらわれて事実をゆがめることや、偏ったものの見方・考え方を避け、社会的な平等が図られるように振る舞うことである。しかも、人は、他の人とのかかわりにおいて生きるものであり、それゆえ、よりよく生きたいという願いは、差別や偏見のない社会にしたいという要求につながる。したがって、よりよい社会を実現するためには正義を愛する心が不可欠であり、自他の不正や不公平を許さない断固とした姿勢と力を合わせて積極的に差別や偏見をなくす努力が重要である。

中学生になると、社会の在り方についても目を向けはじめ、現実の社会がもつ矛盾や課題に気付き、理想を求める気持ちや正義感も強くなってくる。その反面、周囲の目を意識し、多くの意見や考えに左右されたり、自己中心的な考え方や行動をとったりしがちとなる。そのため、不正な行動やいじめをはじめ差別的言動が目の前で起こった場合、内心ではいけないと思ってもそれを勇気を出して止めるなど正義の実現に努めることに消極的になってしまうことも多い。

指導に当たっては、自己中心的な考え方から脱却して、公のことで自分とのかかわりや社会の中における自分の立場に目を向け、社会をよりよくしていこうとする気持ちを大切にすることが必要である。また、「見て見ぬふりをする」とか、「避けて通る」という消極的な立場ではなく、不正を憎み、不正な言動を断固として否定するほどの、たくましい人間が育ってくるように指導することが大切である。この世の中から、あらゆる差別や偏見をなくすように努力し、望ましい社会の理想を掲げ、正義がとおる、公平で公正な明るい社会の実現に積極的に努めるよう指導する必要がある。

(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し
集団生活の向上に努める。

人間は、一人では生きていけない。様々な集団や社会の一員として生活を営んでいる。それぞれ目標や立場を異にする集団に属しながら、共同で日々の生活を営んでいる。人が、集団の一員としてよりよく生きていくためには、自分の属する集団の意義を十分に理解することが大切である。各人がその成員としての役割と責任を自覚して、個々が責任を果たし集団の目標を達成する中で集団生活の向上が図られ、自己の実現もなされる。また、集団は成員相互の協力があって維持されるものであるから、互いに人間関係を大切にするとともに、励まし合うという協力関係をつくりあげていくことが大切である。

中学生の時期は、学級、学校、地域社会などの様々な集団の中で互いに深くかかわり合って相互理解を深め、それぞれの集団の中で人間的な成長を遂げるのによい時期であるが、一方で、集団の一員としての所属感や一体感を強く求め、自己の思いのみを先行させてしまうこともある。集団生活の向上には、集団の規律を守ることが必要であり、そのためには生徒一人一人が自らの役割と責任を果たすという自覚が大切である。集団の中では、成員同士が互いに規律を守り、協力し合って、集団生活の向上に努めることが求められている。

指導に当たっては、自分が所属する集団にのみ目が向き過ぎると、自分たちの利益のみを追求し、自分とかかわりが薄いと思われる集団や成員に無関心であるばかりか、排他的になりかねない。このような利己心や狭い仲間意識を克服し、協力し合って集団生活の向上に努める態度を育てることに留意する必要がある。更に、生徒一人一人が集団の中で個性を失うことがないように留意して、それぞれが伸び伸びと自らのよさを発揮できるような集団の在り方を考えられるようにする必要がある。

(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。

勤労は、人間生活を成立させる基本的な要件であり、一人一人がその尊さやその意義を理解し、公共の福祉と社会生活の発展・向上に貢献することが求められている。勤労には自らの目的を実現するために働くという面もあるが、職業のように、個人の生活を維持し、自分の幸福を追求するためと同時に、社会的分業によって社会を大きく支えている面もあり、共に重要である。勤労や奉仕を通して社会に貢献するということを自覚し、充実した生き方を追求し実現していくことが、一人一人の真の幸福につながっていくことともなる。

中学生は、自分の目的を実現するためや、気の合った仲間と一緒にする仕事には意欲的に取り組むが、共同で行う仕事や集団での仕事などについては、これを厭う傾向も少なくない。自分の進路や職業について関心が高くなってくるこの時期に、勤労の尊さや意義について考えられるようにするとともに、働くことについての理解を通して職業についての正しい考え方を育てることや公共の福祉に努めようとする態度を育てることが大切である。

指導に当たっては、勤労の尊さを重んじる生き方を基に、奉仕の精神をもって自ら進んで、それを実践しようとする態度を培うことが大切である。その際、社会への奉仕に伴う喜びが自らの充実感として生徒一人一人に体得され、心から満足でき、生きがいのある人生を実現しようとする意欲にまで高めることを忘れてはならない。このような指導を通して、個人の立場を越えた社会全体の利益を大切にする心と、公私の別を明らかにして、自分のできることを自覚し公共の福祉のために尽くそうとする態度の育成が望まれる。また、職場体験活動やボランティア活動、福祉体験活動などの体験活動を生かすなど指導の工夫が求められる。

(6) 父母，祖父母に敬愛の念を深め，家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。

人間は，過去から受け継がれてきた生命の流れの中で生きている。そこで，まず，自分が在るのは，祖父母や父母が在り，そのかけがえのない子どもとして深い愛情をもって育てられたからであることに気付かせることが大切である。そのことを通して，自分の成長を願い無私の愛情をもって育ててくれた父母や祖父母に対して敬愛の念を深めることが必要である。今日家庭を取り巻く状況も様々であり，その姿は一様でないが，その家族を構成する成員相互の温かい信頼関係や愛情によって互いが深い^{きずな}絆で結ばれていることが大切であるということの自覚をもつことが，より充実した家庭生活を築くことにもつながる。

中学生の時期は，自我意識が強くなり，自分の判断や意志で生きていこうとする自律への意欲が高まってくる。そのため父母や祖父母の言動やしつけに反抗的になりがちである。ちょっとした忠告や叱責が，あたかも自分のすべてを否定するかのよう^{きずな}に思えて，反抗したい気持ちになる。しかも，かつてのような大家族の人間関係の中でしつけられ，喜怒哀楽を共にし，生活の苦勞を分かち合いながら，人間関係の機微を学んだり，家族の連帯を自覚したりする機会も少なくなっている。

指導に当たっては，まず，この時期に，自分と家族とのかかわり，家庭生活の在り方が人間としての生き方の基礎であることを十分に理解できるようにすることが大切である。その際，自分が家族の中でどのような立場にあるのか，家庭生活を営む上で，自分はどのような役割を果たせばよいのかを考え，家族の一員としての自覚をもって積極的に協力していくことが，自分の課題であることに気付くことができるようにすることが大切である。

(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。

学級や学校にあっては、生徒一人一人がその役割と責任を果たすことや、教師や学校の人々によって、学級や学校で様々な指導を受けたり支えられたりしながら、人間関係を深め、協力して生活することを通して尊敬や感謝の気持ちがはぐくまれる。また、学校には、それぞれ独自の校風があるが、それは先輩たちの長年にわたる努力によって培われたものであり、後輩たちが、それを継承し、更に協力し合って、よりよい校風へと発展させてきたのである。

中学生にとって、生活の大半を過ごす学級や学校が、重要な生活の場となっている。したがって、自分の学級、自分たちの学校という愛着や誇りをもつことは大切なことである。しかし、自分の学級や学校への関心やよりよい学級や学校づくりへの意欲は、必ずしも十分とはいえない。更に、昨今の学級や学校における状況を見ると、教師や学校の人々への敬愛の情が厚いとは言い難い。そこで、学級や学校における教師や学校の人々に目を向け、感謝や尊敬の気持ちをもてるようになることは、人間としての成長を促すこととなる。

学級担任や各教科の教師の指導のもとに、授業やいろいろな活動に意欲的に取り組むには、生徒同士、生徒と教師や学校の人々が、互いに信頼関係をもち、敬愛の念を深める態度を育てることが大切である。そのことによって協力体制が整い、よりよい学級や学校生活への土台が築かれる。学校の歴史や伝統に接する機会を増やしたり、生徒同士、生徒と教師や学校の人々との人間関係を深めたりする様々な体験を通して生徒に学校に対する愛着やよりよい校風の樹立と発展に努める態度を育てるよう援助する必要がある。なお、こうした指導の根底には、教師自らが進んで生徒一人一人に向ける厚い信頼と深い愛情に裏打ちされた温かいまなざしと慈しみのある態度で接していくことが欠かせない。

(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

今日都市化あるいは過疎化が進んでおり、そのために郷土に対する愛着や郷土意識が希薄になっている傾向がみられる。しかし、生徒にとって、地域社会は家庭や学校とともに大切な生活の場である。郷土によってはぐくまれてきた伝統と文化に触れ、体験することを通して、そこに住むことの喜びが生まれ、地域社会の一員としての自覚がもてるようになり、郷土を大切にす心や態度もはぐくまれる。また、このような郷土をつくりあげてきた人々への尊敬の念や感謝の気持ちも生まれてくる。郷土を愛し大切にすということは、長い間にわたって、今、自分たちが生活している郷土をつくりあげてきた伝統と文化、先人や高齢者たちの努力に思いを寄せ、そのことに対する感謝の心を持ち、これを今後の人々のためにより発展させて引き継いでいくことである。

中学生の時期は、自我の確立を強く意識するあまり、ともすれば、自分が自分だけで存在していると考えがちである。このような傾向を考えると、自分だけで存在しているのではなく、「家族」や「社会に尽くした先人や高齢者」によって自分が支えられて生きていることを自覚し、それらの人々への尊敬と感謝の気持ちを深めることは極めて大切なことである。

指導に当たっては、多くの地域で、郷土意識や地域社会に対する連帯感が薄くなっており、こうした傾向が強まっている事実を考慮し、地域の人々との人間関係を問い直したり、地域社会の実態を把握させたりして、郷土に対する認識を深め、郷土を愛しその発展に努めるよう指導していく必要がある。また、地域社会に尽くし、自己の人生を大切に生きてきた先人や高齢者への尊敬と感謝の気持ちをはぐくむよう指導の工夫に努めることも大切である。

(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

内容項目(8)の「地域社会」「郷土」を一まわり広げたとき、この項目の「国家」や「国」になる。そして前項の「地域社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め」る心を、国家という広がりであれば、「国を愛し」「国家の発展に努め」「優れた伝統の継承」に努める心につながっていく。

我が国について客観的に広い視野から認識を深めるとともに、我が国固有の優れた伝統と文化などそのよさについて理解を深め、その価値を継承し新たな文化を創造していこうとする態度の育成を図ることが大切である。この項目は、道徳教育の目標に示された「個性豊かな文化の創造」や「主体性のある日本人」の育成とも密接な関係にあり、国際社会の中で独自性をもちながら世界に貢献できる国家の発展に努める日本人として、主体的に生きることの自覚が求められている。

中学生の時期になると、日本の国土や歴史に対する理解が深まり、伝統と文化に対しても一層関心をもつようになる。そこで、この関心をさらに高め、国を愛する心と国家の発展に寄与しようとする態度を育成することが大切となる。ここで、国家の発展に努めることは、国民全体の幸福と国としてのよりよい在り方を願ってその増進に向けて努力することに他ならない。

指導に当たっては、国を愛することは、偏狭で排他的な自国賛美ではなく、国際社会の一員としての自覚と責任をもって、国際社会に寄与しようとする点につながっていることに留意する必要がある。そのためにも、「国を愛」することと、次の項目の「国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する」こととは切り離せない関係にあることに配慮した指導が大切である。

(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

今日、国際化の進展には目を見張るものがある。私たちは、国際的規模の相互依存関係の中で生きており、我が国が、国際的なかわりをもつことなく孤立して存在することはできない。すでに、日本人が、自分たちの幸せだけを追い求めることは不可能になってきているのである。したがって、将来の我が国を担う中学生には、日本のことだけでなく、国際的視野に立ち、世界の中の日本人としての自覚をしっかりとつことが必要になってくる。

中学生になると教科等の学習とも相まって、これまで以上に世界の様々な国々に対する興味・関心が高まってくる時期でもある。また、情報化社会の中で諸外国のできごとや情報についても多くの知識を得ている。更に、世界の国々との様々な形でかわりを体験する機会も増えている。このような時期に、世界の人々とかかわり、異文化への理解を深める機会を得ることは大切なことである。今後ますます国際的な相互依存関係を深めていく社会の中で生きていく中学生にとって、国際的な視野と国際社会で生きる能力を身に付けることはこれまで以上に必要となろう。

指導に当たっては、他の国には日本と同じように、その国の伝統に裏打ちされたよさがあることやその国独自の伝統と文化に各国民が誇りをもっていることを理解させることが大切で、他の国の人々や異文化に対する理解と尊敬の念が重視されなければならない。更に「世界の平和と人類の幸福に貢献する」という理想を抱き、その理想の実現に努めることが、国際理解にとって極めて大切である。その理想の実現のための基本になることは、国によってももの感じ方や考え方、生活習慣などが違っても、どの国の人々も同じ人間として尊重し合い、差別や偏見をもたずに公正、公平に接するということであり、それが真の国際人として求められる生き方でもある。

第4章 道徳の指導計画

第1節 指導計画作成の方針と推進体制の確立

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画作成と内容の取扱い」）

- 1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画作成するものとする。

道徳の指導計画については、「第3章 道徳」の第3の1において、各学校においては、「道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画作成するものとする」としている。したがって、学校では、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心として、「道徳教育の全体計画」とそれに基づく「道徳の時間の年間指導計画」を作成する必要がある。また、全体計画を各学年や各学級で具体的に推進するための指針として「学級における指導計画」を作成していくことが望まれる。

1 校長の方針の明確化

道徳教育は、「第1章 総則」に示すように、学校の教育活動全体で取り組むものであり、校長は学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが求められる。校長は道徳教育の充実・改善の方向を視野におきながら、生徒の道徳性にかかわる実態、学校の道徳教育推進上の課題、社会的な要請や家庭や地域の期待などを踏まえ、学校の教育目標とのかかわりにおいて、道徳教育の基本的な方針等を明示する必要がある。

このことにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解することができる。また、示されたその方針が、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の充実、改善を図っていく上でのよりどころにもなる。

2 道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備

(1) 協力体制の充実

道徳教育は、校長の方針の下、学校の教育活動全体で取り組まれ、個々の教師の責任ある実践に託されていくものである。学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために、全教師が力を発揮できる体制を整える必要がある。例えば、道徳主任などの道徳教育推進教師の役割を明確化するとともに、機能的な協力体制の下、道徳教育を充実させていく必要がある。

協力体制をつくるに際しては、まず、全教師が参画する体制を具体化するとともに、そこでの道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付けるようにする。例えば、道徳の時間の指導、各教科等における道徳教育、家庭や地域との連携等の推進上の課題に合わせた組織や、各学年ごとに分かれて推進するための組織のそれぞれが機能するような体制をつくるなど、それぞれの教師が主体的にかかわることができる体制とすることが大切である。道徳教育推進教師を中心とした道徳教育推進のためのチームをつくり、学校全体の教科等や生徒指導、保健指導等の各担当者と関連を図った体制とすることなども考えられる。

(2) 道徳教育推進教師の役割

機能的な協力体制にするためには、このような体制における道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要がある。その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

- ア 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- イ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ウ 道徳の時間の充実と指導体制に関すること
- エ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- オ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- カ 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- キ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ク 道徳教育における評価に関すること など

各学校においては、その実態や課題等に応じて、学校として推進すべき事項を明ら

かにした上で、その役割について押さえておくことが重要になる。道徳教育推進教師が全体を掌握しながら、全教師の参画，分担，協力の下に道徳教育が円滑に推進され、充実していくように働き掛けていくことが望まれる。

なお、もとより、各教師がそれぞれの役割意識をもち、自らの役割を進んで果たすことが求められることは言うまでもない。学校全体で一つの道徳教育上の課題に取り組むようなときも、全教師が共通の課題意識をもって進めることができるように、機能的な協力体制にすることが大切である。

第2節 道徳教育の全体計画

〔第3章 道徳〕の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

1 全体計画の意義

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育は、全教育活動が有機的に関連し合って進められなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を分担するのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

(1) 豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる

各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育の全体計画を作成し活用することを通し、学校の様々な教育の営みが豊かな人格形成につながり充実した道徳教育を展開することができる。

(2) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる

全体計画では、学校における道徳教育の基本方針や重点目標が明示されるとともに、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間及び特別活動、さらには、日常生活の指導等を通して行われる道徳教育が果たすべき役割や方向性が明らかにされる。

(3) 道徳教育の要^{かなめ}として、道徳の時間の位置付けや役割が明確になる

道徳の時間は「各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合」しようとするものであるが、全体計画は、その趣旨の達成を図るための基盤となり、道徳の時間の年間

指導計画を作成するよりどころとなるものである。

(4) 全教師による一貫性のある道德教育が組織的に展開できる

全体計画を、道德教育推進教師を中心に全教師の協力によって作成することやその活用を図ることを通して、学校における道德教育の方針やそれぞれの分掌による役割や機能等についての理解が深まり、学校として一貫した道德教育の組織的な展開が可能になる。

(5) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力が得られるばかりでなく、学校、家庭、地域社会を通じて一貫した道德教育が可能となることから極めて重要である。

2 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教師の参加と協力を得ながら創意と英知を結集して独自に作成されるものであるが、これまでに述べられた意義を踏まえると、次のような事項を含めて作成することが望まれる。

(1) 基本的把握事項

- ア 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- イ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ウ 生徒の実態や発達の段階等

(2) 具体的計画事項

- ア 学校の教育目標、道德教育の重点目標、各学年の道德教育の重点目標
学校の教育目標及び「(1) 基本的把握事項」に基づいた各学校の道德教育の重点目標と各学年の道德教育の重点目標
- イ 道德の時間の指導の方針
道德教育の要^{かなめ}としての道德の時間の指導の方針や指導の観点等。特に、道德の時間の年間指導計画を作成する際の観点や重点目標にかかわる内容の指導の工夫、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導等
- ウ 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道德教育の指導の方針、内容及び時期
重点的指導との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道德的観点、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道德性の育成にかかわる指導内容及び時期等

エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連

各学校の特色ある教育活動や生徒指導との関連，生徒の内面に根ざした道徳性の育成にかかわる豊かな体験活動との関連等

オ 学級，学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針

日常的な学級経営を充実させるための具体的な計画等

カ 生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法

キ 家庭，地域社会，関係機関，小学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針

道徳教育講演会や道徳の時間の授業公開の実施，地域教材の開発や活用，広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得る具体的な計画や方策，小学校・高等学校・特別支援学校等との連携方針等

ク 道徳教育の推進体制

道徳教育推進教師の位置付けも含めた学校の全教師による推進体制等

ケ その他

評価計画，研修計画，重点的指導に関する添付資料等

なお，全体計画を一覧表にして示す場合は，必要な各事項について文章化したり，具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。

例えば，各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの，道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの，道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどして，年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

また，このようにして作成した全体計画は，家庭や地域社会の人々の積極的な理解と協力を得るとともに，様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために，他の教育計画と同様，その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり，ホームページで紹介したりするなど，積極的に公開していくことが求められる。

3 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては，理念だけに終わることなく，上記の内容を踏まえ，各学校の具体的な教育実践に生きてはたらく計画になるよう体制を整え，全教師で創意工夫をし，特に次のことに留意しながら取り組むことが必要である。

(1) 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

学校における道徳教育は，学校の教育活動全体を通じて行われる。したがって，全体計

画は全教師の参加と協力のもとに作成される必要がある。

校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として教育活動を担当する全教師により、それぞれの意見を十分に反映させることにより、創意と実効性のある全体計画が作成できる。そのためにも、学校の様々な分掌組織と連携しながら、道徳教育推進のための協力・指導体制を整えて、計画的に取り組むことが大切である。

(2) 道徳教育や道徳の時間の特質を理解し、具体的な取組を明確にし、教師の意識の高揚を図る

道徳教育や道徳の時間の特質を全教師が理解することは大切なことである。そのために、道徳教育推進教師が研修を企画・立案するなどして、関係する教育法規や教育課程の仕組み、時代や社会の要請等を十分に把握するとともに、生徒の実態や保護者や地域の人々の願い等についての理解に努め、全教師がその重要性や関連を認識することが大切である。そして、日常的な教育実践の具体的な取組にまで明確化されることが必要である。そのことを通して、作成にかかわる教師の意識も高揚し、積極的な活用が期待される。

(3) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては、学校や地域社会の実態を踏まえ、各学校における課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど各校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。そのためには、道徳教育推進教師を中心に校内の指導体制を充実させ、家庭や地域社会の人々及び学校間の交流を図って連携を深めるなど、重点的な取組ができるようにする。

(4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うこととしている。学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にし、指導の具体的な場でどうすればよいかなど、学校としての基本的な考え方を明確にしておくことが大切である。特に、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを味わわせ、それぞれの教育活動においても自らの生き方に直接かかわることを実感させるなど道徳教育に資する学習が主体的に進められるように配慮する。

(5) 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関との連携に心掛ける

様々な教育の営みは、生徒の実態から出発し、生徒一人一人の姿に現れる。作成に当たっては観念的な話合いに終始することがないように、生徒の道徳性の傾向など身近な所に着目することが大切である。また、保護者及び地域の人々の意見に耳を傾け、それを全体計画に反映させ、必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切である。保護者や地域の人々の参加や協力を得るため地域ぐるみの道徳教育の推進会議などを具体的に組織し、活用

することも効果的である。

また、関係する小学校や高等学校、特別支援学校との連携を図り、共通理解の下に指導を行ったり、福祉施設等との交流、指導上必要な関係諸機関との連携協力を十分図ったりすることも大切であり、道徳教育推進教師はそれらが円滑に行われるよう体制づくり等を工夫する必要がある。

(6) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は、学校における道徳教育の基本を示すものである。したがって、しばしば変更されることは望ましくないが、評価し、改善の必要があればただちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには、道徳教育推進教師を中心に校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善にかかわる共通理解を図る必要がある。

第3節 道徳の時間の年間指導計画

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。

1 年間指導計画の意義

年間指導計画は、道徳の時間の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。具体的には、道徳の時間に指導しようとする内容について、生徒の実態や多様な指導方法等を考慮して、各学年ごとに主題を構成し、それを年間を見通して適切に位置付け、配列し、展開の大要等を示したものである。

なお、道徳の時間の主題は、指導を行うに当たって、何をねらいとし、どのように資料を活用するかを構想する指導のまとまりを示すものであり、「ねらい」とそれを達成するための「資料」によって構成される。

このような年間指導計画は、次のような意義をもっている。

(1) 3年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする

生徒、学校及び地域の実態に応じて、年間にわたり、また3年間を見通した重点的指導や内容項目間の関連を密にした指導を可能にする。

(2) 個々の学級において、道徳の時間の学習指導案を立案するよりどころとなる

学級の生徒の実態に合わせて、年間指導計画における主題の構想を具体化し、指導の手立てなどを具体的に考える際に依拠するものとなる。

(3) 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる

計画を踏まえて事前に指導方法を検討したり、情報を交換したり、授業を実際に参観し合ったりするときの基本的な情報として生かすことができる。

2 年間指導計画の内容

年間指導計画は、各学校で道徳教育推進教師を中心に全教師の創意工夫によって作成されるものであるが、上記の意義を踏まえて、特に次の内容を明記しておくことが望まれる。

(1) 各学年の基本方針

全体計画に基づいた、道徳の時間における各学年ごとの基本方針

(2) 各学年の年間にわたる指導の概要

ア 指導の時期

学年又は学級ごとの実施予定の時期を記載する。

イ 主題名

ねらいと資料で構成した主題を端的に表したものを記述する。

ウ ねらい

ねらいとする生徒に身に付けさせたい道徳性の内容や観点を端的に表したものを記述する。

エ 資料

指導で用いる中心的な資料の題名と出典、補助資料や予備資料等を記述する。

オ 主題構成の理由

ねらいに対してこの資料を選定した理由を簡略に示す。

カ 展開の概要及び指導の方法

ねらいを踏まえて、資料をどのように活用し、どのような手順で学習を進めるのかについて簡潔に示す。

キ 他の教育活動等における道徳教育との関連

関連する教育活動や体験活動、学級経営の取組等を示す。

ク その他

例えば、校長や教頭などの参加及び教師の協力的な指導の計画、保護者や地域の人々の参加・協力の計画、複数の時間取り上げる内容項目の場合は、その全体の構想等を示すことが考えられる。

なお、道徳の時間の指導の時期、主題名、ねらい及び資料を一覧に示した主題配列の一覧表のみでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、展開の概要等を含むものなど、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

年間指導計画を活用しやすいものとし、指導の効果を高めるためには、作成に当たって、道徳教育推進教師をはじめ全教師が次のことについて創意工夫し、留意する必要がある。

(1) 年間授業時間数を確保できるようにする

道徳の時間は、年間を通した計画的、発展的な指導によって効果を上げるものである。道徳の時間の意義を十分に理解し、内容項目をいずれの学年においてもすべて取り上げるとともに、年間にわたって標準授業時間数が確保されるよう、学校行事や祝祭日等で計画通り授業ができなかった場合の対応も含めて道徳の時間の年間指導計画を作成する。

(2) 主題の設定と配列を工夫する

主題（ねらいと資料）の設定においては、特に生徒の実態と予想される心の成長、興味や関心などを考慮する。また、ねらいには、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めるための根源的なものを押さえておく必要がある。資料は、ねらいとの関連において生徒の心に響くものを多様に選択する。更に、主題の配列に当たっては、主題の性格、他の教育活動との関連、地域社会の行事、季節的变化などを十分に考慮するとともに、その主なものを年間指導計画に示しておくようにする。

(3) 計画的、発展的指導ができるように工夫する

道徳の内容は、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を踏まえて四つの視点によって分類され、構成されている。したがって、年間指導計画の作成に当たっては、これらの趣旨を十分理解し、内容項目相互の関連を密にした指導や3年間を見通した計画的、発展的な指導が行えるように工夫する。また、小学校における道徳の時間との関連や家庭や地域社会における豊かな体験との関連を図るよう工夫する。

(4) 内容の重点的な指導ができるように工夫する

重点的な指導に関しては、「各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導」を行うよう工夫することなどが示されている。このことは、道徳の時間の計画的な実施と、そこにおいて各内容項目の指導がしっかりと行われることを前提として、その上に更に道徳教育推進教師が中心となって全教師の共通理解のもとに生徒や学校の実態に応じて特に必要と思われる内容項目に関して3年間を見通して重点的に指導時間を増やしたり、あるいは繰り返して取り上げたりするなど主題の配列を工夫し、各学校において充実した創意工夫ある指導が展開されることを求めている。

(5) 生徒が自ら道徳性をはぐくむことができるように工夫する

年間指導計画作成に当たっては、生徒が自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう、学校や家庭・地域社会における職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動など豊かな体験活動や情操をはぐくむ活動を積極的に活用したり、校長や教頭をはじめ他の教師等も積極的に参加するティーム・ティーチング、更に地域の人々や保護者に積極的に授業に参加協力を得たりするなど、指導者が道徳教育推進教師と連携を密にしながら多様な指導方法や学習形態の工夫を図る。

また、資料については、体験活動等を盛り込んだ資料、読み物資料、テレビやビデオ、インターネット等の情報通信ネットワークを利用した資料等の開発や活用等を促進し、多様な学習活動が展開できるように工夫する。

(6) 弾力的な取扱いについて留意する

道徳の時間の年間指導計画は、道徳教育推進教師を中心に全教師の参加、協力によって意図的、計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、生徒の道徳性の育成という観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、少なくとも道徳教育推進教師を含め学年などによる検討を経ることが必要である。そして、変更した理由を備考欄などに記入し、今後の検討課題にすることが大切である。

なお、道徳の時間の年間指導計画の弾力的な取扱いについては、次のような場合が考えられる。

ア 時期、時数の変更

生徒の実態などに即して、指導の時期、時数を変更することが考えられる。しかし、指導者の恣意による変更や、あらかじめ道徳の時間の年間指導計画の一部を空白にしておくことは、指導計画の在り方から考えて避けなければならない。

イ ねらいの変更

道徳の時間の年間指導計画に予定されている主題のねらいを一部変更することも考えられる。しかし、ねらいの変更は、道徳の時間の年間指導計画の全体構想の上に立ち、協議を経て行うことが大切である。

ウ 資料の変更

各主題ごとに用いる資料は、ねらいを達成するために中心的な役割を担うものであり、安易に変更することは避けなければならない。ただし、補助資料は、その都度自由に工夫されてよい。

資料の変更は、そのことによって一層効果が期待できるという判断を前提とし、少

なくとも道徳教育推進教師を含め同一学年の他の教師等と話し合った上で変更することが望ましい。

エ 学習指導過程、指導方法の変更

学習指導過程や指導方法については、生徒や学級・学校の実態などに応じて道徳教育推進教師の支援のもとに全教師が適切な方法を開発する姿勢が大切である。しかし、基本的な学習指導過程などについての共通理解は必要であり、変更する場合は、それらの工夫や成果を校内研修会などで発表するなど意見の交換を積極的に行うことが望まれる。

(7) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

年間指導計画が一層効果的に活用されるためには、実施の反省に基づき、道徳教育推進教師を中心に全教師の共通理解の下に、年間指導計画の評価と改善を計画的に行うことが必要である。道徳教育推進教師はそのための研修体制の確立や資料の収集・紹介・整備・開発に心掛ける必要がある。

第4節 学級における指導計画

1 学級における指導計画の意義

学校において作成される全体計画は、全教師の参加と協力の下に、創意工夫して作成されるが、その具体化が図られる基盤となる場合は、個々の学級にある。学校における道德教育を効果的に行い、生徒のよりよく生きようとする力を育てるには、学年共通の方針を踏まえながら、学級における指導を充実させることが不可欠である。学級を担任する教師は、全体計画に基づいて学年の指導方針の下に学級における指導をどのように行うのかを具体的に計画し、見通しをもって指導に当たることが大切である。指導の成果は、学級における日常生活の中に反映されるという認識に立ち、道德の目標や内容に示された道德性の育成に努めることが大切である。

2 学級における指導計画の内容

学校における道德教育を効果的に行い、充実させるためには、学級における指導計画の作成が望まれる。それは、学校や学年の道德教育の方針を受け、道德教育の全体計画に基づき、基本的には学級担任の教師が、創意工夫して作成するものである。

計画の作成に際しては、次のような事項を明確にしておくことが望まれる。

(1) 基本的把握事項

- ア 学級における生徒の道德性の実態
- イ 学級における生徒の願いや保護者の願い、教師の願い
- ウ 学級における道德教育の基本方針

(2) 具体的計画事項

- ア 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育の概要
- イ 生徒指導にかかわる道德教育の視点
- ウ 学級生活における豊かな体験活動の計画
- エ 学級における教育環境の整備計画
- オ 基本的な生活習慣に関する指導計画
- カ 他の学級・学年との連携にかかわる内容と方法
- キ 家庭や地域社会との連携、授業等への参加や協力及び授業公開にかかわる内容
と方法
- ク その他（評価計画等）

3 学級における指導計画作成や活用上の創意工夫と留意点

学級における指導計画は、教師や生徒及び保護者の願いが具体的な形で生かされ、一人一人のよさを引き出し育てるための方策が示され、学級はもちろんのこと、家庭でも有効に活用されるように工夫する必要がある。その指導の効果が上がるために、特に次の事項に留意し創意工夫して作成することが望まれる。

- (1) 学級担任の教師の個性を重視し、生き生きとした学級経営を行う基盤となるよう心掛ける。
- (2) 道德教育の成果は、学級における日常生活の中に反映されるという認識に立ち、道德の目標や内容に示される道德性の具現化に努める。
- (3) 生徒の自発的、主体的な態度を伸ばすよう特に配慮する。
- (4) 他の学級や学年、保護者や地域との交流を積極的に図る。
- (5) 網羅的になることを避け、精選した内容にする。
- (6) 他の教師や保護者などの意見を取り入れ、改善したり付け加えたりする。
- (7) 学級における指導計画の基本的な内容を図式化するなど分かりやすくし、生徒や保護者も記述できる部分を設けるなど、学級や家庭で日常的に活用できるように工夫する。

第5節 指導内容の重点化における配慮と工夫

〔「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1〕

(3) 各学校においては、生徒の発達^の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。

また、悩みや葛藤^{かつとう}等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。

道徳教育を進めるに当たっては、中学生という発達^の段階や特性等を踏まえ、道徳教育推進教師を中心に全教師の共通理解を得ながら指導内容の重点化を図ることが大切である。その際、生徒や学校の実態、生徒や保護者・教師の願いを十分生かすことにより、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を一層深めることができるように配慮することが必要である。

重点化を指導計画に反映させるためには、道徳教育推進教師が調整を図りながら道徳教育と他の教育活動との関連付けを図るとともに、道徳の時間において関連的、発展的な指導や繰り返し指導を行うなど、生徒や学校の実態に応じた指導計画を作成する必要がある。

どのような内容を重点的に指導するかについては、最終的には、各学校において生徒や学校の実態を踏まえ工夫するものであるが、社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次のような配慮を行うことが求められる。

今日的な課題を踏まえれば、中学校においては、小学校と同様に、生徒の自立心や自律性、生命を尊重する心の育成を共通の重点内容として押さえるとともに、規範意識、社会参画への意欲や態度、国際社会に生きる日本人として自覚などの内容を、生徒の発達^の段階や実態に応じて重点化して取り組む必要がある。

それとあわせて、「人間としての生き方についての自覚」は全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会をとらえて指導することとともに、すべての内容項目が、「人間としての生き方についての自覚」とかかわるように配慮しながら指導する必要がある。

(1) 生徒の自立心や自律性を育成する

中学生の時期は、自我に目覚め、自主的に考え行動することができるようになり、人間としての生き方についての関心が高まってくるものの、必ずしも心と体の発達が均衡しているわけではなく、悩みや葛藤^{かつとう}などの心の揺れを感じやすい時期でもある。また、大人への依存から自分なりの考えをもって自立していく時期でもあるが、周囲の思惑を気にして他人の言動に左右されることも少なくない。現実から逃避したり、今の自分さえよければよいといった「閉じた個」ではなく、自己と対話を重ね自分自身を深めつつ、他者や社会等とのかかわりの中で生きる自制を伴った「開かれた個」の確立が重要である。そうした観点から、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、体験活動などを生かすなどして生徒が自己を深く見つめ、生徒の自立心や自律性を育成する取組が求められる。

(2) 自他の生命を尊重する心を育成する

近年、生徒を取り巻く生活様式も変化し、自然や人間とのかかわりの希薄さから、自殺やいじめなど自他の生命を軽視する行動につながったり、社会問題になることもある。人間としての生き方についての関心も高まるこの時期の生徒に、乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり、医師や看護師などから生命に関する話を聞く機会をもったりすることなど、自他の生命への尊厳、尊さを深く考えさせ、かけがえのない自他の生命を尊重する心を育成する取組が求められる。人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培っていくことは、豊かな心をはぐくむことの根本に置かれる課題の一つである。

(3) 規範意識を育てる

集団や社会をつくり、他の人と互いに協力し合って生活するところに人間としての生き方がある。法やきまりは、この社会生活に秩序を与え、摩擦を少なくして個人の自由を保障するために、人間の知恵が生みだしたものである。また、社会生活の秩序と規律を維持するためには、自らに課せられた義務を確実に果たそうとする強い意志、責任感等が求められる。青少年期に、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を確実に身に付けさせるとともに、民主主義社会における法やきまりの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲を育てる指導が重要である。

(4) 社会参画への意欲や態度を身に付ける

地域社会は家庭や学校とともに大切な生活の場であり、生徒にとって、家庭、学校だけでなく、地域社会の一員としての自覚を深めることが大切である。地域の人々との人間関係を問い直したり、職場体験活動やボランティア活動などの体験活動を生かしたりするなどして、社会形成に主体的に参画しようとする意欲や態度を身に付けていくことが大切である。

(5) 国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける

知識基盤社会化やグローバル化の時代が進展する中で、ますます国際的規模の相互依存関係が深まっている。将来の我が国を担う中学生は、郷土や国ではぐくまれてきた優れた伝統と文化などのよさについて理解を深め、国際的視野に立って、他国の生活習慣や文化を理解するとともに、国際社会の中で独自性をもちながら世界に貢献できる国家の発展に努める日本人として、主体的に生きようとする態度を身に付けていくことが求められる。

また、中学生の時期は、人生の理想や目的、学習や進路、人間関係などにかかわって、悩みや葛藤^{かつとう}等の心の揺れを繰り返しながら人間としての生き方について考えを深めていく。したがって、悩みや葛藤^{かつとう}等の思春期の心の揺れ、心理的な側面も含めた人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを一層深められるような指導への配慮が必要である。

なお、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などは、生徒が実際の職場や、社会集団、自然とのかかわりの中で自分と向き合い、社会の一員であることを実感する機会を提供し、道徳性の育成に役立つため、総合的な学習の時間や特別活動との関連に配慮する必要がある。

第5章 道徳の時間の指導

第1節 指導の基本方針

〔第3章 道徳〕の「第1 目標」後段の再掲

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

道徳教育の要^{かなめ}としての道徳の時間は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を補充、深化、統合する時間であり、年間指導計画に基づき、生徒や学級の実態に即し、道徳の時間の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのために、各学校においては、校長の方針の下、道徳教育推進教師が中心となり、学級担任の教師が、以下のような道徳の時間の指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

(1) 道徳の時間の特質を理解する

道徳の時間は、生徒一人一人が、一定の道徳的価値の含まれるねらいとのかかわりにおいて自己を見つめ、道徳的価値を発達の段階に即して内面的に自覚し、それに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けていく時間であることを理解する必要がある。

(2) 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く

道徳の時間の指導は、よりよい生き方について生徒が互いに語り合うなど学級での温かな心の交流があって効果を発揮する。

教師と生徒との信頼関係や生徒相互の温かい人間関係は、生徒一人一人が自分の感じ方や考え方を伸び伸びと表現することができる雰囲気や日常の学級経営の中で創り出すことによって豊かにはぐくまれていく。また、道徳の時間における教師と生徒及び生徒同士の心の交流は学級の人間関係をより一層確かなものにしていく。

道徳の時間が学級経営と深くかかわっていることを理解し、学級における信頼関係に基づく温かい人間関係を築きあげ、心の交流を深めることが大切である。

(3) 生徒の内面的な自覚を促す指導方法を工夫する

道徳の時間の指導の目指すものは、個々の道徳的行為や日常生活の問題処理に終わるものではなく、生徒自らが時と場に応じて望ましい道徳的な行動がとれるような内

面的資質を高めることにある。つまり、道徳の時間は、道徳的価値についての単なる知的理解に終始したり、行為の仕方を一方的に指導したりする時間ではなく、ねらいとする道徳的価値について生徒自身がどのようにとらえ、どのような葛藤^{かつとう}があるのか、また価値を実現することにどのような意味を見いだすことができるのかなど、道徳的価値を自己とのかかわりにおいてとらえる時間である。したがって、生徒が道徳的価値を内面的に自覚できるよう指導方法の工夫に努めなければならない。

(4) 生徒の発達や個に応じた指導方法を工夫する

生徒の発達は年齢によってほぼ共通した特徴を示すこと、年齢相応の発達の課題があることなどを十分把握して指導に当たる必要がある。

しかし同時に、生徒の発達には個人差が著しいことや、日々の生活において個々の生徒が様々な課題を抱えていることを踏まえて、生徒一人一人や学級、学年の傾向をよく把握し、適切な指導を工夫する必要がある。生徒一人一人が、道徳の時間の主題を自分の問題として受け止めることができるように指導を工夫し、興味や関心を高められるように配慮することが大切である。

(5) 道徳の時間が道徳的価値の自覚を深める^{かなめ}要となるよう工夫する

ア 体験活動を生かすなど多様な指導方法の工夫をする

豊かな体験は、生徒の内面に根ざした道徳性の育成に資するものである。これらの体験活動を通して生徒が気付く様々な道徳的価値は、それらがもつ意味や大切さなどについて深く考える道徳の時間の指導を通して、より確かな道徳的実践力として定着する。道徳の時間の指導においては、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かし、体験を通して感じたことや考えたことをもとに対話を深めるなど、心に響く多様な指導の工夫に努めることが大切である。

イ 他の教育活動との関連を図る工夫

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等における道徳教育を補充、深化、統合し、^{かなめ}要としての役割を果たす道徳の時間の特質を踏まえ、ねらいに含まれる道徳的価値の側面から他の教育活動との関連を把握し、事前の指導や事後の指導などを工夫する。

(6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

道徳の時間の指導を計画的に推進し、また、それぞれの授業を魅力的なものとして効果を上げるためには、学校の全教師が協力しながら取組を進めていくことが大切である。校長の方針を明確にし、道徳教育推進教師を中心に指導体制の充実を図るとともに、道徳の時間への校長や教頭などの参加、他の教師との協力的指導、保護者や地域の人々の参加や協力などが得られるように工夫する。

(7) 指導に当たっての基本的姿勢について理解を深め指導に当たる

道徳の時間の指導を展開するに当たっては、全教師が学校の道徳の時間の基本方針を十分に踏まえ、どのような生徒を育てようとするのか、そのために道徳の時間はどのような役割を果たすのか、また、どのような指導をしようとするのかということについて、共通に理解していることが必要である。また、教師は自らの個性を十分に生かして指導に当たることが望ましい。教師の人間味ある指導のもとでこそ、生徒が充実感をもって話し合い、考えるような指導が展開できるからである。その際、教師は生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で授業に臨み、生徒が自ら課題に取り組み、考え、道徳的実践力を養うことができるように配慮することが必要である。

第2節 学習指導案の内容とその作成

1 学習指導案の内容

道徳の時間の学習指導案とは、指導に当たる教師が道徳の時間に、学級の生徒を指導するために作成した具体的な指導計画案のことである。つまり、主題のねらいを達成するために、生徒がどのように学んでいくのかを十分に考慮して、何を、どのような順序で、どのような方法で指導し、評価し、更に指導に生かすのかなど、学習指導の構想を一定の形式にまとめたものである。学習指導案には定まった形式や基準はなく、各教師の創意工夫が期待されるが、内容としては次のようなものが考えられる。

(1) 主題名

原則として年間指導計画における主題名を記述する。

(2) ねらいと資料

年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに資料名を記述する。

(3) 主題設定の理由

年間指導計画における主題構成の背景などを確認するとともに、ねらいや指導内容についての指導者の基本的な考え方、それと関連する生徒の実態と教師の願い、使用する資料の特質や取り上げた意図及び生徒の実態とかかわらせた指導の方策などを記述する。

記述に当たっては、生徒の肯定的な面やそれを更に伸ばしていこうとする観点からの積極的なとらえ方を心掛けるようにする。また、抽象的なとらえ方をするのではなく、生徒の学習場面を予想したり、発達の段階や指導の流れを踏まえたりしながら、より具体的で積極的な生かし方を記述するようにすることが大切である。

(4) 指導区分

指導区分とは、1主題に2単位時間以上を充てて指導しようとする場合、それぞれの単位時間の指導が、全体としての主題の指導においてどのような位置にあるかを明らかにし、各単位時間の指導のねらいを示すものである。

(5) 学習指導過程

ねらいに含まれる道徳的価値について、生徒が内面的な自覚を深めることを目指し、資料や生徒の実態などに応じて、教師がどのような指導を展開していくか、その手順を示すものである。一般的には学習指導過程を、導入、展開、終末の各段階に区分し、生徒の学習活動、主な発問と生徒の予想される反応、指導上の留意点などで構成されることが多い。生徒の実態や資料の特質、教師の指導の目的などに応じて多様な展開を工夫する必要がある。

(6) その他

道徳の時間の指導の効果を高めるために、事前指導と事後指導、各教科等における道徳教育との関連、体験活動や日常の個別指導との関連、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、家庭や地域社会との連携、評価の観点などについて示すことも大切である。

なお、重点的に取り上げる内容や複数時間にわたって関連をもたせて指導する場合は、全体的な指導の構想と本時の位置付けについて記述することが望まれる。

2 学習指導案作成の主な手順

各学校において、日課表や時間割の弾力的な編成や運用が推進される状況の中で、道徳の時間の学習指導案の作成においても、各教科等との関連を密にした学習、体験活動等を生かした学習、複数時間にわたる学習など一層の創意工夫が求められる。学習指導案作成の手順や留意点としては、次のようなことが考えられる。

(1) ねらいを検討する

年間指導計画に示されている主題名とねらいを確認し、指導の内容や教師の指導の意図を明らかにする。

(2) 指導の要点を明確にする

ねらいに関する生徒の実態、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導との関連も考慮し、指導の要点を明確にする。

(3) 資料を吟味する

ねらいとのかかわりで道徳的価値がどのように含まれているか、生徒の実態に適合しているか、更に資料をどのように活用すれば、生徒の学習意欲を高め、授業に深まりと広がりをもたせることができ、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めさせることが可能かどうかなどの観点から検討を加える。例えば、読み物資料を利用する場合、資料の筋を追って登場人物の心情の変化を推し量るだけでなく、人間としての生き方に関わって生徒に何を考えさせるのかという視点で資料を吟味することが大切である。

(4) 生徒の感じ方、考え方を予測し、主な発問を考える

ねらいや指導内容及び資料について、生徒がどのように感じたり考えたりするのかを具体的に予測し、ねらいに的確に迫るための発問を考える。その際、生徒が価値と

のかかわりのなかで人間の真実やよりよく生きる意味について考えを深めることができるよう、資料の特質や生徒の実態を考慮し発問を吟味することが大切である。

(5) 学習指導過程を考える

ねらい、生徒の実態、資料の内容などから、授業の流れの中心となる展開の段階について考え、生徒の感じ方、考え方を一層深めるためにはどのような順序で発問すれば効果的かを検討する。その際、ねらいに迫るために展開の段階におけるそれぞれの発問が、全体の流れの中でそれぞれ意味をもつように、発問と発問とのかかわりを検討して、生徒が人間としての生き方について自ら問いかけるよう、発問構成を工夫し対話を深められるようにする。次に、その展開のための導入、終末はどうあったらよいかを考える。更に、生徒の心に響く道徳授業を工夫するために、体験活動や日常生活の具体的事柄をどのように活用するか検討する。

(6) 板書計画を立てる

ねらいにかかわって、指導の意図や資料の内容の整理、生徒の感じ方や考え方の整理をするために、板書を有効に活用することを検討する。学習指導過程との関連をもたせて計画を立てる。

(7) 事前指導、事後指導について考える

豊かな体験活動や日常的な指導、各教科等での指導との関連をはじめ事前の実態把握や事後の個別的な指導、家庭や地域社会との連携をも含めて検討する。

3 学習指導案作成上の創意工夫

学習指導案作成に当たっては、これまでに述べた手順を基本としつつ、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などとの関連、生徒の実態や指導内容、さらに指導する教師の構想や意図により、様々に創意工夫していくことが求められる。

特に重点的に取り上げる内容については、ねらいそのものを道徳の時間を複数時間使って、それぞれの関連を密にもたせた学習指導案や、豊かな体験活動や各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育との関連を明確に位置付けながら一連の学習指導過程をまとめた学習指導案など、様々に工夫する必要がある。

更に、学習指導案は、学校の教師の共通財産ともいえるべきものであり、だれが見てもよく分かるように形式や記述を工夫するとともに、研修等を通じてよりよいものへと改善し、次回の指導に生かせるよう学校として蓄積していくことも大切である。

第3節 学習指導の多様な展開

道徳の時間は、生徒一人一人が道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践に結び付く内面的資質としての道徳的実践力を育成する時間である。このことを踏まえて、各教科等との関連や家庭、地域社会との連携を生かした心に響く学習指導の多様な展開を工夫することが大切である。その際、道徳教育推進教師の指導、助言のもとに創意工夫を行うことが求められる。

1 学習指導過程の創意工夫

道徳の時間の学習指導過程とは、ねらいの根底にある道徳的価値について生徒が内面的な自覚を深めていくための指導の手順を示すものである。すなわち、それは、生徒自らが望ましい人間としての生き方を追求し、道徳的価値についての見方や感じ方、考え方を深めていく過程を明らかにするものである。したがって、学習指導過程の構成に当たっては、学級における生徒の生活の実態や道徳的価値の実現に対する意識の傾向に目を向け、ねらいについて、生徒がどのような見方や感じ方、考え方をしているのかを十分把握することが大切である。

道徳の時間の学習指導過程は、一般的に、導入、展開、終末の各段階を設定することを基本とするが、いたずらに固定化したり形式化することなく、それぞれの学級の実態、指導の内容や意図、資料の特質、他の教育活動との関連などに応じて弾力的に扱うなどの各段階での多様な工夫をすることが大切である。その際には、道徳の時間がそのねらいの根底にある道徳的価値について生徒が内面的な自覚を深めていくための時間であることに十分留意する必要がある。

(1) 導入の工夫

導入は、主題に対する生徒の興味や関心を高め、学習への意欲を喚起して、生徒一人一人の意識をねらいの根底にある道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚に向けて動機付ける段階であるといわれている。

したがって、単に生活体験を想起させて発表させるだけでなく、アンケート調査の結果等の資料を提示したり、資料に関する絵画や写真、VTR、DVDや小道具などを見せて視覚的に印象付けたり、録音テープや音楽CDなどを使って聴覚的に印象付けたりすることも効果的である。また、主題のねらいにかかわる新聞記事、生徒作文、詩や短歌などを活用したり、更に、地域の人々の協力を得たりすること、実験や観察など実物に触れる体験などを取り入れることなど多様な導入の工夫が考えられる。

(2) 展開の工夫

展開は、道徳の時間のねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な資料によって、生徒一人一人がねらいの根底にある道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める段階であるといわれている。生徒が自覚を深めるためには、ねらいとする道徳的価値を理解し、それを生徒自らが自分のこととしてとらえ、道徳的価値を自分の生活の中に生かしていこうとする思いや課題が培われることなどが必要である。そのために次にあげるような工夫を考えることができる。

ア 資料提示の工夫

読み物資料は教師の読み聞かせや生徒の朗読などが一般的な方法であるが、スライド、OHPシート、VTR、DVD等として提示したり、素材を録音による資料に構成して聞かせたりすることも効果的である。ねらいや生徒の実態に応じて繰り返し、あるいは部分的に見せたり聞かせたりして、学習指導過程を多様に構成することが、資料の内容を深く生徒に受け止めさせる上で効果的である。

道徳の時間で活用する資料については、資料の種類や内容の程度、更に分量などの違いがあり、提示の仕方によって生徒の興味の程度や理解の深まりが左右される。生徒が資料の内容を臨場感をもって理解することができたり、主人公や筆者の感じ方や考え方に共感するようにするなど、資料の特性を生かす資料提示をすることが大切である。

イ 発問構成の工夫

道徳の時間の指導は、教師による発問の適否によりその指導効果が大きく変わる。道徳の時間の指導においては、人間性についての深い理解の上に立って、ねらいの根底にある道徳的価値を生徒が主体的にとらえ、人間としての生き方の自覚を深めることが大切である。

そのためにも、生徒の実態と資料の特質を押さえた発問構成を工夫するとともに、生徒が体験を通して感じたことや考えたこと、更に日常の具体的な事柄を話題にするなど、資料に描かれた道徳的価値を自分の問題として受け止め、深く自己を見つめることが可能となるよう、発問の工夫が求められる。

また、生徒と教師、生徒相互の対話の深まりが、生徒の見方や考え方の高まりを促すように、活発な話合いが可能になるよう多様な発問と発問構成を工夫することが求められる。その際、教師は生徒の発言に傾聴し、その内容を吟味し、更に生徒の考えを深めることができるように、発問を準備し構成していくことが求められる。したがって、発問は教師により十分検討され、意図的、計画的に学習指導過程の中に位置付けられなければならない。

そのためには、事前の準備として資料をよく吟味し、資料中に描かれている道徳的価値を明らかにするとともに、具体的に何について生徒に考えさせるか、そ

の考えを深めることができるような具体的な発問を準備することが必要である。

ウ 生徒が主体的に人間としての生き方を追求し、思考を深める工夫

生徒が主体的に人間としての生き方を追求し、思考を深めるためには、生徒が道徳的価値を自分のこととしてとらえ、その価値とのかかわりで深く自己を見つめるようにすることが大切である。例えば、二人一組の対話や小集団による話し合い、自分の考えをまとめて書く活動などを取り入れ、授業形態に工夫を加え、生徒が生き生きと活動し主体的に考え、さらにその考えを深められるようにする場面を設定することが、道徳の時間の指導効果を高めることにつながる。

生徒が書いたものはファイルなどして、自分自身の感じ方や考え方の変化を確かめたり、自分自身の成長を実感し明日への課題をもつことができるようにしたりすることなど、有効に活用することが求められる。

また、生徒と生徒が自分の感じたことや考えたことを語り合ったりするなど、話し合いが中心となる授業では、生徒同士が顔を見て話し合うことができるような座席の配置にするなどの工夫も大切である。

(3) 終末の工夫

終末は、1時間の授業のまとめをする段階と考えられている。一般的には、生徒の感想を発表させたり書く活動を取り入れたり、教師が説話をしたり、補助的な資料を提示したりして生徒の考えを整理することなどが考えられる。更に、各教科等との関連を図り、今後の発展につなぐ工夫も大切なことである。とりわけ、生徒一人一人が、自らの道徳的な成長や明日への課題などを実感でき確かめることができるような工夫が必要である。

2 多様な学習指導の構想

道徳の時間の学習指導を、学級の実態、指導者の意図、資料の内容、他の教育活動等との関連などに応じて柔軟に発想することによって、例えば、次のような学習指導を構想することができる。

(1) 多様な読み物資料による学習指導

道徳の時間では、登場人物の道徳的行為を含んだ読み物資料を用いることが広く見られる。しかし、同じ読み物資料でも、詩、長文の物語や伝記、戯曲、実話、論説文、インターネットによる資料など、多様な形式のものを用いることもできる。したがって、読み物資料を学習指導の中で効果的に生かすには、登場人物への共感を中心とした展開にするだけでなく、資料に対する感動を大事にする展開にしたり、迷いや葛藤^{かつとう}を大切にしたりした展開、知見や気づきを得ることを重視した展開、批判的な見方を含めた

展開にしたりするなど、その資料の特質に応じて、資料の提示の仕方や取扱いについて一層工夫が求められる。

(2) 体験を生かすなどの学習指導

生徒は、日常の生活や学校の全教育活動の中で様々な体験をしている。日常の体験を学習の中で発表することにとどまらず、日常体験そのものを資料としたり、道徳の時間において、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなどの多様な指導方法の工夫を行うことが考えられる。道徳の時間においては、生徒が日常の体験を想起する問いかけをしたり、また体験したことの実感を深めやすい資料を生かしたり、実物の観察や実験等を生かした活動、対話を深める活動、模擬体験や追体験的な表現活動を取り入れたりすることも考えられる。

(3) 各教科等との関連をもたせた学習指導

各教科等と道徳の時間の指導との関連をもたせた学習指導が大切である。各教科等にはそれぞれ目標と内容があり、それらの特質を踏まえ道徳の時間の指導と関連する部分を明らかにすることが必要である。

例えば、国語科における物語文の学習、社会科における郷土の学習、保健体育科におけるチームワークを重視した学習、特別活動における奉仕等の体験的活動、総合的な学習の時間における異文化理解の学習との関連など、各教科等における学習と道徳の時間の指導のねらいが同じ方向をもつものである場合、学習の時期や教材を考慮したり、相互に連続させたりして、関連をもたせた指導を進めることによって、指導の効果を一層高めることが期待できる。

(4) 複数時間扱いの学習指導

重点的な主題の学習を進める場合や、主題や資料の性格等を考慮した結果によっては、一つの主題について複数時間扱いの指導とすることが考えられる。その場合、複数の資料を連結させて用いていく進め方、中心的な資料に他の副次的な資料を関連させて用いていく進め方、中心的な資料そのものを数時間かけて深めていく進め方など、資料の用い方を考えても多様な学習指導過程が考えられる。また、年間にわたって複数時間取り上げる内容項目については、相互の関連を工夫することによって、各時間

の学習指導を多様に組むことができる。

(5) 学級経営と関連をもたせた学習指導

道徳の時間の指導が充実するためには、学級経営が円滑に行われることが必要であるが、学級経営の充実のために道徳の時間を有効に活用することも重要である。更に、学級環境づくりにかかわる内容や学級の日常生活上の問題を生かして道徳の時間の学習を進めるなど、学級経営との関連を強く意図した学習も考えられる。学級での生活が道徳の時間の学習に生かされ、逆に道徳の時間の学習が日常生活に生きて働くような学習指導過程の工夫が必要である。

(6) 家庭や地域社会との連携を図った学習指導

家庭や地域の題材を資料として生かした学習、家庭や地域での話合いや取材を生かした学習、地域の人や保護者の参加を得た学習など、家庭や地域社会との連携を図った指導を工夫することも考えられる。例えば、保護者からの手紙を生かす、地域の人による資料提示を生かす、地域の人に向けて願いを伝えるなど、指導の工夫も多様に広げられる。

また、家庭や地域に道徳の時間の授業を日ごろから公開していくことは、この意味においても重要なことである。

(7) 図書館等の施設や校外の場所を生かした指導

道徳の時間での生徒の学習に、より広がりをもたせるために、例えば、学校図書館や公共図書館、博物館などの施設を生かした指導を構想することもできる。そこでは、例えば、生徒が実物に触れたり、資料を探し、調べたりすることなどを含む発展的な学習が促される。また、ねらいとする内容によっては、例えば、豊かな自然のある環境や伝統の深さを感じられる環境を生かすことで思わぬ効果をもたらすこともある。なお、校外の施設や場所を利用する指導については、校外学習の計画の中に位置付け、学習時間の運用が効率的になるようにするなどの配慮が必要である。

3 指導方法の創意工夫

指導方法としては、以下に示す方法を中心に様々な方法が、ねらい、生徒の実態、資料の特質などに応じて活用されてきている。また、学習指導過程とのかかわりで、幾つか組み合わせた指導方法もとられてきている。

道徳の時間の指導効果を高め、ねらいを達成するためには、資料提示の工夫、発問構成の工夫、体験活動等を生かす工夫などを通して指導方法の効果的な活用を図るとともに、学習指導過程の各段階において、観察や調査、実物に触れる活動、コミュニケーションを深める活動、感性や情操をはぐくむ活動などを、従来から広く活用され

成果をあげてきた指導方法の中に積極的に取り入れることが大切である。

(1) 読み物資料の利用

読み物資料には、生徒に深い感銘を与え、道徳的な心情を豊かにしたり、道徳的判断力を高め、人間としての生き方についての自覚を深めたりすることなどに適したものが多。そのため、読み物の利用は最も広く行われている指導方法である。

教師は、生徒の興味や関心、読解力などに配慮して適切な資料を選択するとともに、学習指導過程における読み物の位置付けや提示の工夫、ねらいに迫るための利用の仕方を吟味するなど、指導の効果を高めるように配慮することが大切である。

(2) 話合い

読み物資料を生かして行われる話合いは、道徳の時間の指導に広く行われている指導方法である。この方法は、話すことと聞くことが並行して行われ、生徒が友達の考え方についての理解を深めたり、自分の考え方を明確にしたりすることができるので、主体的に道徳的実践力を身に付ける上で効果的な方法である。

その効果を一層高めるためには、教師が適切な指導・助言を行い、話合いを効果的に展開し、生徒一人一人の道徳的なものの見方や考え方を深めていくことが望まれる。そのためには、話合いの形態を固定化したり形式化したりすることなく、学級の生徒の実態や発達的特質、取り上げる資料の特質、他の教育活動との関連などに応じて工夫することが大切である。特に、生徒の多様な感じ方や考え方を引き出すことのできる学級の雰囲気をつくることが重要である。

(3) 教師の説話

説話とは、あるまとまりをもった内容を、教師が生徒に話して聞かせる指導方法である。教師の人間性がにじみ出る説話は、生徒の心情に訴え、深い感銘を与えることができ、ねらいの根底にある道徳的価値を生徒が一層主体的にとらえ、人間としての生き方についての自覚を深めることができる。

説話の素材としては、教師の体験談や願い、生徒の日常生活における身近な話題、生徒の関心や視野を広げる時事問題、ことわざや格言、心に残る標語、地域の自然や伝統文化に関することなどが考えられる。

教師は、説話の効果が大きいことに鑑み、話題の選択、内容の吟味、話の進め方やまとめ方などを工夫することが大切である。なお、生徒への叱責、訓戒や行為の押し付けにならないよう注意する必要がある。

(4) 視聴覚機器の利用

道徳の時間に利用される視聴覚機器には、テレビやVTR、DVD、ラジオや録音テープ、スライド、映画、OHPシート、写真等があり、指導内容が画像や音声などによって具体的な姿で提示できるため、生徒の興味を高め、感性に強く訴え、理解を容易にすることができる。更に、コンピュータの活用などを含めて、生徒の興味や視

聴能力，活用能力に応じて適切な内容を選んだり自作したりして，より効果的な利用の方法を工夫することが望ましい。

教師は，それぞれの資料としての特質を生かして利用することが大切であり，安易な利用によって表面的な指導にならないよう配慮する必要がある。

(5) 動作化，役割演技等の生徒の表現活動

道徳の時間に動作化や役割演技，コミュニケーションを深める活動などを取り入れることは，生徒の感性を磨いたり，臨場感を高めたりすることとともに，表現活動を通して自分自身の問題として深くかかわり，ねらいの根底にある道徳的価値についての共感的な理解を深め，主体的に道徳的実践力を身に付けることに資するものである。

指導に当たっては，生徒が伸び伸びと表現できるよう配慮するとともに，日常の指導の中で表現活動に慣れさせることや自由に表現できる学級の雰囲気をつくるのが大切である。また，これらの活動が単に興味本位に流れたりしないで道徳の時間のねらいを達成することができるようにするため，活動を取り入れる目的やねらい達成の見通しをもち，場面設定をしっかりとしておくことなど事前の十分な準備と配慮が大切である。

(6) 板書を生かす工夫

道徳の時間は学級で黒板を生かして行うことが多く，板書は生徒にとって思考を深める重要な手掛かりとなる。板書は教師の伝えたい内容を示したり，その順序や構造を示したり，内容の補足や補強をしたりするなど，多様な機能をもっている。

その機能を生かすために重要なことは，思考の流れや順序を示すような順接的な板書だけでなく，違いや多様さを対比的，構造的に示す工夫，中心部分を浮き立たせる工夫などを凝らすことである。また，教師が生徒の考えを取り入れ，生徒と共につくっていくような創造的な板書となるように心掛けることも大切である。

第4節 道徳の時間の指導における配慮とその充実

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

学習指導要領には、その「第3章 道徳」の第3の3において上記のように示した後、道徳の時間の指導の一層の創意工夫と充実を図るために、配慮すべき観点について示している。

1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

道徳の時間は、主として学級担任が計画的に進めるものであるが、学校や学年として一体的に進めるものでなくてはならない。そのために、指導に際して全教師が協力し合う環境をつくるなどの指導体制を充実することが大切になる。道徳教育全体の推進に当たって道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する上で配慮すべきことについては第4章の第1節に示したが、道徳の時間の計画的な推進とその充実のためにも指導体制の充実は肝要である。

(1) 協力的な指導などについての工夫

道徳の時間の指導体制を充実するための方策としては、まず、道徳の時間における実際の指導の場面において他の教師などの協力を得ることが考えられる。校長や教頭などの参加による指導、他の教職員とのティーム・ティーチングなどの協力的な指導を行うことや、指導内容によっては、養護教諭や栄養教諭などの協力を得ることが効果的な場合もあると考えられる。学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画づくりなどを、学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。

また、道徳の時間を実施しやすい環境づくりに努めることも重要である。道徳の時間に用いる教材や図書の準備、掲示物の充実、資料コーナー等の整備などを全教師が分担して進められるように道徳教育推進教師が呼び掛けをしたり、具体的な作業の場

をつくったりすることが考えられる。

これらのほかにも、例えば、授業を実施する上での悩みを抱える教師の相談役になったり情報提供をしたりして支援することや、道徳の時間に関する授業研修の実施、道徳の時間の授業の公開や情報発信などを、道徳教育推進教師が中心となって協力して進めることも考えられる。

道徳教育推進教師を中心とした指導体制については第4章の第1節で示しているとおりのことであるが、道徳の時間においてその充実を図る際にも、学校として道徳教育推進教師の位置付けを明確にするとともに、その推進を一人の教師に任せるというのではなく、そのリーダーシップや連絡、調整の下で、全教師が主体的な参画意識をもってそれぞれの役割を担うように努めることが重要である。

(2) 指導体制の充実と道徳の時間

このような指導体制の充実によって、次のような多様な利点や効果を生み出すことができると考えられる。

第一は、学校としての道徳の時間の指導方針が具体化され、指導の特色が明確になることである。毎時間の指導は、学校としての年間指導計画に基づいて計画的、発展的に指導するものであることを、全教師が考慮しながら進めることができる。

第二は、授業を担当する全教師が、生徒の実態や授業の進め方などに共通の関心や問題意識をもって授業に臨むことができることである。その中で、教師相互の学習指導過程や指導方法等の学び合いが促され、道徳の時間の指導の質が高められる。

第三は、学校に所属する多くの教職員が各学級や一人一人の生徒に関心をもち、学校全体で生徒の道徳性を高めようとする意識をもつようになることである。道徳の時間の指導の充実が、学校全体で進める道徳教育を一層充実させる力となる。

各学校においては、道徳の時間の実施状況やそこに見られる課題を押さえた上で、このような利点や効果が広く生み出されるように、道徳教育推進教師を中心として見通しをもった取組を推進することが望まれる。

2 体験活動を生かすなどの指導の充実

(「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

学習指導要領には、「第1章 総則」の第1の2の後段において、道徳教育を進め

る配慮事項として、「職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない」と示している。

学校では，これらのほかにも，伝統と文化にかかわる体験や福祉に関する体験を含め様々な体験活動を，総合的な学習の時間や特別活動等で進めている。また，これらの活動は，活動するだけで終わらせることなく，事前に体験活動を行うねらいや意義を生徒に十分に理解させ，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることなどにより意欲をもって活動できるようにするとともに，事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り，まとめたり，伝え合ったりすることなどにより他者と体験を共有化したり，広い認識につなげたりすることができるようにする。このことは，それぞれの学習活動での工夫を図ることを通して一層の充実が図られなければならない。

(1) 道德の時間と体験活動

これらの体験活動の中では，その活動の内容に応じて様々な道德性がはぐくまれている。道德の時間においては，この体験活動を効果的に生かすことによって，道德的価値の自覚を深める指導が一層充実する。道德の時間は体験活動を踏まえて，生徒が様々な道德的価値に気づき，それに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める^{かなめ}要の時間として重視していくべきであり，道德の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意する必要がある。

したがって，「職場体験活動，ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かす工夫」について，あくまでも道德の時間のねらいを達成すること，また，道德教育の^{かなめ}要としての道德の時間の役割を果たすことを前提として，例えば学校行事等における体験などをどのように生かすと道德の時間の指導が生徒にとってより一層充実したものになるかということが重要である。

(2) 体験活動を生かすなどの道德の時間の指導

道德の時間で体験活動を生かす方法は多様に考えられ，各学校で生徒の発達の段階等を考慮して計画に位置付け，実施できるようにすることが大切である。

例えば，ある体験活動の中で感じたことや考えたことを道德の時間の話合いに生かすことで，指導の場をつなげ，生徒の関心を深める方法などが考えられる。学校が計画的に実施する体験活動によって生徒は体験を共有することができ，生徒が共通の関心などをもとに問題意識を高め，学習に取り組むことができる。また，体験活動の活動内容と似た題材等を道德の時間で生かし，それぞれの指導相互の効果を高める工夫も考えられる。

また，その時間のねらいに効果的に迫らせるために，道德の時間の中で役割演技や実際にそのものに触れてみるなど体験的活動を学習指導過程上に位置付けて行うこと

は更に充実させることが望まれる。

3 魅力的な教材の開発や活用

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

(3) 先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して，生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

道徳の時間の目標の達成を図り，生徒に充実感をもたらすような生き生きとした指導を進めるためには，道徳の時間の資料となる魅力的な教材を多様に開発し，その効果的な活用に努めることが大切である。

(1) 道徳の時間に生かす教材

道徳の時間に生かす教材は，生徒が道徳的価値の自覚を深めていくための手掛かりとして極めて大きな意味をもっている。また生徒が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ，考えを深め，互いに学び合う共通の素材として重要な役割をもっている。

したがって，道徳の時間に用いられる教材の具備すべき要件として，まず次の点を満たすことが大切である。

- ア 人間尊重の精神にかなうもの
- イ ねらいを達成するのにふさわしいもの
- ウ 生徒の興味や関心，発達の段階に応じたもの
- エ 多様な価値観が引き出され深く考えることができるもの
- オ 特定の価値観に偏しない中立的なもの

また，教材を選定する教師自身が感動を覚えてこそ，よい教材であるといえる。生徒がより学習に意欲的に取り組み，学習への充実感をもち，道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方について自覚を深めることができるようにするために，更に次のような要件を具備する教材を選択するよう心掛ける。

- ア 生徒の感性に訴え，感動を覚えるようなもの
- イ 人間の弱さやもろさに向き合い，生きる喜びや勇気を与えられるもの
- ウ 生や死の問題，先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えることができるもの
- エ 体験活動や日常生活等を振り返り，道徳的価値の意義や大切さを考えることができるもの

オ 悩みや葛藤^{かつとう}等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの

カ 多様で発展的な学習活動を可能にするもの

これらの要件を踏まえつつ，地域や郷土に素材を求めたもの，今日的な課題について深く考えることができるもの，中学生の悩みや心の揺れ，学級や学校生活における具体的事柄や葛藤^{かつとう}などの課題について深く考えることができるものなど，新しい視点に立った資料を選定することが期待される。

こうした教材を選定するに当たっては，道德の内容に適切に対応し，ねらいに即したものであることはもとより，道德の時間の特質を踏まえ道德的実践力を高める上でふさわしいものであることに留意することが大切である。

(2) 教材の開発と活用の創意工夫

道德教育を展開するに当たっては，教師が人生の先輩として，生徒と共に考え，悩み，感動を共有していこうとする姿勢をもつことが大切である。特に，道德の時間の指導においては，生徒が自ら課題に取り組み，自己や他者との関係を深く見つめ，生きる希望や勇気を見いだすことができるよう，教材の開発や活用の工夫に努めることが期待される。

教師の手による自作資料など教材の開発に当たっては，日常から報道や書籍，身近なできごと等に強い関心をもつとともに，柔軟な発想をもち教材を広く求める姿勢をもつことが大切である。

具体的には，先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材として，生徒が感動を覚えるような教材の発掘に努めることが求められる。

先人の伝記には，多様な生き方が織り込まれ，生きる勇気や知恵などを感じることができるとともに，人間としての弱さを吐露する姿などにも接し，生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることができる。また，自然を題材としたものには，自然の偉大さや生命の尊さなど，感性に訴えるものが多く，伝統と文化を題材としたものには，その有形無形の美しさに郷土や国への誇り，愛情を感じさせるものが多いと考えられる。そして，スポーツを題材としたものには，今，実際に活躍するアスリートなどのチャレンジ精神や力強い生き方，苦悩などに触れて道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることができる。

これらのほかにも，例えば，名作，古典，随想，民話，詩歌，論説などの読み物，地域の文化やできごと等に取材した郷土教材，映像ソフト，映像メディアやインターネットなどの情報通信ネットワークを利用した教材，実話，写真，劇，漫画などの多彩な形式の教材に着目することが大切である。保護者や地域の人々が直接生徒に語りかける体験談や願いは，生徒の心に強く訴えるものとして活用することができる。更に，生徒自らが話し合いをつくっていくことができる教材，複数時間にわたる指導に生

かすことができる教材など、柔軟な発想によって多様な教材開発の可能性は高められていく。

また、生徒が身に付ける道德の内容をわかりやすく表し、道德的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして作成された「心のノート」の適切な活用が望まれる。

教材の開発に当たっては、教材の具備すべき要件を踏まえ、道德の時間の特質を生かした展開が可能となるよう、活用を視野に入れた工夫が求められる。

このような教材が多様に開発されることを通して、その生かし方もより創意あるものになり、生徒自身のその主体的な活用が促される。例えば、地域の人を招いて協力しながら学習を進める、情報機器を生かして学習する、疑似体験活動を取り込んで学習する、授業の展開に中心的に位置付ける教材だけでなく補助的な教材を組み合わせる多様な性格を生かし合うなど、様々な創意工夫が生み出される。そのためにも開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえ、授業に資料として位置付けたとき、生徒がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方の工夫等を併せて検討しておくことが大切である。

4 表現し考えを深める指導の工夫

（「第3章 道德」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

（4）自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。

学校の教育活動全体で言葉を生かした教育の充実が求められている。言葉は、知的活動だけでなく、コミュニケーションや感性、情緒の基盤である。道德の時間においても、その言葉を生かした教育についての充実が図られなければならない。

（1）道德の時間における言葉

道德の時間の学習では、中心的な資料が生かされ、生徒の体験や資料に対する感じ方や考え方を交えながら話し合いを深めることが学習活動の中心となることが多い。その意味からも、道德の時間における言葉の役割はきわめて大きい。

国語科では言葉にかかわる基本的な能力が培われるが、道德の時間は、このような能力を基本に、資料や体験などから感じたこと、考えたことをまとめ、発表し合ったり、討論や討議などにより意見の異なる人の考えに接し、協同的に議論したり、意見をまとめたりする。例えば、資料の内容や登場人物の気持ちや行為の動機などを考え

る。友達のを考えを聞いたり、自分の考えを伝えたり、話し合ったり、書いたりする。さらに、学校内外での様々な体験を通して感じ、考えたことを、道徳の時間に言葉を用いて生かし合ったりする。これらの中で、言葉の能力が生かされ、一層高められていく。

したがって、道徳の時間においては、このような言葉の能力を総動員させて学習に取り組ませることが、ねらいを達成する上できわめて重要であると考えられる。

(2) 自分の考えを基に表現する機会の充実

道徳の時間のねらいに迫るために、個々の生徒や学級の実態に応じて、自分の考えを基に、書いたり討論したりするなど表現する機会を充実することが大切である。

生徒は書く活動を通して、自分自身のものの見方、考え方、感じ方などを確かめたり、まとめたり、記録に留めたりすることができる。それらをもとに今までの自分のものの見方、考え方、感じ方などを振り返ることもできる。また、例えばロールレタリングなどによって他者のものの見方、考え方、感じ方を推し量ることもできる。更に、生徒は他者と討論することなどを通して、自分の意見と他の生徒の意見を突き合わせて、どこが同じでどこが違うのかなどを確かめることができる。つまり、書いたり討論したりするなどの表現する機会は、道徳の時間において、生徒が自分自身の感じ方や考え方を言語化することによって、自ら考えたり見直したりしていることを明確にすることにつながるのである。

このように生徒が自分自身のものの見方、考え方、感じ方を明らかにすることは、自分の意見がどのようなことを根拠にしているのか、どんな理由によるものなのか、その拠り所を明らかにする過程でもあり、「なぜ」「どうして」と更に深く自己や他者と対話することで、自分自身を振り返り、自らの価値観を見つめ、見直すことになる。すなわち、道徳の時間のねらいである道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることを促すことになる。したがって、「書いたり討論したりするなど表現する機会」を適切に設け、ねらいの根底にある道徳的価値を自覚する手立ての一つとして生かしていくことが求められる。

ただし、「書いたり討論したりするなど表現する機会の充実」が、「書いたり」「討論したり」という手立て、方法などの活動だけを意図しているのではない点について留意する必要がある。道徳の時間のねらいは生徒が道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることにある以上、人生の意味をどこに求め、いかにによりよく生きるかといった人間としての生き方にかかわって、生徒と生徒及び自分自身との対話が深まるよう、表現する活動の内容や場面の工夫が一層求められる。例えば、終末の段階での書く活動を通して、その時間の学習を振り返ることに当てることが考えられる。また、展開の段階などで、討論などを通して、生徒同士が、相手の意見を言い負かしたり、自分の意見を発表するだけに終始するのではなく、資料中

に描かれている登場人物等の生き方や他の生徒の意見を手掛かりに自分自身の考えを練り上げていく，自分自身の考えをつきつめて厳しく吟味していく，ということが考えられる。更には，生徒が自分の考えをまとめて人に分かりやすいように書いたり発表したりして表現する機会を設けることが，生徒自身の考えを自分自身で確かめたり，自分自身の道徳的成長を実感したりする格好の機会となる可能性がある。

以上のことから、「書いたり，討論したりするなど表現する機会の充実」について，その趣旨を生かして，道徳の時間のねらいに照らした指導の工夫が求められる。

5 情報モラルの問題に留意した指導

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

（5）生徒の発達の段階や特性等を考慮し，第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて，情報モラルに関する指導に留意すること。

社会の情報化が進展し，コンピュータや携帯電話等が普及することにより，情報の収集や表現，発信などが容易にできるようになったが，その一方で，情報化の影の部分が深刻な社会問題になっている。生徒は，それらを日常的に用いる環境の中に入り，学校や生徒の実態に応じた対応が学校教育の中で求められる。これらは，学校の教育活動全体で取り組むべきものであるが，道徳の時間においても同様に，情報モラルに関する指導に配慮していかなくてはならない。

（1）情報モラルと道徳の内容

情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ，その内容としては，個人情報保護，人権侵害，著作権等に対する対応，危険回避などネットワーク上のルール，マナーなどが一般に指摘されている。

道徳の時間においては，第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて，例えば，情報モラルに関する題材を生かしたり，情報機器のある環境を生かしたりするなどして指導に留意することが求められる。道徳の内容との関連を考えるならば，例えば，ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題及び友人関係の問題，情報を生かすときの法やきまりの遵守に伴う問題など，多岐にわたっている。特に，情報機器を使用する際に，自分のことを明らかにしなくとも情報のやりとりができるという匿名性に伴って，使い方によっては相手を傷付けるなど，人間関係に負の影響を及ぼすこともある。

各学校においては，生徒や地域の実態等を踏まえ，指導に際して配慮すべき内容に

ついて検討していくことが重要である。

(2) 情報モラルへの配慮と道德の時間

情報モラルに関する指導について、道德の時間では、その特質を生かした指導の中での配慮が求められる。

指導に際しては、情報モラルにかかわる題材を生かして話合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、生徒の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりする工夫などが考えられる。創意ある多様な工夫が生み出されることが期待される。

具体的には、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせての会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした指導が考えられる。また、ネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として授業を進めることも考えられる。その際、その問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて生徒が考えを深めることができるように働き掛けることが重要になる。

なお、道德の時間は、道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることを通して道德的実践力を育成する時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼をおくのではないことに留意する必要がある。

第6章 教育活動全体を通じて行う指導

第1節 指導の基本方針

（「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の2 再掲）

2 学校における道德教育は、道德の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達^{かなめ}の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

……〔中略〕……

道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成を図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

学校における道德教育は、道德の時間を^{かなめ}要とし、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動など教育活動全体を通じて、生徒一人一人の道德性の育成を図るものである。各学校においては、生徒が自分とのかかわりで道德的価値をとらえ、そのことにあわせ自己理解を深め、道德的価値を自分なりに発展させていくように、教育活動全体を通じて行う道德教育と、それらを補充、深化、統合する道德の時間の指導とが、十分に関連をもって機能するようにしなければならない。

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育は、それぞれの活動の特質に応じて展開される。そのための全体を通じての指導の基本方針としては、特に次の諸点が挙げられる。

(1) 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じた道德性の育成を図る

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動には、それぞれ固有の目標や内容がある。しかし、それらはすべて、生徒の豊かな人格の形成につながるものである。したがって、教育活動全体を通じて行う道德教育では、それぞれの教育活動の特質に応じて、道德的な心情や判断力、実践意欲と態度などの道德性の育成に努める必要がある。

(2) 教師と生徒の信頼関係と生徒相互の人間関係の充実を図る

学校教育のあらゆる場を通して、教師と生徒の信頼関係をはぐくみ、生徒相互の人間関係の充実を図ることは、道德教育の基本である。教師には、すべての教育活動において、一人一人の生徒に温かく接し、共に考え、悩み、夢や感動を共有するという基本姿勢が求められる。そして、各教育活動の特質に応じて生徒相互の交流を深め、互いに節度を持ち、伸び伸びと生活する中で、認め合い、助け合い、励まし合い、協力し合う態度を育てることが重要である。

(3) 自らの人間としての生き方についての自覚を深める指導を充実させる

中学生の時期は、自己を見つめ将来における自分の生き方について強い関心をもつようになる。その際、人生の意味をどこに求め、いかによく生きるかという問題は、人間とは何かということについての探求とともに深められるものである。また、将来に向けて自らの進路を選択する大事な時でもあることから、自己のもつ個性の発見や伸長を図りつつ、自らの人間としての生き方についての自覚を深める指導が求められる。更に、キャリア教育との関連を図り、自己の個性・能力・適性を理解するとともに、それらを生かすための啓発的体験と、将来の充実した生き方を支える道德的価値の自覚を深める道德の時間の指導が大切である。

(4) 豊かな体験活動の充実と他者とのかかわりの中で自らを振り返る指導を充実させる

生徒は、学校の内外における様々な体験や学習活動を通して道德性をはぐくんでいる。学校教育全体において、各教育活動の特質に応じて、望ましい勤労観・職業観の育成を図る職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動など、生徒の豊かな心を育てる実践的活動を一層充実させる必要がある。そして、人間理解や他者理解を深め共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを大切に、各教科等の学習においても自らの生き方に直接かかわることを実感できるようにするなど、道德教育に資する学習を充実させなければならない。特に、将来について考え、進路選択の時期を迎える中学校の時期においては、職業や働くことの意義を理解し、望ましい勤労観・職業観をはぐくむ職場体験活動は、道德的価値に基づいた人間としての生き方について考える上でその意義が深い。それらの学習と道德の時間における道德的価値の自覚を図る学

習とが響き合うことが大切である。

(5) 社会生活上のきまりや基本的なモラルについての指導を充実させる

学校の教育活動全体を通して、人間としてよりよく生きていくための道徳性を育成する視点に立って、基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、基本的なモラルなどにかかわる道徳的実践の指導を心掛けなければならない。

中学生の時期は、心身の発達に伴い、それまで受け入れてきたことや従来からのしきたりや形に疑問を抱いたり反発したりする傾向が見られる。したがって、一見問題と思われる行動についても、その行動の背景にある心の状態の把握に努めることが大切である。そして、保護者や地域社会の積極的な協力を求め、適切な指導が行えるよう配慮する必要がある。特に、民主主義社会における法やきまりの意義やそれらを尊重することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できるよう、教育活動全体を通じて繰り返し指導する必要がある。また、日常生活の中で生徒自らが実践できるように、家庭や地域社会とも連携を図って指導していくことが大切である。

(6) 学校や学級の環境の充実・整備による指導を充実させる

生徒の道徳性の育成において、日々生活する学校や学級の環境が与える影響は極めて大きい。学校や学級内における望ましい人間関係や言語環境を整えるなどして、道徳教育の基本方針が反映されるような望ましい雰囲気醸成し、適切な環境を整備することが必要である。

第2節 各教科，総合的な学習の時間及び特別活動における指導

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

2 第2に示す道徳の内容は，生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり，道徳の時間はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じて適切な指導を行うものとする。その際，生徒自らが成長を実感でき，これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

学習指導要領では，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれにおいて，道徳教育の目標に基づき，道徳の内容について，各教科等の特質に応じて適切な指導をすることとしている。各教科等は，よりよい人格形成のために，各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で，道徳性をはぐくまれる。そのことを考え，見通しをもって指導することが重要である。

各教科等の指導を通じて生徒の道徳性を養うための視点として，以下の3点を挙げるができる。

（1）道徳教育と各教科等の目標，内容及び教材とのかかわり

道徳教育の目標や内容と各教科等の目標，内容及び教材とのかかわりを通した道徳性の育成が考えられる。

各教科等の目標や内容には，生徒の道徳性の育成に関係の深い事柄が直接，間接に含まれている。各教科等において道徳教育を適切に行うためには，まず，それぞれの特質に応じて道徳教育にかかわる側面を明確に把握する必要がある。それらに含まれる道徳的価値を意識しながら指導することにより，道徳教育の効果も一層高めることができる。

（2）学習活動や学習態度への配慮

各教科等では，それぞれの学習場面において，活動への取組の姿勢がはぐくまれ，学習態度や学習習慣が育てられていく。その視点から，生徒が学習に興味・関心を持ち，主体的に取り組む工夫をすることや，相互に学び合う思いやりのある協力的な雰囲気や人間関係をつくるように配慮することは，学習効果を高めるとともに，望ましい道徳性を育てることにつながる。また，基本的な学習習慣，体験的な学習や問題解決的な調べ方や学び方を身に付ける学習などを重視して，自分の生き方とかかわらせながら学習を進めていく態度を身に付けられるようにすることも重要なことである。

（3）教師の態度や行動による感化

日常の各教科等の指導における教師の態度や行動は，生徒の道徳性の育成に大きな

影響を与える。教師の用いる言葉や生徒への接し方などは、生徒の道徳性が育つよりよい学級の雰囲気や環境をつくるとともに、生徒の人格の形成に直接、間接に影響をもつものである。また、教師の授業に臨む姿勢や熱意は、授業中の様々な態度や行動となって現れる。それは、生徒の態度や行動にも反映し、学級の雰囲気をつくる。例えば、真理を学ぶことへの姿勢は、教師の姿から学ばれることが多い。それは、教師の内にある探究心や真理に対する謙虚さが、生徒の実践意欲を触発するからである。教師は、授業内容の指導に力を入れると同時に、一人一人の生徒を理解しながら、道徳の目標や内容に示されている精神を自らが授業の中で実践するよう心掛ける必要がある。

1 各教科における指導

（「第2章 各教科」の第1節から第9節の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

※以下は国語科の事例。他教科等も同様に示している。

(6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

(1) 道徳教育と各教科

学習指導要領には、第2章の各教科の節における第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1に、共通して上記のように示された。学習指導要領に示されている各教科等の目標と道徳教育との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

ア 国語科

国語科においては、目標を「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。」と示している。

国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにすることは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。更に、国語を尊重する態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。

なお、3(2)には、教材選定の観点として、道徳性の育成に資する項目を国語科

の特質に応じて示している。

イ 社会科

社会科においては、目標を「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」と示している。

我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。また、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自由・権利と責任・義務との関係を正しく認識し、権利・義務の主体者として公正に判断しようとする態度や能力などの公民的資質の基礎を養うことは、主として集団や社会とのかかわりに関する内容などと密接なかかわりをもつものである。

ウ 数学科

数学科においては、目標を「数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。」と示している。

生徒が事象を数理的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることにも資するものである。

エ 理科

理科においては、目標を「自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。」と示している。

自然の事物・現象を調べる活動を通して、生物相互の関係や自然界のつり合いについて考えさせ、自然と人間とのかかわりを認識させることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な見方や考え方を養うことは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成にも

資するものである。

オ 音楽科

音楽科においては、目標を「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材は、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなどを含んでおり、道徳的心情の育成に資するものである。

カ 美術科

美術科においては、目標を「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

創造する喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、美術の創造による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

キ 保健体育科

保健体育科においては、目標を「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」と示している。

集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながるものである。

ク 技術・家庭科

技術・家庭科においては、目標を「生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。」と示している。

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるもので

ある。また、進んで生活を工夫し創造しようとする態度を育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

ケ 外国語科

外国語科においては、目標を「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。」と示している。

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。

(2) 道徳の時間と各教科

次に、道徳教育の要^{かなめ}としての道徳の時間の指導と各教科等における指導との関連を考慮する必要がある。

各教科等における指導の目標、内容や教材が、道徳の時間の指導のねらい、主題、資料とのかかわりが見られ、関連を図ることにより効果を高めることが期待できる場合などは、指導時期の配慮などを通して指導の工夫を図ることが大切である。また、道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を各教科等の時間で扱う場合には、道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫しながら指導することも考えられる。そのためにも、道徳の時間及び各教科等の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

2 総合的な学習の時間における指導

(「第4章 総合的な学習の時間」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」)

(9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

(1) 道徳教育と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間においては、目標を「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」と示している。

総合的な学習の時間の内容は、各学校で定めるものであるが、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代社会の課題や、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題、職業や自己の将来にかかわる課題などが考えられる。生徒が、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、このような現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方を考えることにつながっていくことになる。

また、総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることも重要であり、このような資質や能力及び態度の育成は道徳教育につながるものである。

(2) 道徳の時間と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して道徳性の育成が図られる。一方、道徳の時間では、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方について自覚を深めるという視点から基本的な道徳的価値の全般にわたって自覚を図る授業が展開される。総合的な学習の時間における学習活動を通して、道徳の時間における道徳的価値の自覚が深まる場合や、道徳の時間の授業において、取り扱う主題と総合的な学習の時間の学習活動とを関連付け、道徳的価値の自覚を図る場合などが考えられる。

生徒の道徳性がより発展的、調和的に育っていくよう、道徳の時間と総合的な学習の時間における道徳教育との関連を図り、全体として道徳教育を充実していく必要がある。

3 特別活動における指導

〔第5章 特別活動〕の〔第3 指導計画の作成と内容の取扱い〕の1)

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

(1) 道德教育と特別活動

特別活動においては、目標を「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」と示している。この目標には、心身の調和のとれた発達と個性の伸長、自主的、実践的な態度、人間としての生き方についての自覚、自己を生かす能力など道德教育がねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、道德教育との結び付きは極めて深い。とりわけ、特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的実践の指導をする重要な機会と場であり、道德教育に果たす役割が大きい。具体的には、例えば、自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度、自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度、集団や社会の一員としてみんなのために進んで働こうとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、目標をもって諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して身に付けたい道徳性である。また、生徒の悩み、学級や学校生活における葛藤^{かっとう}などの道徳性に関する問題は、学級活動における指導と深いかわりがある。

学級活動の内容の取扱いについては、「第3章道德の第3の1の(3)に示す道德教育の重点などを踏まえること」と示している。また、学級活動においては、活動内容(1)の「学級や学校の生活づくり」の内容として、学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理、学校における多様な集団の生活の向上を示している。この活動は、生徒がよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な活動である。このような生徒による自発的、自治的な活動を通じて、望ましい人間関係の形成やよりよい生活づくりに参画する態度などにかかわる道徳性を身に付けることができる。

また、学級活動の活動内容の(2)「適応と成長及び健康安全」の内容としては、思春期の不安や悩みとその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会の一員としての自覚と責任、男女相互の理解と協力、望ましい人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解と参加、心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成、性的な発達への適応、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を示している。これらの活動を通じて、生徒一人一人が人間としての生き方について幅広く探求し、心身の健康の保持増進に努め、豊かな人間性や個性の育成を図ることは、道徳性の育成に資するものである。

更に、活動内容の(3)「学業と進路」の内容としては、学ぶことと働くことの意義の理解、自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用、進路適性の吟味と進路情報の活用、望ましい勤労観・職業観の形成、主体的な進路の選択と将来設計を示している。これらのことは、生徒一人一人が現在及び将来の生き方を考える基盤になるものであり、自己の生き方を見つめ、自己の目標を定めて努力していくことは、道徳性の育成に密接なかわりをもっている。

生徒会活動においては、生徒会の計画や運営、異年齢集団による交流、生徒の諸活動についての連絡調整、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参加を通して、学校生活の充実と向上を図る活動が行われる。生徒が集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、生活上の諸問題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な生徒会活動は、道徳的実践力を豊かにする上で有効適切であり、それによって生徒会活動が円滑に運営されることも期待できる。

学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる指導がなされる。特に、職場体験やボランティア活動などの社会体験や自然体験、文化や芸術に親しむ体験、幼児、高齢者、障害のある人々と触れ合う活動を通じて、思いやりの心、勤労や奉仕の精神、公共の福祉、心身の健康、協力、責任、公德心などにかかわる道徳性の育成を図ることができる。

(2) 道徳の時間と特別活動

特別活動は、道徳の時間に育成した道徳的実践力について、よりよい学校や学級の生活や人間関係を築こうとする活動の中で実際に言動に表すとともに、集団や社会の一員としてのよりよい生き方についての考えを深めたり、身に付けたりする場や機会でもある。そして、生徒が特別活動における様々な活動において経験した道徳的行為や道徳的実践について、道徳の時間にそれらについて取り上げ、学級の生徒全体でその道徳的意義について考えられるようにし、道徳的価値として自覚できるようにして

いくこともできる。更に、道徳の時間での指導が特別活動における具体的な活動場面の中に生かされ、具体的な実践や体験などが行われることによって、道徳的实践力と道徳的实践との有機的な関連を図る指導が効果的に行われることにもなる。

特別活動では、特に「体験的な活動」が重視されており、学校行事などの中で具体的に示されている。例えば、旅行・集団宿泊的行事においては、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」とし、また、勤労生産・奉仕的行事においても、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。」となっている。

これらは、特別活動において道徳性の育成にかかわる体験を積極的に取り入れ、活動そのものを充実させることによって道徳性の育成を図ろうとすることによる。そして、このような体験活動における道徳的価値の大切さを自覚し、人間としての在り方や生き方という視点から体験活動を考えることができるよう道徳の時間を工夫し、連携を図っていく必要がある。

生徒が特別活動における様々な活動において体験した道徳的行為や道徳上の事柄について、道徳の時間にそれらを位置付けて取り上げ、学級の生徒全体でその道徳的意義を考えられるようにし、道徳的価値として自覚できるようにしていくこともできる。更に、道徳の時間での指導が特別活動における具体的な活動場面の中に生かされることによって、それぞれの活動がより効果的に行われることにもなる。

なお、特別活動と道徳の時間との安易な関連付けは、逆に双方の学習効果を低下させることになりかねない。両者の特質をしっかりと理解した上で、それぞれの特質を生かして関連付けることが必要である。

第3節 その他の教育活動における指導

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。（以下略）

学校や学級内の人間関係や環境は、様々な側面から生徒の道徳性の発達に影響を与えるものであることを踏まえ、それらを整えるとともに、学校における道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされ、人間としての生き方についての自覚を深めることができるよう、以下の点に配慮することが大切である。

1 日常的な生活の場面における指導

学校における授業以外の場面として、朝や帰りの学級の時間、休憩、給食、清掃、部活動の時間などがある。

なかでも近年食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、子どもの食生活の乱れが指摘されており、成長期にある子どもにとって、健全な食習慣の形成は、健康な心身をはぐくむためにも欠かせない。その意味で食にかかわる教育は極めて重要であり、道徳の内容とも多くのかかわりがある。

また、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しみ、自己の個性や能力を発見し、伸ばすことができ、道徳の内容にかかわっても責任感、連帯感の涵養等に資するものである。異学年生徒との出会いや学校外の人たちとの交流の場でもあり、お互いに協力し助け合ったり、規則を守り礼儀正しく振る舞ったりする必要がある。また、仲間や指導者との協同的な活動を通して自己理解や自己受容、自己実現を図る場でもある。

これらの時間は、自由にできる時間と一定の行為が課されている時間があるが、自主的、自発的な活動を行い、協力する心や責任感、やりぬく心、公共心、公德心などを育て、集団の一員としての自覚を深めたり、生徒相互及び生徒と教師との人間関係を深めたりできる時間でもあり、道徳性の育成にとって大きな役割を果たす。

また、これらの場を活用して、教師が生徒と心の交流を図りながら、生徒の道徳性の実態を把握することにより、道徳の時間に生徒のよさを紹介したり、道徳の時間の授業後の評価を行ったりして、道徳の時間との関連を図ることができる。このように、

授業以外の教育活動の場も生徒の道徳性を育てる上で大切な場であり、道徳教育の視点から、生徒自らが成長を実感でき、新たな課題や目標を見つけられるよう道徳教育推進教師の助言により指導を工夫して取り組むことが必要である。

2 人間関係の充実

生徒の道徳性は、日々の人間関係の中で培われることが多い。学校や学級における人間環境は、教師や学校の人々と生徒との間において形成される。人間関係に関する指導においては、特に中学校学習指導要領「第3章 道徳」の「第2 内容」の「2 主として他の人とのかかわりに関すること」や「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」に含まれる内容項目が実践できるような状況をつくるように心掛ける必要がある。

(1) 教師と生徒の信頼関係

教育は、教師と生徒との人間的な触れ合いが基本にならなければならない。教師は、道徳的に完成された人格者として生徒に臨むのではなく、生徒をよりよく受容し、理解する態度及び生徒と共によりよく生きる道を求めていく姿を示すことによって、生徒と心が通い合うものである。教師もまた人格の完成を目指して努力しているという姿が、生徒の共感を呼ぶのである。教師が生徒に対してもつ人間的関心と教育愛、生徒が教師の生き方に寄せる尊敬と相互の信頼が、教師と生徒及び生徒相互の人間関係の基盤となる。そのためには、教師と生徒が共に語り合える場を日頃から設定し、生徒理解の有効な機会となるようにしていくことも大切である。

(2) 生徒相互の人間関係

生徒相互の人間関係を豊かにするには、相互の交流を深め、お互いが伸び伸びと生活できる状況をつくることである。生徒一人一人が、寛容の心をもち互いに認め合い、助け合い、学び合う場と機会を積極的に設ける必要がある。

友情と信頼によって結ばれ、一人の生徒の悩みや問題を、学級の全員が自分たちの悩みや問題として受け止め、援助や協力のできる人間関係の充実を図ることが大切である。また、異学年間の交流や特別支援学級の生徒との交流などは、生徒相互の好ましい人間関係や道徳性を育成する機会を増すことになる。

(3) 様々な人との人間関係

道徳教育について共通理解を図り実践を効果的に進めていくためには、教師相互の人間関係が重要である。教師として互いの人格を尊重し、助け合い励まし合う温かい人間関係をつくるのが、道徳教育の目標達成の基盤となる。また、生徒は教師以外の学校の人々や学校への訪問者、社会体験活動などで出会う地域の人々などに接する

機会がある。それらの人々に対する応対においても、適切な指導が望まれる。なお、学校における人間関係を支えるものとして、全教師の共通理解と協力体制が大切である。

3 教室や校舎・校庭等の環境の整備

教室や校舎・校庭等の環境は、生徒の道徳性の育成に深くかかわっている。生徒が日々目にし、耳にするものが、心に深く刻まれるからである。学級や学校を生徒自らが学習や生活をする場として自覚し、そのための環境整備に努めることが、まず基本的に求められる。それらの環境整備においては、生徒の豊かな心を育て、道徳的実践意欲を高めるのに役立つものになるよう、次のような工夫が望まれる。

(1) 環境美化や整理整頓

環境美化や整理整頓の指導においては、まず、それらを生徒たちが自分たちの問題としてとらえることが大切である。自分たちの環境を自分たちで整える態度は望ましい社会参画への第一歩でもある。また、やり終えたあとの心地よさを味わわせることも忘れてはならない。勤労体験活動、ボランティア活動等による環境美化の取組も積極的に行う必要がある。中学校は教科担任制による教育であり、多数の生徒が共用する教材や備品も多く、特別教室の利用も頻繁である。教材や備品が所定の場所に整理整頓されていなければならず、授業の準備や後片付けも短時間に行う必要がある。このようなことを全校の教師と生徒が自覚し、常に物品を丁寧に取り扱い、整理整頓に心掛け、意図的に道徳的環境を整備することが大切である。

また、汚れや乱れは、日々の使用によって増幅されるものであり、一人一人の生徒がこのことを自覚して、美化活動に協力する態度を育てることが重要である。

更に、学校環境の整理整頓と美化以外にも、例えば、飼育や栽培活動などで道徳的実践の機会をつくるとか、生徒の共同製作による作品を展示するなど、生徒の実践意欲を高める環境づくりが必要である。

(2) 愛校心や郷土への愛着を深める環境づくり

教師や保護者をはじめ、地域の人々や先達などが生徒に託す願いを表した掲示や作品の展示などは、生徒の内面に郷土愛や地域社会の一員としての自覚を深めたり、郷土の伝統と文化の継承を積極的に促したりする効果があり、豊かな心を育てることに

役立つ。また、愛校心を高めるような学校の歴史や卒業生の記念品などの展示も考えられよう。

(3) 道徳性の育成にかかわる情報の掲示等

学校や学級の目標やきまりに関する掲示、道徳の学習内容に関連する資料の掲示、更には、学級の係活動や生徒会活動におけるその時々情報の掲示等、様々に工夫を加えた学習環境の整備は、生徒の道徳性を育てる上で意義がある。また、教室や廊下等に鉢植えの花や生徒作品などを飾ることは、生徒の情操を育てるのに有効である。

更に、学校や学級の生活目標やきまりが、日々の生活の中で生徒一人一人の意識に効果的に働きかけることを考え、そのための環境づくりや、生活実態の改善に関する実態調査の結果を掲示するなどの工夫も大切である。

なお、読書意欲を高める学校図書館や学級文庫などを整備し計画的な利用とともにその機能の活用を図り、特に道徳教育推進教師と司書教諭との協力のもと、生徒の発達の段階や道徳性の育成に資する図書を選択や読み物資料の充実等にも配慮することが望まれる。

更にまた、生徒の言語活動はマスコミや地域社会、家庭、学校の言語環境等に大きく影響される。教師も生徒も、時、場所、それぞれの状況に応じた正しい思いやりのある言葉遣いに心掛け、教育の場にふさわしい言語環境を整えることは、道徳教育を進める上で特に大切である。なお、昼休みや放課後等に流す校内放送等の音響効果を考え、豊かな感性を培うことにも留意する必要がある。

第7章 家庭や地域社会との連携

〔第3章 道徳〕の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」 再掲部分を含む

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

道徳教育は、もともと一貫した方針を保ちながら、学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれの役割を果たすことによって、その充実を一層図ることができる。社会の急激な変化の中で価値観の多様化が進み道徳教育における三者の連携はますますその重要性を増している。

道徳教育は、日常生活のあらゆる機会や場において行われなければならないものである。とりわけ、基本的な生活習慣をはじめとする道徳的実践の指導の面では、家庭や地域社会に負うところが大きい。

学校と家庭との連携による指導を成功させるためには、学校における道徳教育の実態について保護者や地域の人々の理解を求め、家庭教育や地域社会における教育と学校教育との関連性・一貫性を確立する必要がある。学校で指導した内容は、家庭や地域の生活の中に反映されなければならないし、逆に家庭や地域での取組が学校の生活に生かされなければならない。

そのためには、まず学校は、家庭や地域社会が道徳教育に果たす役割を十分認識する必要がある。そして、そのことを踏まえて、家庭や地域社会との交流を密にし、協力体制を整えるとともに、具体的な連携の在り方について多様な方法を工夫する必要がある。例えば、学校、家庭、地域の大人が、子どもたちの道徳性をどのように高めていくかなどを語り合うための共通の学びの場をつくることも考えられる。その際、保護者や教師、地域の大人たちも含め、そこに集う人すべてが、人間としてのよりよい生き方について共に考えていく姿勢を示すことが大切である。

第1節 家庭や地域社会における道徳教育とその役割

生徒の道徳性は家庭や地域社会を含めたすべての環境や人々とのかかわりによってはぐくまれるものであり、とりわけ、基本的な生活習慣の確立や規範意識などの基本的な倫理観の育成、更には道徳的実践の指導場面では家庭や地域社会の果たす役割は大きい。

1 家庭における道徳教育

(1) 人間としての生き方の基本の学習

家庭は、人格の基礎を形成する場として重要である。乳幼児期の体験を通して、子どもは保護者との基本的信頼感をはぐくみ、それに基づいて心が発達する。家庭において身に付けるべき「早寝早起き朝ごはん」等の基本的な生活習慣や価値観は、その後の学校生活やその後の生き方に大きな影響を与える。特に思春期に当たる中学生が生き方について悩みをもつ時期に、家庭における保護者のかかわりは、彼らの生き方に大きな影響を与える。人間としての生き方の基本が家庭においてどのように学ばれるかは、一人一人の生徒の成長にとって大変重要な意味をもっている。

(2) 自立を支える信頼関係

中学生になると、生徒は次第に自我意識が強くなり、自立への意欲が高まってくる。そのため、ややもすると反抗的な言動が目立ち始めることもある。社会的自立に向けて、保護者は、毅然とした態度で善悪や正邪の区別などを正し、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、規範意識、倫理観や正義感などを生徒が身に付けられるよう、親として指導することが必要となる。その際、平素からコミュニケーションを密にして、愛情をもって、一貫した態度で生徒と接することにより、保護者との温かい信頼関係を基盤として、生徒の確かな自立が促されていく。

2 地域社会における道徳教育

(1) 生徒の豊かな体験の機会の拡大

生徒の体験の不足が様々な問題を招いていることが指摘されていることから、地域社会において豊かな体験の機会を増やしていくことが求められている。異年齢集団や異世代の人々との交流体験や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動など地域社会における体験の場は数多く考えられる。その際、家庭や地域社会のみならず、それらを支える企業、NPO法人、青少年団体等と連携して行うことが効果的であ

る。それらの場が、思いやりの心や自然への畏敬の念、職業に対する考えなど、生徒が自らの生き方について考えを深めるための契機となる豊かな体験活動の場となるよう工夫する必要がある。地域社会における豊かな体験の機会の拡大は、生徒の道徳的価値について学ぶ機会の質的・量的な拡大にもつながるものである。

(2) 保護者が子育てを学ぶ機会の拡大

生徒に伝えるべき価値などに確信をもてず、子育てに自信を失っている保護者が増えている。同じ地域に住む人々が共に支え合い、地域を支える子どもを共に育てるために、子育てに悩む保護者が望ましい子育ての心構えについて考え学ぶ機会を提供していくように働きかけ、協力していくことが望まれる。地域には、これまで地域を支えはぐくんできた高齢者やすぐれた人々がいる。そのような経験豊かな人々や必要に応じて専門家を交えて、共通の悩みや課題について保護者同士が共に話し合う機会を設けることは、生徒の健全な成長に重要な役割を果たす。

第2節 家庭や地域社会との連携による道德教育

学校と家庭、地域社会との連携による指導の効果を高めるには、保護者や地域の人々との共通理解が欠かせない。また、地域にある団体や施設、企業や学校等との連携も重要になる。学校で指導した内容は、家庭や地域の生活の中に反映されなければならないし、逆に家庭や地域での生活が学校の生活に生かされなければならない。

1 家庭や地域社会との協力体制

生徒の健やかな心身の成長を促し主体的な自己の形成を支援することが教育のねらいである以上、その営みは、生徒にかかわる学校、家庭、地域社会が連携を図り、それぞれの機能を十分発揮して実現していくものでなければならない。そのためにも、先に述べた家庭や地域社会がそれぞれ道德教育にどのような役割を主に果たすかについて十分認識を深め、そのことを踏まえて具体的な連携・協力を推進することが求められる。

(1) 主に学校が中心となる連携の推進

学校と家庭や地域社会との連携を図るには、まず、道德教育の意義についての啓発活動を推進することが大切である。その際、共に生徒を育てているという意識をもてるように工夫する。道德性の育成においては、家庭教育や地域での教育が大切なことを訴え、学校と連携していくことの重要性を理解してもらうことが大切である。

協力体制を充実させていくには、日頃の交流が不可欠である。互いの願いや活動を理解し合うために、「いつでもどこでも」を合い言葉とした「開かれた授業参観（保護者や地域の人が授業に参加し共に考える等）」への取組や、広報活動あるいは相互交流の場を増やし定例化することなどが望まれる。

例えば、学校評議員やPTAをはじめとする地域の人々との協力によって、道德の授業についての意見交換会等を道德教育推進教師が中心となって定例化し、生徒の道德性の発達や願いについて話し合う機会をもつ。そして、それらの話合いから生まれた問題点などに着目した体験活動を企画し、相互に分担しながら運営していくことも効果的である。どのようなことであっても共通の課題としていくことによって、連携の絆きずなや信頼関係が深まり真の協力体制がつくられていく。

また、授業公開や地域の人々との意見交換会を実施し、地域の人々の参加や協力、地域の諸行事を生かした学校の教育活動等を進めていくことが協力体制の原動力となる。

学校によっては、地域の主体性のもとにコミュニティ・スクールとして運営されているものもある。地域主体の運営によって、地域全体で生徒の道徳性をはぐくむとともに、地域社会貢献への実践力を高めることも期待される。

(2) 主に家庭や地域社会が中心となる連携への支援

教育の専門機関としての学校は、連携を推進していく立場にあるが、常にすべてを担うものではない。家庭における四季折々の習慣や行事、地域社会における伝統行事や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などとの関連を図って、学校が支援する側に回るような取組も必要である。

例えば、学校と家庭が一体となって地域の諸行事に参加したり、共に学んでいく場を設定したりすることなどが考えられる。学校においては、事前に諸活動の実態を把握し、年間の指導計画との関連を図り、各家庭への周知と啓発を徹底することが大切である。

また、三者がそれぞれの機能を融合的に発揮する取組も必要である。学校の施設を活用して地域の行事を企画し、その運営にPTAや生徒会、地域の企業やNPO法人等の諸団体がより主体的、組織的にかかわるような取組も可能である。学校やPTAの年間活動計画と地域の企画との関連を考慮し、各々のねらいと活動の役割分担を明確にして取り組むことが成功と継続の源となる。

(3) 中学校間や異校種間及び特別支援学校等との連携を生かした推進

中学校における生徒の交流は、スポーツ、文化及び科学等の部活動等における各種大会、コンクールなどその地域の中学校間における交流をはじめとして全国レベルで実施されるものもある。また、近隣の学校間同士で協同的に行われる学校行事等を通じた交流活動もある。それぞれの地域の風土や習慣の違い、伝統や文化などの異なる生徒との交流は、自己と他者や社会とのかかわりを考えたり、人間としての生き方についての自覚を深める貴重な体験の機会となり、創意工夫を生かした多様な取組を工夫することが求められる。

また、道徳教育の連続性、一貫性を考える観点からは、小学校と中学校、中学校と高等学校などの学校間の連携を一層充実させる必要があるが、中学生が小学校の運動会に参加したり、幼稚園や保育園で職場体験活動を行ったり、高校生と地域の問題について語り合ったりする活動が行われている。これらは子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動である。

更に、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習は、子どもの道徳性の育成に資する体験活動や学習活動であり、障害のある子どもについての理解と認識を深めるためにも、組織的、計画的に実施することが大切である。

なお、道徳教育推進教師は各学校の実態をよく把握し、学校や学年の接続や系統性を踏まえて学校間や異校種間の連携が道徳性の育成にどのようにかかわるのか、取組

への全教師の共通理解を促すとともに、橋渡しとなってその連携を推進することが求められる。

2 多様な連携の創意工夫

家庭や地域社会との連携を充実していくには、多様な連携の在り方を考え、学校及び家庭や地域の実態に合った方法を工夫していく必要がある。具体的には、次のような事柄が考えられる。

(1) 家庭や地域社会との相互理解

ア 家庭や地域社会における広報活動

学校と家庭の連携を成功させるためには、まず、学校の道德教育の意義とねらい、生徒の実態について保護者の理解を深め、道德教育の進展を目指して啓発活動を推進していくことが求められる。そのためには、学校便りや道德通信、ホームページなどの広報活動や保護者会を通して、折りに触れて伝えていく努力が必要である。年間を見通して計画的、継続的に進めること、生徒や保護者の発言が取り入れられるように工夫することなどに留意して取り組んでいくことが大切である。

地域への啓発活動は、開かれた学校としての姿勢を示していくことから始まる。学校行事への招待や学校便りの配布、地域の諸行事への参加を通して生徒理解を深め、互いに共通の基盤に立って生徒を育てていくという認識を深めていくことが大切である。特に価値観の多様化する現実を踏まえ、生徒の健全育成という共通の願いを明確にして推進することが大切である。

イ 生徒の実態に触れる体験を通して

道德の授業公開を通して実際の道德の時間を体験し、その効果や問題点について話し合う場をもつことも、相互の理解を得るためには必要である。実施の方法としては、通常の授業参観の形で行う方法、保護者会等の機会に合わせて行う方法、授業を参観した後に協議会を伴わせる方法などが考えられる。また、保護者が生徒と同じように授業を受ける形で参加したり、生徒と対話したりするような形式の工夫は、共通理解を一層深めることが期待できる。このような道德の時間の授業の公開を学校の年間計画に位置付け、保護者だけでなく、地域の人々にも呼びかけて、多くの参観を得られるような工夫をすることが望まれる。

更に、親子で参加する体験学習等の具体的な活動は、生徒の実態への気付きを促し、指導の目標や願いを共有し合うための出発点となる。ただし、生徒一人一人のよさを見失わないような配慮が求められる。

ウ 共に学ぶ場の設定

家庭教育学級やP T Aの活動を通して、家庭における道德教育の在り方や方法について、保護者と教師が共に学ぶ機会をもつことも啓発につながる。道德教育推進教師が支援するなどして、保護者からの問題提起による研修の機会をもつことは、自発的な相互交流の場となり、子育てにおける悩みを話し合う好機ともなっており、生徒の家庭における実態を知る手掛かりともなる。

(2) 道德の時間における創意工夫

ア 家庭との連携

道德の時間の指導や、事前・事後の指導において、生徒への便りやアンケートなどを親に依頼して学校の指導において活用したり、授業参観時に一緒に授業に参加し親も発言をしながら生徒と一緒に生き方について考えたりする場を設定する。また、保護者会等を通して資料提供の依頼を行い、共に授業をつくっていくことも、協力体制を活性化していく源である。ただし、人権や個人情報にかかわる問題、人間関係にかかわる問題等への配慮が必要である。

イ 地域社会との連携

地域社会との連携は、生徒が地域社会を知るために、概ね学校が中心となって取り組むものと、地域社会での取組が学校生活に反映するような、地域社会が概ね中心となって取り組むものとの両面からの体制づくりが考えられる。双方ともに、具体的な活動を整え時間と場所に配慮した活動が展開されるよう心掛けることが大切である。また、共通の課題を設定して取り組むことも連携を推進していく上で効果的である。

道德の時間の指導は学級担任の教師が原則として行うが、P T Aの協力を得ながら、地域に参加を呼びかけ、地域の人材の活用を図ったり、魅力的な地域教材の開発や活用を試みたりして地域とともに授業をつくっていく体制づくりも大切である。その際、企業やN P O法人等からゲスト・ティーチャーを招くことも効果的である。日ごろから教材発掘に向けて地域を歩き、情報を基に人材登録の資料を作成しておくことは、こうした活動の円滑化に役立つ。

(3) 道德教育における創意工夫

ア 道德についての研修を深める機会の設定

P T Aや地域の人々の協力によって、例えば生徒を主体としたフォーラムを開催するなど道德教育について共に語る会を設定し、生徒の願いや道德性の発達について話し合う機会をもつ。更に、それらの話合いから生まれた問題点などに着目した体験活動を企画し互いに分担しながら運営していく。また、それらの活動を円滑化していくために、核となる推進委員会を設け、地域の有識者や社会教育の専門家をコーディネーターとして運営していくことも望ましい。校内のみにと

どまらず、近隣の他校と一緒に取り組んでいくことも地域との連携を推進する上で効果的である。

また、マスメディアやインターネット、携帯電話等の普及率はめざましく、家庭内外の人々とのかかわりがより個人的で広がりのあるものになってきたことに鑑み、インターネット上の「掲示板」等への書き込みによる^{ひぼう}誹謗中傷やいじめといった情報化の陰の部分について、保護者や地域住民との合同の学習会をするなど地域ぐるみで情報モラルについての意識を高めていくことも求められる。

イ 学校と地域社会との相互交流を深めるための組織づくり

地域ぐるみで道徳教育を推進していくための組織を編成し、保護者や教師、生徒、地域の人々が一緒に取り組む具体的な活動や定期的な交流の機会を設定して、道徳性を育てる努力も必要である。学校の諸行事への招待、朝会や集会における講話など、生徒が校内で地域の人々と直接かかわる場面を増やしていくことから始め、次第に外へと交流の場を移していくことである。施設の開放や、地域行事への参加を通して、開かれた学校としての姿勢を示し、生徒会通信や学校便り等の発行物を配布して生徒の実態を伝えるなどして、共に取り組もうとする意識を育てておくことが大切である。

ウ 地域行事の企画・運営と参加

地域の諸行事や自然体験活動、スポーツ、文化活動やボランティア活動に家族ぐるみで参加したり、地域において編成された異年齢集団や異世代集団の一員として参加したりすることは、地域社会の横成員としての自覚を育て、互いが支え合う社会の在り方を考える上で意義のあることである。

また、参加するだけでなく、生徒会やPTA、企業やNPO法人等の地域の諸団体等が中心となって企画・運営していくことも、集団生活の在り方や地域を知るよい機会となり、生徒が自分自身を高めることにもつながる。

例えば、地域で行われる催しに、他校との連携を図りながら、生徒会が中心となって参加したり、地域防災訓練に学校ぐるみで参加し、救助活動や防災の演習を、地域の人々や保護者と一緒に行うことが考えられる。また、PTAの主催する家庭教育学級の企画や講習会に生徒も一緒に参加して、環境問題や性教育について考えたり手芸や絵画に取り組んだりするのもよい。ただし、地域の行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしておくことが大切である。

地域との協力体制を強化していくためには、学校から地域へと活動の場を移していくことが望まれるが、地域の諸団体が企画する活動が増加している現状を踏まえ、学校の指導計画に基づいて焦点化した協力体制を推進していくことが大切である。また、強制ではなく、生徒の生きがいとなるように趣味や個性を生かし

て取り組んでいくことが大切である。

例えば、地域の主催するイベントに吹奏楽部や演劇部が参加したり地域の青少年委員の人々による指導を受けたりしながら、地域の福祉施設や団体と一緒に参加する形も考えられる。更に、定期的なスポーツの交流も、地域との絆を深めながら、生徒の道德性の発達を促す意味で効果的である。

また、地域における伝統的な行事への参加は、地域社会の一員としての自覚を育て、愛校心や日本人としての自覚を高める指導にもつながるものであり、学校としての積極的な協力が求められる。

例えば、地域の祭りに、踊りや太鼓の指導を地域の人々にお願いし、教師と生徒と一緒に参加して取り組んだり、学校の文化部によるアトラクションや装飾の協力を行ったりする取組も考えられる。

エ 他の指導との連携

「職場体験活動」（進路指導）において、生徒の希望に添った訪問先リストの作成をPTAに依頼し、地域の企業やNPO法人等と共に活動に直接加わりながら、職業観や生きがいなどへの自覚を深めさせることが考えられる。事前の指導においては公德心、礼儀やマナーなどの指導を行い、事後の指導においては、勤労観や将来の夢や希望へとつなげるようにする。また、社会を担っている人々への敬愛の念も併せて育てることができるよう指導することが大切である。

第8章 生徒理解に基づく道德教育の評価

（「第3章 道德」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

5 生徒の道德性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道德の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第1節 道德教育における評価の意義

教育における評価は、生徒にとっては自分の成長を振り返る契機となるものであり、教師にとっては指導計画や指導方法を改善する手掛かりとなるものである。「第1章 総則」の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2の(12)では、「生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」と示されている。

一方、道德教育における評価については、「第3章 道德」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の5において、「生徒の道德性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある」と示されている。つまり、道德教育における評価についても、生徒自身による自己評価を生かして新たな目標への努力を支援するとともに、生徒の道德的なよさや道德的成長に対する共感的な理解に基づいて指導計画や指導方法を評価し、その結果を指導の改善に生かしていくことが求められている。

したがって、学校の教育活動全体を通じて行われる道德教育及び道德の時間について、指導の前後における生徒の心の変容を様々な方法でとらえ、自らの指導を評価し、指導計画や指導方法の改善に生かしていく必要がある。その際、よりよく生きようとしている生徒自身による評価の重要性を認識し、その内容を指導の改善に生かすとともに、生徒自身が道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚という観点から、自己を深く見つめ、考え、自らの道德性をはぐくんでいこうとする力を高めることが大切である。

また、道德性の評価においては、生徒自らが成長を実感し、新たな課題や目標を見つけられるよう、教師が生徒の道德的な成長を温かく見守り、よりよく生きようとする努力を認め、勇気付ける働きを重視する必要がある。

それゆえ、「第3章 道德」第3の5では、更に続けて、「道德の時間に関して数

値などによる評価は行わないものとする」と示されている。これは、道徳性は人格の全体にかかわるものであり、不用意に数値などによる評価を行うことは適切ではないことを特に明記したものである。したがって、道徳の時間においては、こうした点を踏まえつつ、それぞれの時間のねらいとのかかわりにおいて、生徒の心の変容を様々な方法でとらえ、適切に評価し、指導の改善に生かすことが求められる。

第2節 道徳性の理解と評価

1 評価の基本的態度

生徒の道徳性については、道徳教育の目標や内容に照らして、どの程度成長したかを明らかにすることが大切である。そのためには指導前や指導後の生徒の実態の把握に努め、確かな生徒理解に基づく道徳性の評価を心掛ける必要がある。その際、生徒一人一人の人格を、その全体像において理解することが大切である。

道徳性の理解を助ける資料等に基づいて、生徒の道徳性について判断し、評価するのは教師である。したがって、常に生徒の立場に立って生徒を受容し尊重する共感的な生徒理解を心掛けるとともに、生徒の道徳的な成長の姿を温かく見守り、よさを認め励ましていく教師の姿勢が大切である。

あくまでも生徒の道徳性の評価は、生徒が自らの人間としての生き方についての自覚を深め、人間としてよりよく成長していくことを支えるためのものである。

2 評価の観点と方法

(1) 評価の観点

生徒の道徳性は人格の全体にかかわるものであり、いくつかの要素に分けられるものではない。しかし、その理解と評価に当たっては、指導との関係から、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度及び道徳的習慣について分析することが多い。

道徳的心情については、道徳的に望ましい感じ方や考え方、行為に対して、あるいは逆に望ましくない感じ方や考え方、行為に対して、生徒がどのような感情をもっているかについて把握する必要がある。

道徳的判断力については、道徳的諸価値についてどのようにとらえているか、また、道徳的な判断を下す必要がある問題場面に直面した際に、生徒がどのように思考し判断するか等を把握する必要がある。

道徳的実践意欲と態度については、学校や家庭での生活の中で、道徳的によりよく生きようとする意志の表れや行動への構えが、どれだけ芽生え、また定着しつつあるか等を把握する必要がある。

また、道徳的習慣は、特に基本的な生活習慣をどの程度身に付け実践できているかを把握することになる。

(2) 評価の方法

道徳性を理解し評価するための特別な方法があるわけではないが、そのための資料

収集の方法として、次に示すア～オのようなものが一般的に考えられる。これらの方法は生徒にとっては自己評価を促すものであり、教師にとっては生徒の道徳性の理解を深め、適切に評価し、指導を改善していく手掛かりとなるものである。

これらの方法には一長一短があるので、それぞれの特徴を生かして幾つかの方法を併用することが望ましい。

ア 観察による方法

観察による方法は、生徒のあるがままの行動を観察し記録する方法で、毎日の生活の中で行われる。この方法で大切なことは、観察の積み上げである。指導のねらいや方法に応じて、あらかじめ観察の観点を定めるなどして組織的、計画的、継続的に観察を行い、客観性を保持しようとする配慮も必要である。その際、外に現れた行動からだけで判断するのではなく、態度や表情の微妙な変化から行動の背景にある心の動きをとらえるなど、生徒の内面の理解に努めることが大切である。それとともに、生徒の道徳性の成長の姿や生徒のよさを積極的に記録し、賞賛していく姿勢が強く求められる。

イ 面接による方法

直接に生徒と相対して話すことにより、その感じ方や考え方などを理解しようとする方法である。面接が深まれば生徒の話し方や表情から内面的な心情までも理解することができる。そのためには、面接の心構えや技法など、カウンセリングについての研修を深めるとともに、生徒との心の交流を通して親密な人間関係を築きあげる努力が必要である。

ウ 質問紙などによる方法

質問紙などによる方法は、あらかじめ作成した質問や生徒が直面すると考えられる問題場面での生徒の判断やその理由などを通して、生徒の道徳性を理解しようとするものである。主として道徳的判断力や道徳的態度の理解に適している。この方法は生徒の自己評価や保護者の目を通しての評価などにも活用できる。

エ 作文やノートなどによる方法

作文や生活ノートなどには、生徒の生活体験、反省、意見、希望などが感情を伴って述べられているので、生徒の内面を理解することができる。作文や生活ノートなどによる理解においては、作文の行間に込められた感じ方や考え方を的確に読み取ることが必要である。また、生徒の文章に対して受容的な立場からの賞賛や励ましの言葉を添えて返却することによって、教師と生徒との心の交流を深め、生徒の成長への意欲を喚起することができる。

また、グループ日記やグループノートなども有効である。

オ その他の方法

道徳的な成長への生徒の努力の姿や教師の指導の効果などについて具体的な事例をもとに検討していく事例研究法なども有効である。

なお、各種のテストを用いる方法もあるが、その場合は、その目的や注意事項をよく理解して使用する必要がある。

3 評価の創意工夫と留意点

生徒の道徳性を理解し評価する場合には、以上のことを踏まえて整理するならば、全体として、次のような点に留意する必要がある。

- (1) 評価のための資料に基づいて生徒一人一人の道徳性を評価するとともに、学級や学年の集団としての成長の姿を評価し、指導に生かしていくことが望ましい。
- (2) 評価のための資料が不十分であったり、矛盾したりするときは結論を急がず、他の資料を追加するなどして、長い目で生徒を見守ることが大切である。
- (3) 道徳性の育成には、多くの場面や要因がかかわりあっているので、広い視野から総合的に理解する必要がある。そのためには、多くの教師やそれぞれの家庭の協力を得て資料を収集していくことが大切である。
- (4) 生徒が自らの成長を実感し、さらによりよい生き方を求めて努力する意欲が生まれるよう、生徒の自己評価を工夫することが大切である。
- (5) 道徳性理解のための資料は、生徒のプライバシーにかかわる内容を含んでおり、その収集の仕方や収集した資料は慎重に扱う必要がある。
- (6) 特に指導を要する生徒に気付いたときは、直ちに適切な指導をすることが必要である。その場合、学級全体に対する指導と同時に、個別に相談的な指導を行う必要がある。道徳教育推進教師、経験豊かな教師や教育相談等の専門家の助言を求めたり、必要に応じて学年や学校全体で取り組んだりすることも大切である。

なお、道徳の時間における生徒の様子に関する評価においても、これらの留意点を踏まえるとともに、慎重かつ見通しをもって取り組む必要がある。道徳の時間は、生徒の人格そのものに働きかけるものであるため、その評価は難しい。しかし、可能な限り生徒の心の変容をとらえ、それらを日常の指導や個別指導に生かしていくように努めなければならない。

以上のように、道徳教育における生徒についての評価は、生徒が道徳的価値及びそ

れに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、自己のより豊かな心の成長を実感することができるように、道德の時間における評価も生かしながら進めていくことが大切である。

中学校学習指導要領解説道徳編作成協力者（五十音順）

（職名は平成20年6月末日現在）

岩 佐 信 道	麗澤大学教授
大 木 眞理子	千葉県八街市立八街中学校教諭
五 條 しおり	埼玉県立大学教授
齋 藤 嘉 則	宮城教育大学教職大学院准教授
坂 口 幸 恵	東京都江戸川区立平井第二小学校長
柴 原 弘 志	京都府京都市立下京中学校長
白 木 みどり	石川県白山市立笠間中学校教諭
田 邊 重 任	高知県高知市立南海中学校長
胤 森 裕 暢	広島県広島市教育センター指導主事
蘆 原 桂	山梨県教育委員会指導主事
藤 永 芳 純	大阪教育大学教授
藤 村 公三郎	神奈川県相模原市立相模丘中学校長
堀 内 俊 吾	埼玉県久喜市教育委員会指導主事
峯 川 一 義	東京都荒川区立原中学校長
山 西 実	越谷市中央公民館事務長 (前埼玉県春日部市立春日部中学校長)
横 山 利 弘	関西学院大学教授

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

高 橋 道 和	初等中等教育局教育課程課長
牛 尾 則 文	初等中等教育局教育課程課視学官
森 友 浩 史	初等中等教育局教育課程課学校教育官（併）道徳教育調査官
谷 田 増 幸	初等中等教育局教育課程課教科調査官